

平成30年度

## 予算審査特別委員会会議録

平成30年 3月13日 開会

平成30年 3月15日 閉会

大樹町議会

# 平成30年度予算審査特別委員会会議録（第1号）

平成30年3月13日（火曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 議案第 27号 平成30年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 28号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算について
- 第 4 議案第 29号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 30号 平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 31号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 32号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 33号 平成30年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 34号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

## ○出席委員（11名）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二  | 2番 齊藤徹   | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光  | 5番 西田輝樹  | 6番 菅敏範  |
| 7番 高橋英昭  | 8番 安田清之  | 9番 志民和義 |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 |         |

## ○欠席委員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 町長                         | 酒森正人 |
| 副町長                        | 布目幹雄 |
| 総務課長                       | 松木義行 |
| 総務課参事                      | 大林一博 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 黒川豊  |
| 住民課長                       | 林英也  |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |      |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 村田修  |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 鈴木敏明 |

会計管理者兼出納課長	高 橋 教 一
町立病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○高橋予算審査特別委員長

ただいまの出席委員は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

委員席につきましては、ただいまご着席のとおり指定いたします。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○高橋予算審査特別委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

2番 齊藤 徹 委員

3番 杉森 俊行 委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第27号から日程第9 議案第34号まで

○高橋予算審査特別委員長

日程第2 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件については、去る3月6日の本会議において、提案理由と内容の説明が既に終わっております。

お諮りいたします。

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第34号までの8件については、本委員会での質疑を3回までとする会議規則第54条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

次に、質疑に入りますが、その前にご連絡いたします。

理事者より、本委員会での各会計予算の審議に際し、主幹、係長等を説明員として出席させたい旨の要請がありましたので、これを認めることにいたしたいと思います。

なお、主幹、係長等からの説明にあつては、特に理事者から申し出があった場合に限り、

委員長において指名することといたしますのでご了承願います。

また、質疑に当たり、事項別明細書に記載されていない事項については、総括質疑でお受けすることにいたします。

また、関連質疑については、さきの質疑が終了してから新たに質疑されるようお願いいたします。

日程第3 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についての件を議題といたします。

最初に質疑を行います。

質疑は、歳出歳入の順で行います。

初めに、歳出からページを区切って、款ごとに質疑を行います。

それでは、事項別明細書の27ページから28ページ、1款議会費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### ○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

次に、27ページから54ページ、2款総務費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

#### ○安田清之委員

28ページ、毎度やらせていただいているのですが、時間外というやつですね。これを予算に計上するのはどうなのかなと、品物ではないので、発生もしないのにこの予算に入れるというのはどういうことなのか。物を買うわけでもありませんし、これはもう時間外はやってもいいよということなのか。そこら辺、総務課長、どういう考え方でここに記載しているのかお考えをお聞かせください。

#### ○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

ただいま28ページの時間外手当の当初予算計上についての質疑をいただきました。

確かに、時間外手当というのは、基本的な毎月確実に出るものではございませんけれども、実態といたしまして、多分、大樹町役場が始まって以降、ずっと必ず時間外勤務手当というのは出てございます。また、一般的にも、各毎月払う手当というのは毎月支弁してまいりますけれども、例えば4月とか5月に時間外手当が出た場合、出す予算科目を持たないという形になります。そういう形で、私どもの町も含め、全ての自治体官公庁で、あらかじめ想定される分の時間外勤務手当を予算に計上した上で、最も効率的にできるだけしないように努めているというのが実態でございますので、ご理解をいただければと思います。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

想定という言葉がいいのかどうか別にして、科目はどのようにでもできるのですよね。現実的に。そこら辺の考え方がどうしてもこれが出てしまうと、今までの過去の例ではきれいにお使いになるというか、時間外が出てしまっているということで、この出るという意味は、災害とかいろいろな問題があればわかるのですが、私はどうもこの部分が一般企業と町は違うのかもしれませんが、時間外というのは補正でお出しになってもいいのかなと。そうしたら、はっきりと皆さんにわかるのではないかという部分が、どの課が何ぼと出てくるのだろうと思うのです。

今後、お考えを、これ町長なので、総括になってしまうので、ちょっとこの部分はゆっくりお考えをいただきながら、例年変わっておりませんので金額が、若干今年は減額しているようでございますけれども、ここら辺はもう一度精査を、お願いを総務課長しておきますので、職員に対しても毎度あるのだよということでよろしく願いをしておきますから、これ以上聞きませんけれども、よろしく願いをいたします。

多分、来年も同じことをまた聞くとお思いますので、よろしく願いをいたします。

○高橋予算審査特別委員長

答弁はよろしいですか。

○安田清之委員

いいよ。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

30ページ、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の7節賃金です。

再任用職員の賃金については、平成28年、29年、30年と人数が変動しています。平成30年度は、説明によると5人減少して3名となるという説明でありました。このことによって、昨年8名から5人減って3名になることによって、事務的な事務量等に特に影響がないのかということと、各属人的な賃金について、今年度は821万8,000円計上されているのですが、その個人的な賃金の確定については、例えば月額日額幾らというふうになっているのか。若干平成28年、29年、30年で変動がありますので、その辺を伺いたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいま菅委員から再任用職員の賃金に関してご質問をいただきました。

まず1点目でございます。最初に、再任用職員の賃金の決定について申し上げます。

こちらのほうの再任用職員につきましては、大樹町職員の給与に関する条例の別表、給料表ですね、その一番下段に再任用職員にあっては幾らという賃金、給与の月額が定められてございます。それに基づいて算定してございますけれども、再任用職員のうち、フルタイムであればその金額をもろに使うと。例えば週4日であると、その5分の4である、週3日であれば5分の3であるという調整をかけているところでございます。

また、前年度に比べまして5人のマイナスが執務に影響しないのかということでございますが、非常に影響いたします。5人の方には、再任用ということで知識も経験もお持ちの方がそのまま残っていただいておりますので、もうすばらしい即戦力となっていております。今年度につきましては、そのうち5名の方が再任用ではなくなるという形で、職員、実質例えば4割にしても、実質4名分が5人掛ける0.8で4名分が減るという形になります。あらかじめ予算の説明の折に給与費明細書という書類がついていたかと思えます。給与費明細書の中で、今年度、給与から支弁する職員につきましては100名という形で、前年比4名プラスで計上してございます。ですから、再任用されなかった、再任用できなかった皆さんの分は新たな職員採用、もしくは異動の中で調整した上で執務に影響が出ないように極力努力してまいるということで、そういう形で対応させていただいているところでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

職員の事務量については新たに職員採用で対応するということで理解をします。

賃金の分でいうと、平成28年、29年、30年、人数で割り返すと若干違うのは、週の属人的に希望する勤務の日数によって違うから、単純には掛け算ではなくて、3人でもフルタイムの人が全部そろえば高いとか、そういう理解をしておけばいいということですね。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

すみません。説明漏れでございました。

その分につきましては、確かに、その方が週4日、週5日という形の増減もございますし、例えば同じ週4日でも、ここ2年、人事院勧告に基づきまして給与の月給改定をさせていただきます。再任用職員の賃金につきましても、その人事院勧告に基づきまして若干ではございますが増減がございます。増減といたしますか、ここ2年につきましては引き上げでございますけれども、そういった形の部分が影響しているものでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

総務費四つ、五つあるのですが、一つずつやらせていただいてもよろしいでしょうか。

一つ、まず28ページの賃金のところの、例えば庁舎清掃作業員で、報酬で出ております。それから、あと30ページ、7の賃金のところで清掃作業員賃金ということで、同じような作業の中で報酬と賃金との差というか、清掃作業員については庁舎ですからわかるのですが、もう一つのほうの7の清掃作業員というのは、まず節の区分が違うことと、担当される作業のことについてお伺いしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ただいま28ページの1節報酬から出ている庁舎清掃員、それから30ページの清掃作業員の賃金の違いについて確認をいただきました。

若干古い話になるのですが、嘱託職員につきましては報酬、それから準職員、臨時職員については賃金という形で線引きをされているところでございます。今現在、1節報酬で計上されている庁舎清掃員につきましては、従前、施設の管理人をお願いしていたものでございます。その施設の管理人を廃止した折に、身分を変えることなく庁舎の清掃をお願いするという形で継続任用したものでございます。

また、7ページの賃金のほうの清掃作業員賃金につきましては、従前から賃金支弁職員という形での雇用をしてございました。若干就労場所という部分につきましては、よその場所から役場の清掃に来ているのですけれども、そういった過去の経緯があって、そのまま報酬と賃金それぞれで計上しているという実態となっております。

以上です。

○西田輝樹委員

わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

次、38ページの13の委託費の中で、若手芸術家地域担い手育成事業コーディネート業務ということで600万円計上されているのですけれども、高額だなというのが正直な感想なのですが、どのような積算内訳で600万円というふうになっているのかとか、あと、アトリエ用の工作機器とか何かというのは、附属する契約の中のことでしょうから、それは理解できるのですが、この600万円というのはいかにも高額だなという認識なのですが、その積算内訳を教えてくださいたいと思います。



**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

委託料600万円の内訳でございますけれども、こちらは特殊な業務でございます、若手芸術家、芸術大学の卒業生等々と太いパイプのある企業の方をお願いしているものでございまして、地方創生推進交付金の対象事業で行っているものでございます。

全国の芸術関係大学等のコネクションを持っているということでの、そこでの北海道大樹町で酪農に限らずですけれども、大樹町で若手芸術家を招聘し、こちらで芸術活動等、地域の担い手としての仕事をしていただくようなプログラムを紹介していただくというようなことが主な事業でございます、また、学生を実際こちらに招聘して、その経費も見ながらスクールを開くというようなこともやっております。

今回の600万円につきましては、全国の若手芸術家の卵に対する事業の告知、説明会の費用、それから芸能スクールの企画費用、それから就業体験先との調整の費用、芸能スクールの講師の費用、芸能スクールに講師をお願いして開くという、そのための費用、あるいは芸能スクール実施のための運用費用となっております。また、芸能希望者に対する交通費、芸能学校に参加する方の交通費5名分を見込んでいますものでございまして、あと、自分たちが活動する費用、それから会社の調整費等々ということで600万円でございます、見積もりでは交渉の中でもう少し高かったのですけれども、若干ディスカウントしていただいたという内容でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員。

**○西田輝樹委員**

600万円の内訳を聞いたつもりなのですが、今のお話の中では、告知業務ですとか、何となくわかりそうなのは、交通費の5名分というのは本州のほうからこちらのほうに来られたら、おのずと飛行機代やホテル代というのは何となく積算できますけれども、今の芸能スクールという言葉だっと思うのですけれども、そのようなスクールもどんなようなイメージかというのは正直な話、今お話聞いた限りではわかりませんので、今でなくていいですので、もう少し積み上げた数字を教えていただければ、それがこの事業にふさわしい事業なのかどうかのお金にふさわしい、事務方のほうでは最少の費用で最大の効果ということで、信じてはおりますけれども、そういうふうな積み上げのこともぜひぜひ教えていただきたいというふうに思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

当然、見積書をいただいております、その内訳がございまして、一々読み上げるのはちょっとと思っております、ざっくりのお話をさせていただきましたけれども、見積書を提出すること

は構いませんので、後ほど提供したいと思います。よろしいでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

後ほど、全委員に配付願います。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

続けてすみません。

同じページでございます。40ページの中の北海道再生可能エネルギー振興機構について、決算のときも質問したと思うのですが、課長職なり担当の方が総会に行って資料をいただいているのだというような答弁はいただいておりますし、私も大切なことだなというふうに思っております。

この1年間、予算額は小さいのですけれども、例えば再生エネルギーのことから言いますと、例えば農林課なんかのバイオマスだとか林業関係のほうのチップボイラーでのこととかいろいろたくさん、太陽光ですとかそれぞれ種類たくさんあります。水素の利用ですとかですね。これからはそういうふうな時代になると思うのですが、この負担金を受けて会議に行って、関係課の連携なり関係業界というのか関係団体ですか、との広がりというのは広がっていくようなことを考えておられるのかどうか、お答えいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

こちらの北海道再生可能エネルギー振興機構に負担金1万円をお支払いして会員として参加しているということでございますけれども、昨年度におきましては、その総会会議にはちょっと出席でなかったということでございますが、長い目でみまして、当初の設立の趣旨もありますので、民間が中心でやっている再生可能エネルギーの研究だとか調査等々をされているという会でございますので、情報提供等々いただきまして、また企業とのつながり、私どもが考える再生可能エネルギーの普及に参考となるような太陽光も含めてなのですけれども、そういった交流があれば、これから広げていきたいと思っておりますが、現時点で特にどこどこつながりが強いとか、そういったことは今時点ではないかなと。

名を連ねていて、当初、総会、設立のころは参加させていただきまして、レセプションなどもありましたので、そちらにも参加させていただいておりますので、今年度につきましては、なるべく万障繰り合わせて参加したいなと思っておりますのでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員。

**○西田輝樹委員**

ありがとうございます。

なかなか現実的に誰が実際にやるのかというところまでは行政としてリスクのあること

ですから、早々軽々にバイオマスやったらいいよとか、何々やったらいいよとかというのは、これは経済行為にもつながっていくことですので、それは行政としては難しい面もあるかもしれませんが、せめてもや、前にコミュニティー関係のほうの庁舎内の勉強会とか連絡会議が立ち上がっていったように、ぜひ希望としては、関係する課もありますし、外のところの団体の働きはいろいろ難しいこともあるかもしれませんが、役場の中のそういうふうなバイオマスのそういうふうな再生エネルギーについての連絡会議というのか、ちょっとした打ち合わせ程度でも僕は満足ですので、ぜひぜひ、これを機会に内部的なお話し合いができるような場所を期待したいのですが、いかがでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

総括をお願いします。

○西田輝樹委員

そうですね。

○高橋予算審査特別委員長

ほかにございませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

同じく地域おこしの協力の支援の補助金ということで100万円補助されているのですが、これはあれでしょうか、卒業された方が起業されるための支援でないかなというふうに思っているのですが、これは、ほぼどの町村でも支援隊は配置されているのですけれども、傾向としてはどの町村もそのような支援事業というのは、なされていることを確認した上での予算計上なのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

この地域おこし協力隊起業支援補助金につきましては、3年間の地域おこし協力隊の勤務期間中、あるいは3年間終えた翌年まで権利があると。権利といいますか支給してよろしいということで、これは国の制度でございまして、国がその支援をした場合には交付税で措置しますよというルールでございまして、それにのっとりまして、大樹町でも交付要綱を定めまして、自立するときに必要であれば、要望があれば、交付しましょうということで予算措置をしているものでございまして、他町村全てを聞いたわけではございませんけれども、他町村の例を参考にして私どもも要綱を定めまして、他町村でもされているものと思います。ただ、本人が希望しない場合は交付しませんので、全てに交付しているとは思いませんが、希望する場合は交付しているということだと思えます。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

**○西田輝樹委員**

もうあと少しおつきあいください。

宇宙の町づくり婚活事業補助金ということで15万円計上されておりますけれども、これについては、農業関係だとか他の産業の方々の青年というか、含めての事業なのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

こちらにつきましては、昨年12月、毎年行っております商工会と町長との次年度に対するの要望、協議の中で、商工会青年部が昨年度実施事業として行った婚活事業が大変に、成婚とかそういった成果ではないのですけれども、事業そのものが、効果があったとかよかったということで続けてやりたいと。ただ、経費が大変なのだということで要望がございまして、その中で、事業を行うから補助をぼんとするというのではなく、中身を精査した上で必要な部分については補助しましょうということで話がまとまりまして、それに対して、現在、補助要綱を定めまして、予算措置したのは商工会青年部が行う婚活事業に対するの補助の予定でございます。ほかの団体から要望があった場合は、またその都度考えますけれども、現時点では商工会青年部から要望があったと。

ただ、商工会青年部は、商工会会員はもとよりですけれども、会員に限定するというものではなく、男女広く募集をして行うというふうに聞いております。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

46ページの2款総務費の10目諸費なのですが、街灯維持管理費約910万円ぐらいですが、例年この程度使われてきているのですが、今年度の計画の中で、更新とか新たな箇所への設置ということは考えられているのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

今現在、具体的に新たに設置するという予定は持ってございません。ただし、この経費の中には、要望に応じて追加するというような予算も若干含めておりますので、要望が出た段階で対応するという形になってございます。

過去から、例えば市街地のここが暗いとか新たな住宅が建ったから新しい街路灯の設置をしてほしいとか、そういったものについては対応してきているところでございますし、平成30年度におきましても同じように対応していけるものと考えてございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

疑問なあれなのですが、各会計にいろいろ出てくるのです。教育費もありますし、いろいろな病院もあるのですが、ボイラー保守点検業務というのは基準があるのかどうか。保守ですから、きちっと燃えるようにということは理解をいたしますが、金額が全部ばらばらなのです。現実的にチェックしてみると。安いものから高いものまで。年数によって高いのか、やることによって高いのか、何か基準があつての予算づけをされているのかどうか、お聞かせを。

年度ごとに買っていますから、古いものもあるのだと思いますよ。だからそういうものも含めて、備品もその中に含まれているのかどうか等々をお聞かせいただきたいと思います。

三つぐらいやるかい、一遍に。一つずつでいいでしょう。1人で四つも五つもやると聞きづらいので、ゆっくりやらせていただきます。

○高橋予算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時32分

○高橋予算審査特別委員長

委員会を再開いたします。

ただいまの件、後ほど回答をいただきたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

46ページの諸費、難視聴対策事業に139万5,000円ということですが、この事業の中身をお知らせください。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

テレビのデジタル化に伴いまして、難視聴地域につきまして共同受信アンテナを設置している、その維持費でございます。光熱水費、それから修繕料、それから撤去移設手数料、これは撤去移設をする予定はないのですけれども、発生した場合のために科目を存置しているところでございます。それから委託料、これは放送施設の保守点検業務でございます。それから電柱共架料、土地借上料、それから地デジ放送受信設備工事補助金10万5,000円

を計上しておりますが、こちらが発生した場合に使うものでございまして、あらかじめ、予定をしておく予算でございます。

以上、共同受信アンテナの維持管理のための予算でございます。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

わかりました。

それで、現時点で、難視聴世帯というのは存在しないのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

全て対応しているところでございまして、現時点では発生していない。同じ地域に家が増えますと、例えば緑町のところに新しく家が建つと、その方は難視聴になりますので、緑町といいますか下段のですね、そういったときには配線を新たにつないであげるというような対応をしております。

○志民和義委員

わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ44の1項総務管理費8目電子計算費の18節備品購入費なのですが、説明の段階で、パソコン本体で578万9,000円が計上されていて、数量については7台で578万9,000円という説明だったのですが、単価が80万円ぐらいなのですね。これは通常のパソコンではなくて、特殊なパソコンだから高いという理解になるのですか。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

私、事項別明細の説明の折、学童保育所に設置する7台を含めて17台というふうにご説明を申し上げたかと思えます。ですから、17台とプリンターの金額でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

菅委員。

○菅敏範委員

学童保育所に7台と、ほかに10台と。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ございませんか。

志民委員。

○志民和義委員

49から50ページですが、徴税费ですね。賦課徴収費の負担金、補助金及び交付金ですが、十勝圏複合事務組合負担金ということで49万8,000円ですが、この負担金は機構の負担金だというふうに思いますが、新年度、職員を派遣する予定があるのかどうかということと、それから、何件機構に送る予定をしているのか。それから、一部に機構のあり方、存続、役割が負いかかっているのではないかというような報道もあったと思うのですが、そのことについて、事務方のほうではどういう進み方になっているのか、お伺いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま市町村税滞納整理機構に関するお尋ねがございました。

ページのほうは50ページ、19節負担金、補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金49万8,000円に関する項目ということになるかと思えます。

まず、職員の派遣に関してでございますけれども、大樹町からの派遣は予定されてございません。三つ目の質問とも重なるのですけれども、今後の滞納整理機構のあり方の検討も踏まえてですが、各町村で職員を順繰り派遣するというような仕組みがありまして、これが平成33年度までで一回りを終えるというような今、割り当てが決まっております。担当者、それから副町長などの会議などからも、今後のあり方についての検討というのは、今、委員おっしゃるように話題としては上がっているところで、その一回り目の割り当てが終わる時期までの間に、今後、継続していくべきかとか、あり方を見直したらいいのかというようなことを検討していこうというようなことで、話し合いが今持たれているというような状況になってございます。

それから2点目の、平成30年度の整理機構に送る件数については、当該予算では6件を見込んでの予算計上とさせていただいております。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

わかりました。平成33年度で一巡するというので、よろしいですね。

それで、今からそういう話題も出ているということで、検討するということは、おそらく機構の存続自体も話題に上ってくるかなというふうに予想されますね、今のこの話の流れではね。

それで、送る件数ですけれども、これは職員の、総括になりますのでやめます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

46ページ、委託料の中の町有バス運行業務、多分大きいバスですよ。この中身に入る前に、運行時間というのは出ていると思うのです。月にどのぐらいの運行をやって、燃料費がどのぐらいかと。本当は聞いておけばよかったのですが、申しわけないので、そこは後でお出しをいただきますけれども、この積算根拠というのは、どういう形でこの700何ぼが出ているか、お願いをいたします。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

最初に、町有バスの運行実績について、ご報告申し上げます。

この町有バス、委託しているのは2台でございます、マイクロバスと福祉号でございます。直近で、平成28年度の実績を申し上げます。福祉号、51人乗りでございますけれども、述べ運行日数50日でございます。走行距離につきましては7,900キロ強、利用延べ人数につきましては1,486人。次、マイクロバスでございます。25人乗りでございますが、述べ運行日数につきましては75日、走行距離につきましては1万3,700キロ、利用人数につきましては延べ人数で860人程度という形になってございます。

それから、積算の関係でございます。

積算につきましては、過去の総合距離を参考に、年間のおおむねの計画を立てます。それから燃料単価、それから走行総距離を出した上で、あと人件費、1人当たりの人件費並びに維持補修費、燃油等の代金、それから運転手に対する日当等がございます。また、保険料関係が入ってございます。

今回の積算の中で考えますと、実際に、福祉号につきましては、全体としては170万円前後、それからマイクロバスにつきましては全体で580万円強程度の積算内訳としてございます。

ただ、実際には運行日数であるとか運転手の出席日数等にもよりますので、あくまでもおおむねの数字を見た上で、実績をもって、例えば運転手が宿泊に行くとか、それが公用であれば公務のほうで持ちますし、そういった形の精算といいますか、そういった形の中で経費を支弁しているという形になってございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

燃料も全部、こちらが見るということでもいいのです。代行業務だからね。必要なあれで



しょうから、これだけ運行していると。日数的にはちょっと少ないなと思ってはいるのですが、何とか、町の財政も大変なので、なるべくであれば、マイクロバスで、大きいのは動かさないほうが燃料はくわない、でかいから。そういうやっぱり割り振りをして、経費を少し下げていただくという考えをしていただきたいと。これ町長、総括に近いのだけれども。

もう一つ、車検は町が発注ですか。代行業務だから、町がやっているのですよね。入札か何かで。ここの部分。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

車検に係る費用も、委託料に組み込んでございます。

また、先ほど大型をやめてマイクロにという話をいただきました。実は福祉号につきましては、平成元年車でございます。また、マイクロバスにつきましては、平成3年の車でございます。当然、新しい車両になれば、燃費の部分も維持修繕の部分も浮くとは思いますが、いかにせん金額的にも結構するものと思います。ですから、内部では、その2台預けるのではなくて、例えば40人程度の車両を1台にするとか、そういった形の経費の節減についても検討はしているところでございますが、平成30年度に予算を上げるような塾度までは達していないのが事実でございます。

以上で説明を終わります。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

ちょっと疑問を感じるのですよ。これ多分、大樹貨物でやっていると思うのです。大樹貨物というのは、現実的には農協が大株主と。車検業務もここに入れてしまうと、おのずと農協の整備工場に入ると。そうすると、民間の車検をやっている業者の方、やっぱり大変だと思うのですよ。やはり教育委員会にあるマイクロバスも含めて、こういう状態をやってしまうと一企業に全部収入が行くと。総括なのだ。だからもうこれ以上やらないけれども、現実的にはこら辺、総括、町長に聞いてもね、かわいそう、だから今聞いているのさ、俺。

**○高橋予算審査特別委員長**

総括に。

ほかに質疑ありませんか。

柚原委員。

**○柚原千秋委員**

46ページの行政区会館と維持管理費のことなのですが、これは郡部にある会館のことを言っているのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

#### ○林住民課長

ここで記載しています行政区会館につきましては、町の条例で定めています会館全てをこの項目として計上しているという形になってございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

柚原委員。

#### ○柚原千秋委員

それで、私の拓北行政区にもあるのですが、築後40年くらいになっているのだと思うのです。私は事あるごとに、大事にしようなど。もうこれ壊れたら町でつくってくれないぞと、というようなことまで言っているのです。公共施設というのは40年もたったら、何か建て替える、改築するような感じだけれども、これは大事に使えば、まだまだしばらく使えるということなのではないでしょうか。

それと、1階建てだから、耐震の、何もそういうものもないということなのではないでしょうか。そこを聞きたいです。

#### ○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

#### ○林住民課長

まず、行政区会館の維持管理の考え方についてでございますが、今ご指摘いただきましたように、近年建てた行政区会館、あるいはコミセンのような改修した施設はまだ新しいのですけれども、地域にある地区の会館につきましては、かなり古くなっているというのをご指摘のとおりでございます。

ただ、町の考え方としては、現在ある施設をなるべくうまく使っていただくというか、新たな施設を建てるという考えは持たないで、なるべくうまく使っていただくというように、必要最小限の改修で、なるべく長く使っていただくというのを今方針として進めているところでございます。

そういった中にありまして、地域のコミュニティを守っていく中では、そういった会館、集まる施設というのは非常に重要な場所であるという認識も持っておりますので、トイレの改修はなるべく地域の方がご利用しやすいような、そういった部分ということで、平成29年度、それから平成30年度でトイレが改修できていなかった施設につきましては、その2カ年で今改修をするということで進めているところでございます。

お話のありました拓北福祉ホームにつきましても、平成29年度の中で改修を進めさせていただいているという状況になってございます。そういった中で、トイレ、高齢者の方にも利用しやすいように洋便座を使うですとか、それから段差の仕切りを取り外すとか、ちょっと今まで小便器と大便器がついていたので手狭だったりとかという部分を、そういったものを1カ所にさせていただいて、少し広くとるとか、そういったような改修を最低限させていただいて、何とかそういった中で長く使っていただいて、地域の方々に利用していただきたいというようなことで進めているところでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

47から48ページにかけての2款総務費ですけれども、48ページの負担金、補助金及び交付金の関係で、地域コミュニティ推進事業246万円なのですが、今、これはもうほとんどの地域で利用されているというふうに理解しているのですが、利用していないところがあるのかどうか、まず聞きたいと思います。

それと、いろいろな事業、今、私たちも取り組んでいるのですが、役場の職員の方々も来ていただいたり、要請もするのですけれども、いろいろ細かいところまでしていただいても申しわけないぐらいな気持ちで、そうしなければまた、職員が来ると地域の人も来ると、これまた不思議なことなのですね。一番人来るのは、町長来るのが、一番人が来るのですよ。これは本当に。そんなことで、事業をやりながら私たちもいろいろやっているのですが、ただ、全体的に私の関係しているところでもどうしてもやっぱりお金の面で運営費……。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員、総括。

○志民和義委員

わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時00分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど、安田委員から質問のありましたボイラーの点検業務について、答弁させます。

松木総務課長。

○松木総務課長

先ほどは大変失礼をいたしました。

ボイラーの保守点検の金額の異なりでございます。ボイラーにももちろん熱量のサイズの違いがございますのと、温水、それから温風、それからスチーム、その形態によっても異なります。また、私どもが今把握しているのは、暖房用のボイラー中心でございますけれども、例えば公衆浴場になりますと給湯のボイラーとかもございまして。そういった形で、ボイラー本体の諸元と申しますか能力、それからシステム、そういったものによって金額が異なって

いるというのが実態でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

30ページの12節の中の行政情報配信サービス料、どのようなサービスなのですか。ここをお聞きしたいのですが。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

30ページの行政情報配信サービス料でございます。時事通信という会社がございます、そちらは官公庁の動きとかを書物、書籍、新聞、ニュースレターみたいなものにして、配信をしているところでございます。私どもは、そういった最新の政策とか、そういったものを知るためにとっているところでございますが、これがインターネットを介して配信サービスを始めました。この配信サービスにつきましては、LG1、要は、地方公共団体のネットワークに入れます。通常は、官公庁システムに入り込むには、民間のインターネットはウイルスであるとか情報漏洩の可能性があって全て遮断しているのですけれども、地方公共団体が使うネットワークシステムから配信ができるということで、実は、一昨年ぐらいからサービスの無料で提供を受けてございました。もちろんライセンス数が少なく特定のものしか見られなかったのですが、実は例えば平成30年度予算であるとか平成29年度予算、そういったものの最新の情報を取得できる非常に有利なツールと考えまして、LG1に接続されているパソコンを使っている職員全員が見られるような形で、とりあえず入れてみようという形で予算を計上いたしました。

実際は、それをどれぐらい使っていくかというところがありますので、とりあえず1年試行的にそれをやってみて、非常に職務効率なり情報収集に役立つということがあれば、継続して接続を続けていきたいと考えるものでございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

それというのは、情報通信社は新聞のかわりということですか。何判ということですか、新聞が出ていますよね。それと同じような内容が配信されるということですか。それとも、まだ別のものが配信されるというか。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

○松木総務課長

内容的には重複するものもございますし、ネットで見れない情報も入っています。特に、私が今よく見るのは、中央官公庁の人事、例えば職員については全てが見れる。それから、他の自治体の先駆的な取り組み、そういったものも随時更新されていくと。そちらについてはペーパーのほうではちょっと把握できないものもありますので、そういった部分では、ペーパーで見るよりはネットで見ることがはるかに多くの情報を取得できるというシステムになっているものでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

予算計上をちょっとされているのかどうか、見てもわからないので、大樹には条例がありますよね。条例集というのは、中身は若干コンピューターの中に入っていますから勝手に見なさいというお答えがずっと返っているのですが、私どもみたい年になりますと、あれを見れない人間がいるわけですよ。これはやはり全部とは言いません。多分、きちっとどこかに条例集があるわけですから、我々に一部印刷をしてお出しただかないと、何項の何条から何項へというのがあるのですね、条例の中は。我々見れないのですよ。やってみたのですけれども大変苦勞、何時間もかかるのですよ、ページめくっていくのに。あれだと、条例集が1冊あると大変助かる部分がある価値あるのですよ。ですから、条例集をきちっとつくれとは言いません。コピーをして1冊お出しをいただけませんか。ここには予算計上されていないですよ、そういうものに対して。現実的に。それから条例が変わっても、パソコン上ではすぐならないのですよ。何カ月もたってからなると。こういう状態が起きておりますので、こちら辺は何とか、我々にも条例集を1冊とは言いません。コピーをさせていただいて……。

○高橋予算審査特別委員長

総括でお願いします。

○安田清之委員

総括。だから、予算をとっていないので。

○高橋予算審査特別委員長

予算に載っていないから、総括で。

○安田清之委員

総括でやれってかい。いいよ。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ございませんか。

齊藤委員。

○齊藤 徹委員

32ページの14節ストレスチェックライセンス使用料、昨年と同じで14万6,000円ですけれども、職員が対象だと思うのですけれども、出先機関も含めての全職員なのか。

それと、もう一度ライセンスの内容について教えていただきたい。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

ストレスチェックライセンス使用料の関係でございます。

対象につきましては、全職員でございます。本来、50人以下の職場はやらなくていいという形になってはいますが、基本的には職員の健康管理、精神面、メンタルの管理ということでございますので、ストレスの有無、それから職場環境の有無を含めて全職員を対象にしているものでございます。

内容につきましては、インターネット端末を使いまして、質問に答えていく形式になってございます。そこで、一人一人に対してはその質問項目の回答が終わると、あなたのストレス度合いはどれくらいだよというようなペーパーが出てまいります。そこでまず自分たちの確認できると。それから今度は、集団分析を行います。例えばこの職場で平均してストレスを感じている方が多いとか、そういったものは実は出るのですけれども、余りにも小さな職場でいきますと、それは特定個人に対する部分も出てしまうものですから、割と大きな集団母体で分析をしているというものでございます。

また、運用につきましては、大樹町労働安全衛生委員会の中で、その状況を把握しながら、医者の見解などを受けながら、どういう対応をするかというのを検討するという形をとって、このストレスチェックについて運用しているところでございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

内容はわかりました。

それで、一応職員全員ということなのですが、これは全員というのは強制的なのか。それも参加される方とか。パソコン上でやるということは、参加しなかったら、パソコンを開かなければ、ライセンスを開かなければ、参加しなくてもいいのですね。そういうことも全部チェックされているのか。誰がライセンスを使ってチェックを受けているとか。それも強制的に全員ですよといったら、職員全員だとかはわかるのですけれども、例えば自主的ですよとなれば、どのぐらいの割合の職員がこれを利用しているのか、知りたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

○松木総務課長

ストレスチェックの受診の部分でございますが、強制ではございません。ご本人が受けたくないといえ、そこを強制する何物もないというのが実態でございます。この14万6,000円ですけれども、1人540円という形になっています。

また、パソコンと申し上げましたが、例えば携帯を使ったモバイルであるとか、自宅のパソコンからも可能でございます。実際の受診率につきましては、おおむね8割前後、一昨年、昨年という形になってございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありますか。

菅委員。

○菅敏範委員

ページ42の総務費の7目福祉センター費の11節需用費であります。

福祉センターなのですが、これ古い建物なのですが、修繕料で100万円計上されているのですが、この金額でいうと大がかりな修繕は不可能なのですが、この100万円の修繕料というのは、今年度どの部分の修繕を予定しているのか、教えていただきたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

福祉センターの修繕費の関係でございます。

ご指摘のとおり、大規模修繕というのは現段階で予算には反映させてございません。また、具体的にどこかというの、今現在、特定の部分を確定させているわけではございません。ただ、平成25年度以降、ご指摘のとおり老朽化した建物でございます。また、雨漏りとかも結構ありまして、都度対応しているというのが実態でございます。

ちなみに、小破修繕用に100万円をとっているわけでございますけれども、例えば平成25年、26年、27年、28年と、50万円から80万円前後を要している実態がございます。

また、確定はしてはございませんけれども、今現在、修理を必要というふうに、管理をされている社会福祉協議会のほうからご連絡をいただいている部分、まず1点目が玄関前のロードヒーティングの舗装が割れてございます。それで、機能にどうかということだったのですが、今現在は機能がまだ保持されていると。雪解け後、改めて状況を確認した上でその補修を考える。それから、2階大ホールの後ろ側の非常口の階段、あそこについても老朽が結構見えるのかなと考えてございまして、検討すべき場所の一つと考えています。また、ホールにつきましては、雨漏り、中ホール、大ホールともにそうなのですが、ただ、そこを大規模に直すとか、完璧にとめるという手法とか、そういった部分の検討が完了してございませんので、応急対応というような形の修繕も考えられるのかなと。もう1点が、調

理室あるのですが、調理室どこからでも入れるという事態がございまして、衛生管理上どうかという部分もあります。ですから、きちんと遮断するというような考え方も必要なのかな等含めまして、そういった部分についての修繕の可能性があるということでございます。

いずれにいたしましても、ご指摘のとおり、ここを大胆に直すという予算ではなくて、小破修繕、これの積み上げとして100万円という予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

菅委員。

**○菅敏範委員**

ということは、年度内に、例えば何かの都合というか、何かによって大きな修繕を必要とする箇所が発生した場合には、その都度検討をして、必要があれば補正で組むという理解でいいですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

ご指摘のとおりでございます。

ちなみに、近年でいきますと、平成25年に、自動ドアの改修のために補正予算をお願いいたしまして80万円程度の執行、それから、一昨年、平成28年度に、下水道の污水管、これが地下で破裂しておりまして、敷き直すという形で百数十万円の補正予算をお願いした経過がございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありますか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

関連でよろしいでしょうか。

社会福祉協議会の中よりヒアリングということで、もっともなことだと思っておりますが、新大樹ですとか寿なんかの場合には、行政区会館としての機能もありますので、私どもの住民の方は、つい最近、この雨だったからだとは思うのですが、駐車場のところが非常に雨がたまっていて、「要請してちょうだいや」というふうな話も聞いておりますので、できるだけというか、関連して使用される行政区については、そのような社会福祉協議会と同じようなヒアリングをしていただければ、予算に限界あるのは承知していますので、大規模なことはなかなか難しいよということで承知していますけれども、ちょっとしたことはきっとそのほかにもいろいろ町内会の中の活動の中では出ておりますので、そういうこともご配慮いただきたいと思っております。



○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

ありがとうございます。

福祉センターにつきましては、多くの皆さんにご利用いただいているところでございます。実際、管理のほうは今現在、社会福祉協議会にお願いはしてございますが、施設の大家でございますし、聞き取りに行く云々は別にして、お気づきの点は総務課でもよろしいですし、社会福祉協議会でもよろしいので、随時お申し出をいただきまして、できるところからやらせていただきたいと考えるものでございます。

よろしく願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

37、38ページの総務管理費の関係です。

企画費で、上のほうのところですが委託料になります。観光マーケティング戦略策定業務1,570万4,000円ということですが、この中身をお知らせください。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

こちらは、宇宙のまちづくり推進事業ということで、平成28年度から3年間ということで、地方創生推進交付金の事業ということの中の一つでございます。大きな柱としまして、多目的航空公園の機能拡充と、それから観光マーケティングの戦略をつくるということと、それから、コアキングスペースということで、コアキングは、要は遠隔でこちらで働ける人を呼べないかというような調査をやるというような大きな柱で行っているものでありまして、その中の一つでございます。

昨年、一昨年と、観光につきましてはセミナー、あるいはワークショップなどを開きまして、あるいはプロモーションでモニターツアーなども実施してございます。それらをまとめて、これから宇宙をキーワードに観光戦略をつくっていけないかというようなことを、今年度、平成30年度は3年目でございまして、最終年ということもございまして、計画をしているところでございます。

まず、内容としましては、プロモーション戦略の策定、実施、進行管理等々、あるいは商品戦略、商品というのは旅行商品ですね。今「地恵のたび」というJTBの旅行商品の中に大樹町の多目的航空公園でモデルロケットをつくって飛ばすという旅行商品が掲載されております。商品化に一部なっております、そういったものの磨き上げをしていくということと、プロモーション戦略の事業としましては、中央から専門家を呼びましてモニターツ

アー、あるいはPRに使う動画を作成するという事も計画してございます。

また、コーディネーターを呼びまして、また先進地の視察も考えてございます。これは、講演会で事例をお話しいただきました長野県の阿智村というところが、スキー場と温泉のあるところなのですけれども、大変疲弊していたのですが、星空を売りものにしたところ大ヒットして、今すごく元気にやっているという例を聞きまして、宇宙にもつながるし、私どもの町でもそういった取り組みができないかということでの調査をしたいというようなことを考えております。

また、最終的には、調査報告書の印刷製本というようなことで、全体でこの金額の事業と、委託料ということになってございます。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

#### ○志民和義委員

宇宙中心ということですね。

せっかく来てくれるのだから、大樹の大自然のPRをぜひそれに加えていただきたいと思っているのですよ。というのは、前にちょっと帯広で講演あったのですけれども、自然の関係、自然保護の関係で、大樹は貴重な動植物が存在する数少ないところなのだということを知って、私らもびっくりするぐらいなのです。そういうところをアピールすることとか。

もう一つ、若い人たちが宇宙フェスやっているよね、尾田で。カムイコタン公園でね。大変人も来るのですが、せっかくGPSに尾田駐車場の尾田コミセンが入っていないというのだけれども、どうなのですかね。見たことないのだけれども。ぜひそういうものの中に入れて、案内板を設置してという要望も地域からも出ていますので、今の人たちやっぱりどうしてもそういうような携帯でのGPSということになるので、そちらのほうもできたらいいなというふうに思っているのですが、その点については、計画はないでしょうか。

#### ○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

#### ○黒川企画商工課長

宇宙をキーワードに旅行商品をということにはしておりますけれども、当然に、それだけでは物足りないといいますか、それだけということではございませんで、当然にこの町の雄大な自然、それから豊富な食、これらも組み合わせた商品開発ということで考えております。砂金掘りですとか、あるいは海もありますし、キャンプ場もございます。また、温泉もございますので、そういったものを取り込んで、隣町も含めての商品になっていくかなと思っています。例えばジュエリーアイス、豊頃町で大変盛んですけれども、ジュエリーアイスに行くと帰るときはとても冷えていますし、半日も長くもいられないもので、ジュエリーアイスとか晩成温泉を組み合わせるとか、そういったこともこの中では考えていこうと思っています。もちろん宇宙絡みでロケットをつくった後に、砂金掘りをするとか晩成温泉に泊まると

か、いろいろな組み合わせがあろうかと思っております。

宇宙フェスにつきましても大変好評で、しっかりやっていただいて好評を得ているというのは承知しているところでございまして、尾田のコミセンに限らず、地域のいろいろな会館ですとか駐車場ですとかというところの掲示が足りないという部分につきましては、旅行会社を通じまして、細かく載せていただけるようなことができないか、あるいはまた、うちの町のホームページも細かくそういったところが載るような地図も、観光パンフには載せておりますけれども、そういったところには配慮していきたいなと思いますし、町のホームページにも観光案内、これからちょっと充実させようと思っておりますけれども、その中でちょっと別な予算ではございますけれども、スマートフォンで見れるようなホームページにするという計画もございますので、ますます利用できるように、利用する中ではそういった細かな情報が入るように配慮していきたいと思っております。

**○志民和義委員**

わかりました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

28ページの職員手当の一番下の欄に、通勤手当というのがあるのですが、通勤手当は町外の方といたしますか、町外の方に通勤手当を出している方の人数なり金額なり、その割合のわかるようなことを教えていただきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

通勤手当の町外者の関係でございます。

一般会計分ということによろしいでしょうか。

**○西田輝樹委員**

はい。

**○松木総務課長**

一般会計の通勤手当で、町外の方にお支払いしている通勤手当というのは、合計4名でございます。お一人が幕別町忠類、お一人が中札内、お二人が帯広市でございます。ただ、この帯広市のうちの1名は、帯広から通っているのではなく、帯広に通っている人に支出をしてございます。大樹町に住んでいるのですが、職場がはっきり申し上げますと、十勝町村会に派遣している職員が大樹町から通っていますので、帯広から来られている方2名のうち帯広に通勤手当を払っているうちの1名は、大樹在住でございます。ということで、実際に町外から通われている方は3名でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

32ページの14節使用料の中で、複写機使用料が毎年60万円ずつぐらい上がってきているのですけれども、これは機械が増えているのですか、それとも印刷の量が増えているのか、お知らせください。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

複写機使用料の関係でございます。

委員ご指摘のとおり、毎年費用が上がっております。理由といたしまして、複写機、今現在、複合機を主に用いているのですが、1枚当たりの単価というのは非常に従前の複写機より安く設定されてございます。ただ、使用料全体の枚数、そういったものが若干上がっているのがあるのと、この複写機は実はフルカラー印刷ができるということもございまして、ですから、もしかしたら本来マーカークラウドで印をつけるのもカラーコピーをとってしまっただけで高くなっているということもございまして、それを昨年の中頃ぐらい、9月、10月ぐらいに非常に使用金額が高いという形で、もっと安く高速印刷できる印刷機というのも入れてございまして、本当にカラー印刷が必要なかどうか、そういった部分も原課に通知した上で、きちんと見直してしっかりコストを下げることには協力してくれというような通知をしているところでございます。ただ、実際は半年分、そこをやっていた部分もあるのと、絶対数というのも増えているということもございまして、予算については前年度よりも上がった形の計上としているものでございます。引き続き、低コストといたしますか、予算の節減に努めてまいりたいと考えているものがございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

44ページの14節データセンターの利用料、これも先ほどと同じように毎年上がってきているのですけれども、これは1社に発注しているのか、その積算の基準はあるのか、見積もり合わせか何かでこの金額をはじいているのか、そこをお知らせください。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

データセンターの利用料でございます。

昔は、大樹町役場の庁舎の中にサーバーをきちんと置いて、役場の中で自己完結していた部分がございます。ただ、その機械の更新費も非常に高いということで、業者のお持ちの電算の中に私どものシステムを乗せるという形。ですから、自賄いではなく、借用というようなイメージになってございます。どんどんどんどん、そのサーバーについてはデータセンターに置くというのが多くなってきてございまして、費用につきましては、これが最低ということよりも、これからもっと上がって行く可能性がございます。

こちらにつきましては、当初そのシステムを更新してデータセンターを利用するということに、長期継続契約を結びまして、1年当たり幾ら、1カ月当たり幾らという契約に基づいてやっているものでございます。

今現在、機械につきましては5年で契約してございまして、まだ期間中という形ですので、このデータセンター利用料、当初の契約と2回目の契約を二つ合わさったもので、金額の変動は途中からございますけれども、あらかじめデータセンターの利用料につきましては、契約を結んだ上で、長期の利用に供しているというものでございます。

ちなみに、システムを自賄いで入れた場合、データセンターを利用した場合、大きな差が出ていないというのがデータセンターの利用に移行している大きな理由でございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、53ページから68ページ、3款民生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

64ページの民生費、児童福祉費の関係で、町立認定こども園運営費と、それから法人認定こども園運営費なのですが、この保育士の方々それぞれ、正職員と、それから臨時の保育士の方、それぞれ何人ですか、お知らせ願います。また臨時の場合、町の認定こども園、こ

れは正職員にもし臨時がおりましたら、正職員に切り替えていく考えはないか、伺います。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

尾田認定こども園、学童保育の職員の数についてのご質問だと思いますが、まず、尾田認定こども園につきましては、正職員が4名おりまして、うち1名は再任用でございます。尾田につきましては、臨時の職員が保育士として4名お願いしてございます。ほかに保育士ではないのですけれども、栄養士の方として1名おります。

学童保育につきましては、正職員、現在2名で、臨時職員が8名となっております。以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

臨時の方々になくとも、まず町の認定こども園で臨時職員の正職員化というのは日程に上っていないのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

総括ですね。

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

同じく学童保育所の運営事業ですけれども、事業費801万1,000円ですけれども、その詳細の中で、平成30年の新たに燃料費52万5,000円、光熱水費25万円、新たに予算を見ているのですけれども、その詳細について、まずお聞きしたいです。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

昨年と比べまして、需用費、燃料費の部分、光熱水費が昨年度予算と比較して増えております。この分につきましては、新年度、建設をお願いしております学童保育所・児童館の新たな分といたしまして、一月分の光熱水費を見込んでおります。内訳といたしましては、燃料代のうち、3月分の灯油代として52万5,000円、あと電気、水道代といたしまして、電気が大体20万円程度、水道が5万円程度ということで、その分が光熱水費として増えているというところでございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

それと、もう一つ委託料なのですけれども、同じ学童保育所事業運営費、これも例えば機械警備業務1万1,000円、電気保安業務1万2,000円と新たに今年も増えているということは、これも新しい学童保育所分の1カ月分ということによろしいのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

委託料で昨年予算を見ておらず、今年度機械警備1万1,000円、電気保安業務としてみている分は、齊藤委員おっしゃるとおり、3月分の施設分としてみているということでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ということは、現行の今B&Gで行っている事業の事業費、役務費は、これは社会教育費で賄っているという解釈でよろしいのですね。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

そのように対応させていただいております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

去年も聞いているのです、僕ね。大樹町老人クラブ運営助成金、それと連合会と二つ……。

**○高橋予算審査特別委員長**

ページ数、言ってください。

**○安田清之委員**

56ページ。第3款2項19節負担金、補助金。

これは、人数どのぐらい。連合会ですから、大樹町老人クラブ運営補助金という名目で、これは何団体あって、何人ぐらいおられるのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

平成29年度の実績でございますけれども、団体数が15団体ございます。会員数が98

8人ということになっております。この補助金等につきましては、会員数に基づきまして算出して、各老人クラブと連合会のほうに出すというような形でさせていただいているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

15団体ということは、しいて言えば、町村というのか、行政区なのか。15団体という意味がわからない。行政区なのか、団体が15あるのか、現実的に。988人いて、案分しているのですという。では、老人の多いところはたくさん補助金を出しているのですか。その中身が全然わからない。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

失礼いたしました。

まず、各単位の老人クラブにつきましては、団体ごとでございます。行政区とかではなくて、例えば石坂地区とか北大樹とかいう形、あるいは町なかのほうですと西本通とか新通老人クラブという形となっております。団体ごとに人数が異なっておりまして、老人クラブにつきましては、各単位の老人クラブは1,500円ということになっておりまして、老人クラブ連合会のほうが全体の数掛ける210円と、あと定額補助ということで17万円ということを出しております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

出しているのに、何の意義があるのですか。補助金、出している意味がわからない。どういう理由でお出しになっているのか。連合会、何か行事をやるのか、町のためにこうやるのかという意味が全然わからないで補助金を出しているのか、お聞かせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

各地区単位の老人クラブにつきましては、その老人クラブごとの交流会、例えば毎月集まって安否確認等も含めたお食事会等するとかという形での活動、そういった形での集まりをさせてもらっております。連合会のほうは、例えば社協も共同してやっているのですけれども、一緒に町内の独居老人の方たちを集めたお食事会を開催するとか、そういった形での現役の方、あるいはちょっと支えが必要な方、そういう方たちを含めての交流活動をしていただいて、元気に健康にいていただくというような活動を主眼にやっております。



ろでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

意味、理解はなかなかしづらいのです。ただ漠然と出しているようにしか見えない。現実的に。団体ですから、グループをつくってもいいということですか、申し込めば。どこへどうすればいいのですか。現実的にね、むやみにもう何でも出す時代は終わったと思っているのです、僕。

人数割りで1,500円、この意図は何で1,500円なのか。この根拠、この積算根拠。何があればからこうなのだと、人数割りの根拠ですよ。これではね、事業として成立していません。ただ予算を丸投げ。この根拠を見せてくれないと、これはちょっと問題があるのではないかなと思いますので、ちょっとお聞かせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

1,500円につきましての積算根拠と申しますか、そういった額につきましては直ちにちょっとお答えできないのですが、従前より、例えば前はもう少し高かった。すみません、幾らだったのかちょっと記憶にないのですけれども、ちょっと高かったということも記憶しておりますが、行革等の関係でちょっと金額を下げて、現在1,500円というような形でやっているところでございます。

各老人クラブにおきましては、単位ごとに老人クラブの会費等も決めて、会費を集めて活動をしているところですが、各老人の方から負担していただいております負担金だけではちょっとお金がいろいろ活動する際に足りないということで、その分を町で助成させていただいて、老人クラブのほうの活動を活発にしよう、そういうことを主眼にやっているとところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

現実的には根拠もわからずという形で、中身は若干知っているのです、僕。知っていて聞いているのだよ。僕ね、連合会、単体だよ、早くいえば、新通町内会とか。60歳だか65歳になると入れるのだよね。そうだよ。60歳か。けど、60歳から入られると、町は1,500円。町内ね、やっぱり温泉行ったりいろいろやっている、啓発活動。やっているのは認める。しかしながら、人数割りでいくというのが、これ問題なのです。現実的に。もう60歳になったら入ってくれと、こうなるわけですよ。

総括でやってもいいのだけれども、ここでやっちゃうからさ。現実的には、これを見直す考えはあるかないか。根拠がないものには、反対をせざるを得ないのですよ。ただ、そのときにはバスも出していますよね、町で。だから、予算違うね、項目は。この中に入っていないでしょう。違う項目に入っているのだよね。バス出したり、温泉行ったり。これはねやっぱり60歳ではなくて65歳以上とか、70歳とか、今もうこの見直しをする考えはないですか。課長大丈夫、見直しをする、副町長でも誰でもいいわ、ちょっと。これね、こうやってむやみに補助金、助成金、ぼんぼん出しちゃうとね、何でもかんでもになってしまうのだよ。だから、見直しをするものはする。俺も入ってくれと言われるのだよ。元気なんでしょう、俺。そうしたら、町から1,500円もらえるからという、こういう発想の連合会、老人クラブはあってはならないと僕は思うのですが、そういう聞き取り調査はしておりますか。どうですか、課長。

**○高橋予算審査特別委員長**

暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

**○高橋予算審査特別委員長**

再開します。

ただいまの質疑は、総括のほうに回してください。

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

3点ほどあります。ページは、66ページでございます。

12の役務費で、ファミリーサポート事業の保険料と、それから19節にファミリーサポート事業の助成金が出ております。その保険料及び助成金の中で、どのようなことがされているのかを、まず1点目にお伺いしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

まず、役務費のファミリーサポート事業の保険料でございますけれども、これにつきましては、ファミリーサポートに登録していただいた方が事業を行っていただく際にけがをした場合、あるいは預かっているお子様がけがをした場合等のための対象の保険となっております。現在18名がその形での登録となっております。

ファミリーサポート事業助成金でございますけれども、ファミリーサポートは、いわゆる有償ボランティアという形でやっておりますが、例えば母子の家庭の方とか、そういう方が

利用した場合、本人にかかる負担の分の半分を町で助成して、使いやすい形でのファミリーサポート事業を進めていくというためのものがございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員。

**○西田輝樹委員**

自分勝手なイメージですけれども、ファミリーサポート事業というのは、お父さん、お母さんといいますか、保護者というのか、方々の主体的な事業かというふうに認識はしているのですが、これは町の事業というふうに考えたらいいのでしょうか。ちょっとそこら辺の私の認識間違いかもしれませんので、よろしく願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

ファミリーサポートにつきましては、基本的には、委員が考えているような形で、例えば保護者同士で助け合うというような形を町が補助するようなものだというふうに思っていたらよろしいと思います。

ただ、お子様を例えば預かるといった際に、面識が例えばない方だった場合、町のほうでその部分でお互い子どもさんも含めて会って、こういう形でのサポート、例えば学校からの登下校の下校する際に、子どもを来たら預かってほしいとか、そういう部分での要望、あるいはサポートする側にこういう子どもなのでよろしく願いしたいというような形での橋渡しをすると、そういうような形で町が間に入って行うような形というふうに思っていたら結構でございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

64ページの13節委託料の関係で、公衆浴場の関係ですけれども、臨時施設管理業務というところで、説明の中ではシルバーの単価増による413万1,000円ですけれども、その中には清掃業務と運営管理、清掃されているシルバーの方もおられるのですけれども、その辺清掃業務でどれぐらい見ているのか、運営管理でどれぐらい積算しているのか、教えていただきたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

管理業務としましては、週6日、1日10時間ということで考えております。その部分に

つきましては、343万5,581円というふうに積算しております。公衆浴場の清掃業務は、1日4時間ということで、3名ということで積算しております、その分で69万4,512円ということで見込んでおります。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

56ページの2目の13節委託料、緊急通報用装置設置業務なのですが、これは過去に何台ぐらい設置されて、今年は何台設置するのか。それから、この対象はどこまで広がっていくのか。そこをお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

設置につきましては、現在、2月現在でございますけれども58台設置しております。今のところ70台までは設置できるようにという形で、現在アルソックと提携いたしまして緊急通報の設置はしております。

緊急通報の設置につきましては、ひとり暮らしで心身に病気があって、やはりそういう緊急性がある方ということで対象を限定しております、お元気でつけたいというようなご要望の方もいらっしゃいますけれども、そういった方は、町ではなくて普通に申し込んでもつけられるということで説明をさせていただいております、そういうつけ方もありますよということでやっております。町でやっている分につきましては、例えば障害があるとか、そういう病気があって緊急性があると、そういう方に限定させていただいているところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

66ページの13節のところ的儿童送迎業務1,450万円ほど予算計上されているのですが、その内訳をお願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

現在、児童の送迎につきましては、生花晩成線、浜大樹石坂線、中島旭線ということの3路線を走らせております。基本的には、保育園の子ども朝と帰りの部分の送迎でございま

す。生花晩成につきましては、予定でございますが6名、浜大樹町石坂につきましては5名、中島旭につきましては8名の送迎を予定しているところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ちょっと関連して、同じことなのですからけれども、送迎の範囲ですけれども、今説明の中では保育部門という解釈でいいのですよね。幼稚園部門は、送迎はないということの解釈でよろしいですね。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

幼稚園の部分は、委員ご存じのとおり、帰りの時間がちょっと違うというところはありませんけれども、できる範囲で、例えば朝は就業というのでしょうか、その時間に間に合う、帰りも例えば早く出なくてもいいというようなことも含めて、できる範囲で対応するような形をしております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

当初、始める段階では、幼稚園部門はしないと。1時半に降園なのですよね。そうしたら、基本は1時半降園で、送迎の帰るバスが、例えば3時半になった場合、2時間の延長かかるのですよね。その延長保育料というのは、それは誰が見ているのか。ちゃんとこの予算の中で見ているのか、そこをちょっと確認したいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

帰りの部分につきましては、委員おっしゃるとおり時間がずれてしまうということがありますので、もし乗せるということだと、延長保育を申し込んでもらわなければいけないということで、その分は保護者の負担になりますという形で、それでもよければということでの帰りの便については、そういう調整をさせていただいております。そうでなければ、保護者の方が基本的には、その時間はないので、お迎えをということをお願いをしております。以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

保護者の責任で延長保育をかけるのですけれども、そうしたら、例えば延長をかけるというと法人になるのですけれども、法人と保護者との間でちゃんと延長保育の契約を正式にきちんと結ばれてやっているのですよね。そうでないと、むやみに予算も出ないと困るのではないですか。ただ口頭で、今日はいいです、明日お願いしますという形なのか、例えば帰る時間が2時間で、1カ月のスパンで2時間延長保育をかけるのか、1週間スパンでやっているのか、それとも口頭での話の中で毎日毎日やっているのか、それではちょっと現場は大変だと思うのですけれども、その契約の仕方、どういう形でやっているのか、そこを知りたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

基本的には、窓口に来た際に、入園の申し込みの際にそういう形で説明をさせていただいております。バスに乗る、乗らないもありますので、基本的には、使う場合はそういうふうになりますという話はしているのですけれども、実際の詳細な契約の方法等については、法人のほうからちょっと聞いておりませんので、今ちょっとお答えはできません。申しわけありません。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

66ページの13節、広域入所児童のことについてお伺いします。

現在、予算上で想定されている広域入所は大変いい制度だというふうに思っておりますので、これはどこに想定されている広域入所なのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

広域入所につきましては、現時点ではまだ希望の方はいらっしゃらないのですが、四、五歳児ということを対象に、広尾町等の保育園等に入った場合の積算という形で、1名分を予算措置させていただいているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

**○西田輝樹委員**

はい。

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩します。

休憩 午前 11時56分

再開 午後 1時00分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

3款民生費の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

58ページの扶助費の自立支援医療費の関係と障害児通所給付費について、詳細についてお伺いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

58ページ、扶助費の自立支援医療費ですけれども、昨年度に比べまして金額が大幅に増えております。この部分につきましては、更生医療が対象になっておりまして、主に人工透析の方の医療費ということになっております。このうち、通常であれば、更生医療につきましては社会保険に入っておられる方はご自分の負担分があるのですが、その負担分のうち、決められた額のみを負担していただくということになっておりますが、2名、生活保護の方がいらっしやいまして、その方につきましては、制度上、全額一度、町でお支払いをするというような制度になっております。この方の分の人工透析分としての自立支援医療費ということで金額が増えております。

扶助費のもう一つ、障害児の通所給付費でございますけれども、この部分は障害児のデイサービスということで、帯広の施設を利用するお子様がいらっしやいまして、昨年度、自立支援の関係の手续をいたしまして、今年度使うということで、予算のほうを見させていただいております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

自立支援医療費の関係はわかりましたけれども、障害児の通所給付費ですけれども、もし人数、子どもの対象の数がわかれば、教えていただきたいのですが。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

小学生が2名となっております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

68ページ、需用費の消耗品98万6,000円の詳細。それと、その下の工事請負費、学童保育所・児童館建築工事7億969万1,000円の建築工事予算、電気予算、施設予算がわかれば教えていただきたいのと、学童保育所の備品の関係ですけれども、資料でいただいたのですけれども、単価の出された根拠、どういうもとにして数字を出されたのか、お聞きしたいです。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田学童保育所長。

**○村田学童保育所長**

消耗品につきましては、新たな学童保育所・児童館で使うものとして計上させていただいているものです。例示で挙げさせていただきますと、例えば子どもが汚れたときに使うバスタオルとか、あとトイレのブラシ、あるいは子ども用のスリッパ、そういったものを備品として購入する予定をしております。

工事費の内訳でございますが、電気設備につきましては7,442万5,000円、機械設備が8,163万4,000円、建築主体が5億5,363万2,000円、本体工事といたしまして7億969万1,000円となっております。

備品につきましては、積算にいたしましたは、カタログ等を見まして、見積もりをもらいまして、それに基づいて大体単価の8割とか9割とかという数字になるのだと思うのですけれども、そういった形での積算をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

備品の中で、図書、三百三十何冊あるのですけれども、多分、児童図書だと思うのですけれども、どういう本を購入されるのか聞きたいのと、もう1点は、使用料の中で除雪機1台見ているのですけれども、誰が使われるのか、お聞きしたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田学童保育所所長。

**○村田学童保育所長**

図書につきましては、現在は図書館から持ってきていただいているものと、あと、もともと備えつけてあったものということで活用しておりますけれども、新たに小学生用ということで買う予定をしております。例えばなのですが、図鑑とか、あとはよく皆さんがご存じの



ようなポプラディア大図鑑といいまして、絵とか写真とか、こういうものだよというものとか、あとは童話の名作集とか、あとはネズミ等の本で有名な14匹のネズミが出てくる本とか、そういった子どもたちにわかりやすい、そういったものの本をそろえるということで予定をしております。

もう1点、除雪機ですけれども、除雪機につきましては、基本的には建物の周りにつきましては、そういった小型の除雪機で除雪を、入り口付近とかをする予定をしております、今後の施設の運営に係ってくると思うのですけれども、基本的には学童の職員ということで、児童を預かる人も必要なのですけれども、施設管理という部分も含めて、今配置が必要ではないかということで、ちょっと内部で検討しております、そういった方に降雪時に子どもたちの出入りに支障がないように、通路等につきましては、その除雪機で除雪をするというような想定をしているところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

それで、除雪機ですけれども、当初、いろいろ今まで協議の中では、除雪の関係は職員が対応するのだという、そういう説明できたのですけれども、あくまでも学童保育所の職員がその機械を使って除雪をするという解釈でよろしいのですね。例えばシルバーを使うとか、そういう予定はなく、あくまでも当初の説明の中では職員で対応するという、そういう説明を受けているのですけれども、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田学童保育所所長。

**○村田学童保育所長**

今後の人の配置にもなると思うのですけれども、原則そういった委員がおっしゃるような形で、施設の職員で対応するというところで考えております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

ちょっと確認させていただきたいのですけれども、60ページの20の扶助費の中で重度医療、ひとり親、乳幼児医療関係、それぞれ予算されているのですが、国とか道の基準から拡大している部分というのはあるのでしょうか。あれば、どれぐらいの財源の持ち出しなのかを教えてください。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま福祉医療費の関係でご質問がございましたけれども、重度、ひとり親、それから乳幼児に関してですけれども、重度、ひとり親に関しては、ほぼ道が定める基準に近い形になっているかと考えてございます。一部、要件で緩和している部分がありますので、全く一緒ではありませんが、ほぼ道の助成基準と合わせております。それから、乳幼児及び児童の医療費につきましては、当町の場合は15歳まで、中学生までは医療費無料という形での制度運営をしておりますので、道などが見るようにしています3歳未満、それから小学校就学までの一定要件の者という部分から拡大しての運営になってございます。

明確な持ち出しについての金額的な差額はちょっと計算していないのですけれども、支出と道費で歳入として予算計上している部分の比較として申し上げさせていただきますと、重度心身障害者医療費につきましては、支出のほうでは850万円扶助費でみておりますが、道費による歳入のほうでは426万8,000円を見ております。それから、ひとり親家庭の医療費につきましては、同じく支出のほうで250万円に対しまして、道費の助成につきましては129万3,000円。それから乳幼児医療につきましては、支出のほうで1,900万円に対しまして、収入のほうは386万円ということで予算計上させていただいております。

金額、先ほど制度的には変わりはありませんよというようなことで、重度及びひとり親についての歳入につきましては、医療費について2分の1が助成対象というような形になっているものですから、ほぼそういうような形になるかと思えます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

ちょっと聞かせていただきます。児童館建設について、ページ数は68ページ。

7億3,100万円というようなことで出ているわけですが、この中のいただいた資料の中で、太陽光発電317万2,555円、何キロワットでお考えになっているのか。金額は出ているのですが、説明はいただいておりますので、お聞かせをいただきたいと思えます。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大体6キロワット程度ということで予定をしているところでございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

6キロといたら、何に使えるのですか。現実的に、この6キロで。昼間だけですよね。何に使う計算をして6キロなのか。金額が妥当ではないような気がするのですよ。1枚単価、何枚つくるのですか、これ。1枚。90だか60だかという太陽光のパネルがあるのですが、6キロだと、多分5枚か6枚ぐらいではないかと思うのですが、こんなにするものですか。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

太陽光発電につきまして、主に何の分かということで、内容といたしましては、主に管理棟部門ということで、職員室とかその辺の配分だろうかと考えてございます。それから、枚数につきましては、今のところ44枚という積算をしております。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

この6キロぐらいつけて、事務所の部分だけという考え方でいいのですよね。そういうことなのですね。だから事務所、管理部門といたら、全部管理しなければいけないわけだから、それで間に合うわけがないのだから、せいぜい事務所かトイレかどこかということなのだと思うのだけれども。これで、6キロでいけるのですか。現実的に行けないと思うのですよ。一般家庭でも22キロとか何とかと、あれだけパソコンが入ったり、いろいろなものが入って6キロでいかないのだったら、これは削除するべきですよ。ただ無駄遣い。買って使ったほうが安い。現実的に。それ以上は言いません。

それからもう一つ、ここに監視カメラと防犯設備とあるのですけれども、監視だから見るほう、防犯は守るほうなのでしょう。このカメラも何台つけるのか。監視カメラが203万3,000円、何台つけて、1台単価幾らか、お願いをいたします。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

監視カメラにつきましては、屋内用のドームカメラを想定してございまして、台数的には4台を想定しておりますが、単価につきましては1台8万5,000円で、34万円で積算しております。ただ、カメラにつきましては、写しているだけではなくて記録しないといけない形になりますので、それに伴うレコーダーというのが少々値が張っております、1台57万4,000円という積算をしております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

### ○安田清之委員

申しわけないのですが、監視カメラ、五十何万円レコーダー、早く言えばデータを蓄積する、こんなにするものつけて、今、家庭で小さいやつでもちゃんと何十時間も持つやつあるのですよ。こういうものを頑張っていたかかないと、町民に理解を得られないと思うので、やっぱり何メートルで、こうやって無線で50メートルぐらい飛ぶのですよ。うちもついてます。こういう小さいやつで、ちゃんと何日分何日分と時間で区切られて、きちっと見れるものがあるわけですから。

結局ね、町の基金を崩してこれを建てるわけですよ。だから、これは町長の思いがしっかり入り込んでやっているのですから、職員の皆さんね、こういうものを削っていただかないと困ります。現実的に。本当にどうなのだと、行けるのかと。ただ言われたままではなくて、あなたの家を建てる気持ちで、課長ね、こういうものをお出しいただきたいと。出ていますから、減額をしてくれるのだらうという認識に基づきますけれども、もう少し中身、この太陽光も含めて、少しお考えをいただきたいと。

結局200万円だからね。現実的に。本当にどうなのだろうねと。100万円でも50万円でも、私のお金を使わないように、経済をしていただかないと、町民からも使い過ぎだよねと言われないように、これだけ頑張りましたというようなことを言っていたかかないと、ちょっと単純にばあっと見ていると、異常に大きい部分でかかるものもあると思うのです。それは僕らも言いません。言いませんけれども、誰が見てもこれはやっぱり二百何ぼというのは高過ぎるわ。だから、だって監視カメラというのは、どういうふうにするの。ただ、子どもたちいるときは職員もいるのでしょうか。見えない位置があるという解釈をしていいの。どういうことなの、監視カメラというのは。運動場に1人で遊んだときけがしたら困るからということ、この監視カメラというのは。防犯カメラ、防犯はわかるのですよ。監視カメラというのは、今4台と言われておりますから、どういう位置にどうやってつけるのか。職員も何名いるのか、まだ出ていませんから、管理費の部分で結局わからない部分だから、どういふようなことで、これだけの4台がいるのか、ちょっと教えてください。

### ○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

### ○村田学童保育所所長

防犯カメラの使い方なのですが、基本的にはその映像をずっと撮っておくというような形になります。つける場所は、子どもたちが通る通路、あるいは出入り口等につけて、死角がないような形でということで4カ所考えております。出入り口にまず1カ所と、あとトイレ前に1カ所、あと児童クラブ、学童の子たちが使う部分ですね、そちらのほうの通路のほうに1カ所と、あと交流広場、図書スペースとか置く部分に1カ所ということで予定しております。

基本的には、委員ご指摘のように、子どもがいるときは職員もおりますので、子どもたちには目が届いているということもあります。一方、出入り口等も含めまして、昨今、不審者

等の対策もあるということで、そういう部分も含めての抑止を考えてつけるということ。

あともう1点は、学童保育につきましては、基本的には登録制をとっておりますが、出入りにつきましては、お子さんたちが自由に出入りできるようになっております。万が一のときがあったときに、そういったお子さんがいつの時点で出入りをしたかというのも確認できるというようなことも想定いたしまして、そういったような使い方を考えているというところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

僕、聞いているのは、防犯カメラではないのだよ。監視カメラ203万3,000円。監視だから、見張るのだよね。どういうところへつけるのか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田学童保育所所長。

**○村田学童保育所長**

すみません、説明がうまくできなくて申しわけありません。防犯監視カメラということで一つのものというふうに、別々のものではなくて、それで防犯監視カメラとして4台ずつと映しておくのがあるということでのものになります。そういうものを4カ所つけるということでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

ちょっと今わからなかったのだけれども、監視カメラと防犯カメラは同じものだよという認識でいいのですね。名前が違うのだったら、これやっぱりきちとうたっていたかないと、同じものが何で二つくるのという話になって、我々、提示を町長からいただいたものを今ここで見ているわけですから、現実的にね、それだったもう少しわかりやすくお願いをしておきます。

それからね、もう一つ、建設費にかかわる問題だと。ダクト工事で917万4,900円、ダクトというのは、早く言えば温風を出すためのものでしょう。ですよ。ボイラーから熱を出して、出るのに900万円もかかりますかね。どのぐらい、何メートルぐらいのダクトなの。

**○高橋予算審査特別委員長**

暫時休憩します。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時33分

○高橋予算審査特別委員長

再開いたします。

町長。

○酒森町長

ただいま学童保育施設の建設に関して内容の質疑をいただいております。

詳しい内容になりますので、建設課の奥係長のほうから説明を行いますので、ご了解をいただきたいと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

奥係長。

○奥建築係長

ご質問にありました空調設備機のダクト設備につきましては、概要としましては温風暖房機のダクトと法的に必要な換気量を確保するためのダクトとなっております。

さらにその内訳としまして、面積換算してございまして、そのダクトの面積としまして403平方メートルのダクト工事並びにそのダクトに付随するダンパー類を計上した内容となっております。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

排気吸気という言い方をするのだらうと思うのだけれども、空気を入れて出してと。これ絶対やらなきゃだめなのですか。現実的に。法的にあるの、ちょっとそこだけ教えてください。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

建築基準法に基づきまして、24時間換気が求められているための設備でございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

人間いないのにやれというのはおかしくない。人間いるときだけでしょ。ではないの。それちょっとおかしくありません。人間いないのに、法令で、法令だからと言われてしまうと、ちょっとあれできないのだけれども。人間もいないところに何で空調いるの。いるときやるのならわかるのだけれどもさ。24時間やるということは電気も使うということよ。そうでしょう。現実的にはちょっとわかりませんよ、それ。人間がいるときの空調というのは

わかりますけれども、人間がいないのでしょうか。たった3時間か4時間使うだけでしょ。その施設は。いるときは、空調は、俺は必要だと思いますよ。いないときもずっとやるわけですか。これ法令で決まっているの、本当に。公の施設はやりなさいとあるのかもしれないけれども、24時間せいとは書いていないのではないの。多分ないんだよ。人がいるときはやらなければいけないのだよ。いないときはやらなくてもいい……。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

大変説明不足で申しわけありません。

法律に基づいてはいるのですけれども、委員おっしゃるように、全体ということではなくて、居室にかかわる部分、職員室ですとか、そういった児童クラブの経営ですとか、そういったところは24時間必要だということに定められて……。

○安田清之委員

24時間やるの。

○鈴木建設水道課長

はい。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

こんな小さなことをしゃべってと、笑われるかもしれないけれども、もったいないなと思うのです。法律にあるからやります、これはごもつともだと思う。皆さんがいるときはやってもいいけれども、普段は切ってもらうとかさ。法律をつくっているほうも法律だけれども、それを受けているほうも抜け穴はあるのでしょうか。人間いないのだからやりませんよと。要は、何平米以上はこうですよと、人間がいるからこうですよと。それでは家庭全部、吸排やっているわけではないでしょう。何平米以上で決まっているのかい、どうなの。24時間やるというからだよ。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

繰り返しのご説明になりますけれども、やはり居室に該当する分については、24時間必要だという法の定めに従いまして、そのように運用していきたいかなと思ってございます。委員おっしゃるように、僕らも電気代当然かかることですから、もったいないと承知しておりますけれども、その辺は致し方ないのかなと思ってございまして、よろしくお願ひします。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

#### ○安田清之委員

申しわけないけど、道庁でもどこでも聞いていただいて、法律上はこうありますと。人間が誰もいないのに空調しなければいけないのですかと。しなければいけないか、ちょっと確認だけしてくださいよ。これ、委員長お願いします。

だって、何もいないところにさ、法令があるからといってやってしまったらさ、全部法令どおりやったらさ、大変なことになるよな、町村の持ち出しが。だから、これは学童保育をつくりますと。人間がいるときはやりますと。ただ、人間がいないという、休みのときもずっと空調するわけだから。これは無駄遣いだと思うので、駄目なのかどうかぐらいは聞けるでしょう。要は、課長ね。これは法律にかかわる問題だから、これ以上は言いませんのでよろしく。確認だけしてください。人間いないところでも24時間やらなければだめなのですかと。だって、1級建築士が立派なものつくって、カビが生えるなんてことないでしょう、1日何時間で。よろしく願いをして、もうやめときます。これ以上ね。総括でまた若干やらせていただきます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

簡潔に確認して、その報告を委員長宛てにお願いいたします。

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

#### ○西田輝樹委員

確認させてください。

68ページの学童保育所と児童館が予算計上されているのですが、確認したいのは、児童館部分の前には構成員という人が必置で、児童館の運営補助というのはいだけたのですが、この施設も児童館の構成員というのが必置で運営補助なり交付税措置を受けられるものなのかどうかを確認させてください。

#### ○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

#### ○村田学童保育所長

実際の学童保育所・児童館の運営の部分に係ってくると思います。

児童構成員につきましては、児童館の部分については置かなければならないということになっておりますが、資格は、例えば学校の先生とか、あと保育士も児童構成員になれるということで、そういう形で対応が可能だということで、おっしゃったような補助金等の申請、運営ののでしょうか、ということもできる部分はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

#### ○西田輝樹委員

まだ実際に建物ができていないので、早計かもしれませんが、学童の先生が児童構



成員を兼務するということも可能と考えられているのでしょうか。別な人だというふうに、今の段階では考えられているのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

○村田学童保育所所長

人員配置につきましては、議員おっしゃるようにまだ具体的なところまではいっていないのですけれども、必要人員を確保した上で、資格を持っている方につきましては、児童館部分と学童クラブの部分でローテーションをして、回して対応していくというような方法でと考えております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

確認させてください。

68ページの委託料、工事監理業務なのですけれども983万7,000円、これは工事請負費の利率で算出されるのですけれども、この段階では1.386%なのですけれども、例えばこれが入札の場合、工事請負費が増えた場合は、その利率は変わらないのか、変動するのか。それと、工事請負費が入札で減った場合に、この工事監理業務費というのは、今の段階では1.386%で算出されているのですけれども、この数字というのは変わらないのか、これも変動するのか、そこを確認したいです。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

こちらの新築工事の監理業務につきましては、積算の根拠といたしまして、建築物の用途種類、それから建築の面積、それによって算出されるものでございますので、入札によって工事費が下がったからといって、そちらの金額に影響するものではないと考えてございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

金額に影響しないというのは、利率が変わらないということか。それとも、今7億969万1,000円が、例えば6億8,000万円になりましたよといっても、監理業務費983万7,000円は動かないということなのか。そういう意味ではないのか。例えば逆に7億九百何ぼが7億2,000万円になったよと。それでも、この983万7,000円は変動しないのか。変動するといったら、今の利率が、割合が、計算して割ったら1.386%なの

です。そのパーセンテージが変動するのかもしれないのかということを知っているのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

工事費から割り返す利率ということで考えれば、こちらの監理業務は先ほど説明させていただきましたとおり建築物の用途、種類、それから面積から算出されるべきものでございますので、こちらの数字の、今回983万7,000円ということで計上させていただいてございますけれども、これも多少、入札なり見積もり合わせということで下がっていくとは思いますが、その金額はそこで変わるだけであって、基本的な考え方はやはり面積から算出する金額となりますので、齊藤委員おっしゃるように、本体の工事費が入札によって金額が下がれば、それに対する割合は上がっていくという形になるかと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ごめんなさい。割合が上がるのではなくて、パーセントが上がるということですか。我々単純なのは、今説明したのは、資料でも例えば部材とか工事の中身だとか面積によって監理費用というのは変わってきますよね。でも入札した場合、上がったか下がったか場合は面積変わりませんよね。施設のボリュームも変わりませんよね。そういった中で、利率が変わっていかないのかと。単純に変わらないと思う。そもそも変わらないでしょう。だって面積変わらないのだから。工事量もかわらないし、ボリュームも変わらないのだから、単純に素人が見ても、今ここでは工事費の1.386%なのです。単純に計算してね。細かくやれば1.2%とか、いろいろ利率あるのですけれども、ただ我々素人が見た段階で、単純に1.386%で、入札したときに面積変わらないですよ。入札するときは、面積変わったら大変なのだから。工事量も変わりませんよね。そういったときに、それが入札を落としたときに、もしか下がった場合、上がった場合、上がったといったら不調になってしまうのだけれども、そういったときに1.386という数字は、我々素人感覚では、それに便乗して監理業務費も上がるということで、入札が下がれば監理業務費が下がるという単純な計算なのです。そういう感覚で捉えていいのかということなのです。難しいことはいいのです。ただ面積は変わらないのだからみんな。面積が変わらないし、工事量もボリュームの変わらないのだから、それについてお願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

布目副町長。

**○布目副町長**

今、学童保育所の工事監理料、業務の関係をご指摘いただいております。

担当課長も説明しましたが、単純にいきまして、建築面積、用途がありまして、第

11号とか、そういう一類とかとあるのですけれども、1,406平米ということで、これが全てなのですね。これで作業の時間数を算定するのですね。それで時間数を出して行って、1,012時間という時間が算定されているのですよ。これに1人工当たりの単価を掛け算して足すと。あとは諸経費がありますけれども、という仕組みになっているのです。ですから、本体工事のほうの入札により下がったとかということでも、ここに影響するというところは基本的にこの中ではないのですね。そういう積算の仕方の仕組みなのですね。これで今回は算定をしているということをご理解をいただきたい……。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ということは、そういう計算方式でいっても、入札が下がっても、大方983万7,000円という数字は動かないということではないのですよね。上がっても。例えば入札が不調で7億2,000万円になったと。でも、それも983万7,000円は大体動かないということで、この数字というのはもう本体工事の変動しても983万7,000円というのは、ほぼ固定額という捉え方でよろしいのですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

副町長。

**○布目副町長**

今、委員ご指摘のとおり、仮定の話ですけれども、上がっても変わらないという、そういうことをご理解をいただきたいというふうに思います。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

60ページの6目福祉医療費で28節繰出金なのですが、出産育児一時繰出金が平成28年度、29年度に比べて168万円減の336万円の計上なのですが、これは実績に基づく計上ということで理解してよろしいですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

今回から国保制度が、道が財政運営の主体になるというようなことなども踏まえた予算編成としておりますが、今回の編成に当たりましては、平成26年から平成28年の3カ年の平均をとりまして、1年の見込み人数というような形で積算をさせていただいているところでございます。その平均として12名というような形で積算をさせていただいております。

す。今までの平成29年度の予算などに当たりましては、ピークといいますか、一番多かった年などを参考にしながら、子どもの数が多く生まれた場合でも対応できるような予算決めというような形で人数設定をしていた関係から、平成30年度の編成に当たりまして、人数としては少ない人数での計上とさせていただいているところでございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

菅委員。

**○菅敏範委員**

3カ年の平均で12名という、ここで計上しているということなのですが、ただ、ちょっと個人的には残念に思うのですが、やはりまちづくりの基本になっている町長にもある、安心して子どもが生まれるまちづくりを進めていくということでいうと、年々実績が上がっていくのではなくて、減っていくというのは非常に、きれいごとで悲しいとは言いませんが、できれば実績が上がっていくような格好ならいいのですが、3年間の平均でがくと下がるというような、そういう計上であると、ちょっと問題なのかなと思いますので、そこは実績でこれしかと言われれば、もうそれ以上のことは言えないのですけれども、場合によっては総括で今後のあり方については、また伺いたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

ここで出産育児一時金として計上している額につきましては、国保会計に繰り出して、国保会計で支出します出産育児一時金の3分2を一般会計から繰り出すという制度に基づいての支出となっております。したがって、大樹町全体の出生する子どもではなくて、国保に加入している方のお子さんという形になってございます。

新年度からは、北海道が国保全体の運営に当たりますので、実際にはこれら繰り入れた額を納付金という形で北海道に納めまして、北海道から子どもに対する一時金の支給が行われて、それを支出するというような形になっていますので、今回の算定に当たりましては、北海道が計上する予算なども考慮しながらつくらせていただいているという状況になってございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

ということは、国保会計だけだから、町全体の出生の人数としては、これは減少していくという捉え方はしなくていいという理解でいいですか。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

子どもの生まれる数につきましては、その年その年での変動がありまして、当町の場合、減少傾向とか上昇傾向という形ではなくて、その年によって多くお子さんが生まれる年と少なく生まれている年というような形で今動きが続いている状況にあります。平成29年度、現在まだ3月終わっていませんので、年度全体の数字は、まだ正確な数字とは言えませんが、平成28年度と比較して10名程度減少しているというような今状況にあります。

ただし、この数字は平成26年度の数字と比べるとほぼ同じというか、数人上回っているというような状況になりまして、当町の場合は、一律の減少傾向とかそういう形ではなくて、その年度によって生まれているお子さんが、今35人から50人ぐらいの間というような形で変動しているというような状況で推移しているということをご理解いただきたいと思えます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

杉森委員。

○杉森俊行委員

62ページの公衆浴場運営費なのですけれども、これは1日の平均の人数か、年に何人使っているのかの人数を把握したいのですけれども、お願いします。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

平成28年度の実績でございますが、大人が6,610人、中学生が37人、小学生が104人、70歳以上が3,832人……。

○杉森俊行委員

ちょっと待って、ゆっくりやって。大人が何人、子どもが何人でいいですから。75歳以上は何人でなくていいですから。

○村田保健福祉課長

はい。

大人が1万442人、中学生以下が168人、合計で1万610人になると思います。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、67ページから74ページ、4款衛生費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

2点あるのですが、1点ずつ伺いたいと思います。

ページ72の4款衛生費5目環境衛生費の18節備品購入費なのですが、説明の中で、蜂防護服13万円と聞いているのですが、これは現状の中で増やして対応するというのか、今まで従前のものがもう効果がないので、単純に更新するという理解でよろしいですか。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

蜂の防護服についてでございますけれども、現在、公共施設とか、そういった部分に関しては町の職員が自前で蜂の駆除をします。それから、一般の住宅などの部分については、駆除の業者がいらっしゃいますので、そういう方々をお願いをするというような体制で行っております。

現在、町で所有している防護服が実際に使えるのが1着、二つあったのですが、一つがもう古くて、ちょっとすき間とかそういうところが気になるというような状況もありますので、もう1着購入して、2着という形で作業を進めるようにしたいというような形で考えているところでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありますか。

安田委員。

○安田清之委員

72ページ、肺がんやら大腸がんやら前立腺と、いろいろ業務がたくさんあって、これによって早期発見された方がおられるのか、おられないのか。予算を出しているのですから、

多分統計はおとりになっているのだらうと思いますのでお聞かせをいただきたいというふうに思いますのと、もう1点軽く、新たなステージに入ったがん審査のという総合支援事業というのは、これどういうことをやるのか1万4,000円見ているのですが、これはどういうものなのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

がん検診、平成28年度行っておりまして、生検対象者の方はそれぞれの検診において、例えば胃がんですと38人、肺がんですと15人とか、精密検査の方はいらっしゃいます。大腸がんの方で25人なのですが、そのうち、がんということで診断された方については去年はおりませんでした。がん以外ということでの指摘があった方が、全体で30名程度おりました。

あと、新たなステージの部分のご質問ですけれども、国の補助事業でございまして、子宮がん、乳がんの検診でございまして、21歳と41歳の方が国からのクーポンということで、補助で検診を受けられるということになっております。その方たちが契約、病院等と調整しまして実際検診が始まるのが大体6月なのですけれども、その前に受けた方についての償還分ということでの、受けて、契約前なので、その部分は病院に直接払えないので個人負担になるのですが、その分を後から個人に返すという意味での予算措置をさせていただいております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

がん自体はゼロと。やったからゼロだった、よかったなと思います。

そのほか、何か病名がついた方が30名ということで、早期発見の部分なのか、違う糖尿病とか何かあるのかい、何の病気が発見された方がおられるのか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

例えばで申しわけございません、胃がん検診ですと、例えば胃潰瘍とか胃のポリープとかです。あと、肺がん検診ですと、肺腺腫症、COPDという慢性閉塞性肺疾患というのがあるのですけれども、そういう呼吸器、酸素をうまく取り入れられないとか、そういった部分での発見ということになってございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

多分、申し込むのですよね。日にちが、申し込むときのやっている方、やっていない方がたくさんいるのだろうと思うのです。もう少しそこら辺お考えをいただけるといいのかなと思うのですよ。町のあれに診断を受けなさいと来るのだけれども、忘れる方がもう我々を含めて多くなっているのです。もしあれであれば、有線で、何月何日からこの受け付けをしていますよというぐらいの優しさがあって、これだけの予算をとって病気にかからないことが一番ですから、予防で受けるわけですから、町民の皆さんにもう少し周知をしていただけないかなと思うのですが、いかがですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

委員おっしゃるとおり、やはりたくさんの方に受けていただいて、早く発見するというのが大事だと思います。チラシ、あるいは有線ということではやっておりますけれども、個人宛ての通知等もしていないということもございます。ですので、やはり早く見つける、それにはたくさん受けていただくということももちろん大事ですので、そういった部分をできるだけもっときめ細かく、できる部分を実施して、受診率のほうを上げていくように努めたいと思います。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

70ページの2目母子保健費の13節委託料で、子どもミニドック関係なのですが、平成30年度は、28年度、29年度に比べて倍額ぐらいに近い97万4,000円の計上になっているのですが、補正予算か何かの議論のときに、なかなか受診率が上がって来てなかったという実績の報告を受けているのですが、平成30年度はこれだけ増額計上したということは、かなり綿密に宣伝活動というか、子どもたちに周知して実績を上げたいという決意のあらわれだという理解をしてよろしいですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

子どもミニドックの検診業務につきましては、委員ご指摘のように、なかなか受診率が上がらないということがございまして、ただ一方で、受けた中で、やはりある一定の数のお子さんに何らかの早い時点での指導とか、そういう部分が必要なお子さんもいらっしゃるということで考えております。

今までは「らいふ」に保護者の方と来ていただいて、そこで採血をするというような手続



をとっておりましたが、教育委員会小学校のほうにご協力をいただけて、小学校を会場にして採血をさせていただくという方法に、ちょっと方法を改める予定でございます。そのためと、あとはできるだけ短時間でということも含めてなのですけれども、採血を終わらせたいということも考えておまして、現在、検診をお願いしている結核予防会というところがあるのですけれども、そこから看護師を3名派遣してもらいまして、そこで小学校4年生から6年生までの希望者の採血をするというような方法で、方法をちょっと改めた形で実施をしたいということで、予算のほうを増額させていただいております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

記憶違いなら申しわけないのですが、心臓検診だとか、インフルエンザの予防接種、なかなか学校のほうでやらせていただけない事実があったやに記憶しているのですが、今は、それはもう教育委員会なり学校のほうとの協議済みの事項なのですか。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

学校のほうでご協力くださるということでいただいております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

関連してですけれども、ミニドックの関係で、4年生から6年生が対象なのですけれども、予算が倍額なのですよ。どのぐらいの目標数値を持っているのか。4月以降、対象者何人いて、どのぐらいいるのか。それと、学校の協力をいただきながら採血をするというのですけれども、教育委員会はオーケーが出ても、学校現場の受け入れがなかなかできないと、難しいと思うのですよね。教育委員会よりも学校現場のほうで、先生方のほうで、きちんと新しい学校行事の中できちんと公約されているのか。これについて聞きたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

すみません。ちょっと説明が不足しておまして申しわけありません。

現在、学校のほうでは、新たなカリキュラムということで英語の授業が増えるとか、そういう部分もありまして、新たに通常の平日の時間の中で採血のための時間をとっていただく

ということは非常に難しいということもこちらのほうでも理解しておりまして、今回お願いするのは、夏休みのチャレンジスクールのお子さんに来ていただいているのですけれども、そこで採血をさせていただくということで調整をしております。

平成29年度なのですけれども、小学校だけなのですけれども、対象者が実施したときで135人、うち受けていただいたのが14人ということで1割程度しか受けていただけていないということなのですけれども、できれば、4年生から6年生ということで、最大で60人くらいまでは受けられるところまでちょっと段取りをして手配をしようと思っています。ですので、ある程度の数を期待はしているところではあります、何人というところはまだ実際には正直なところはまだ考えつかないところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

当初の始まりは、多分中学生も何か対象だったと思うのですけれども、その部分はどうなっているのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

中学校、高校につきましては、学校の協力をいただきまして、今、学校のほうで採血はさせていただきますいております。あと、学校でできなかった人は、特定健診を年に、5月に3日、12月頭に3日やっているのですけれども、そこでも受付ができるような形では対応はしているところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

70ページ、成人保健費の中の8節報償費、健康教育講師謝礼115万7,000円、これは1回の謝礼ですか。それとも、何回か分けて行っているのか。また、その内容。それから、これを町の保健師が代わることができないのか、その辺お知らせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

8節報償費の健康教育の講師の謝礼の部分でございますけれども、幾つかに分かれておりまして、一つは「らいふ」で定期的に行っております腎臓食、人工透析まではいかないのですけれども、ある程度食事のコントロールが必要な方、そういった方たちを対象にして来て

いただく勉強会が1回1万5,000円で見込んでおります。そのほかに健康教育ということで、今回、高齢者の心疾患等対象に講座を開くのですけれども、健康教育ということで年に1回、それは5万円で見込んでおります。

そのほかに運動として、すっきりエクササイズといいサイズクラブというものをやっております。こちらにつきましては、すっきりエクササイズが月4回で年間48回、1回1万3,000円ということと、いいサイズクラブは月3回で36回ということで、金額は単価同じく1万3,000円でございます。対象者につきましては、すっきりもいいサイズも男女ともになりますが、すっきりは有酸素をメインで、いいサイズのほうは筋トレのほうをメインにやっているというようなことでございます。

保健師が代われないかということなのですが、やはりそういう専門のインストラクターの方にそういった形で教えてもらうのがいいということと、あと、実際アンケートした方でも、こういう方に教えてほしいというのがありまして、その方に引き続き、帯広から来ていただいているのですけれども、そういった方たちに来ていただいて講師をお願いしているというようなことでございます。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

#### ○柚原千秋委員

話はちょっと下って、墓園のことについてお伺いしたいのですが、去年の予算委員会でもこのことについて活発な意見が展開されたのを私記憶にあるのですけれども、今年は予算がぐっと50万円に減って、平成28年の決算では25万6,000円になっているのですが、別にこれ予算が少ないからと、墓園の環境が悪くなるとか何とかということはないのでしょうか。

#### ○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

#### ○林住民課長

ただいま墓園費についてのご質問をいただいております。

平成29年度の予算と比較して大きく減少した要因としましては、大樹墓園の垣根の剪定を2年に1回、隔年で実施しているということがございます。平成29年度実施していただいておりますので、平成30年度はその分の予算は見ないで、また平成31年度にと考えているところです。

それから、平成29年度は大樹墓園の物置小屋として使っていました旧管理人の住宅、これの取り壊しの経費なども予算に計上していたことから、平成29年度と比較して平成30年度の予算が大きく減少していると、こういう内容になってございます。

管理そのものは通常の管理を進めたいと思いますので、皆さんに喜んで使っていただける

形を継続してまいりたいと思っています。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

72ページの予防費のエキノコックスのことについてお伺いしたいと思います。

委託費ですから、血液検査か尿検査か、何かされると思うのですけれども、どんな方法でどれぐらいの対象者がいるのか、まずお聞かせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

エキノコックスにつきましては、小学校の4年生と、あと、過去未受診の学生ということ。それ以外につきましては、希望で5年ごとに検査をとということで実施しております。

全体の人数としては大体120名程度を見込んでおりますが、実績でいきますと30から大体50名程度の間の実績、受けられている方という意味では、その人数の推移になっております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員。

**○西田輝樹委員**

ほかの町村のことで恐縮なのですが、鹿追町ではエキノコックスの駆虫剤というのでしょうか、この2年間まいて、2年連続で虫卵の検出なしというような、そういうふうなことも情報で得ております。

この科目ではないので、あれかもしれませんけれども、今の予防の観点から、される分については、もう何とかという虫に肝臓の中に入ってしまっただけで大変な思いをして駆除されるし、今ほとんど水道ですとかちゃんといろいろトイレのこととか、相当数衛生状態はいいのですけれども、そういうふうな実績を上げている町村もありますので、表裏というか、ぜひ衛生係とも協議の上予防的観点からもそういうふうな駆虫剤なんかの配付についても積極的に「らいふ」のほうから衛生係のほうに働きかけをしていただくと、衛生係も今言ったようなインフォメーションに興味があれば、「らいふ」のほうに働きかけしていただくと連携を密にさせていただきたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

委員おっしゃるように、エキノコックスについてはなかなか自覚症状が出にくい病気であるということ、あるいは発症してしまうとなかなか治療が大変だということで、ちょっと直

接のお答えでないのかもしれないのですが、先ほどご質問ありました子どもミニドックの関係で、血液をとらせてもらうということがあります。とらせてもらう血液、10から15cc程度、大きじ1杯くらいなのですけれども、その血液でエキノコックスの検査もできます。子どもにつきましては無料になっておりますので、そういったところの周知もして、ぜひ一度、例えば検査を受けてもらう。今非常に、キツネではなくて、犬からとかそういうルートでの感染も増えていると聞いておりますので、そういう部分で周知を図って、お子さんについても受けてもらえる方を増やしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員、総括に近いちょっと質問なので……。

**○西田輝樹委員**

はい、いいですよ。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

72ページの委託料の関係ですけれども、昨年までは環境整備業務3万3,000円、空き地対策草取り業務6万4,000円と入っていたのが、今回入っていないのですけれども、どこかの課に変更になったのか、業務を取りやめたのか、これについて聞きたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

ただいま、昨年度予算計上していた環境整備に係る委託料、今年度見当たらないよというようなことでのご質問かと思えます。

実は、同じ環境衛生費の中になりますけれども、環境衛生費の7節賃金のほうの清掃作業員賃金、こちらのほうを前年と比較しますと、かなりの額で増額させていただいているというような内容になってございます。

今までの業務の中では、公衆トイレの清掃については、臨時職員をお願いしてやっていた。それから、草刈り等の環境整備については、シルバーのほうに委託してやっていたというように、予算を分けていたというのが実態でございますけれども、実際その業務に当たっていただいている方については、同じ方にやっていたというように実態等もございましたことから、作業効率といいますか、うまく空き時間なども使いながら効率的に仕事をお願いできないかというようなことの中で検討させていただいた中で、今回、今までシルバーに草刈りを委託していた部分などの作業も臨時職員の方に

賃金という形で時間労役をしていただいで作業を進めると、そのような考えの中で組み替えをさせていただいているものがございます。

なるべく効率的に作業をしていただくというような中で、平成29年度の予算と比較した中では、もう既に終わりましたけれども、2款総務費の中の行政区会館、コミセン周辺管理の草刈りなどの業務なども臨時職員の方に作業をお願いするというような中でまとめている部分がございますし、それから、墓園管理の中の見ていた作業の中の、それについてはごく一部ですけれども、そういった作業も今回こちらのほうの賃金でお願いする臨時職員の方に作業をしていただくというようなことで、少しまとめさせていただいた中で、作業を効率的にやっという中での予算計上とさせていただいております。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時36分

再開 午前 2時38分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、73ページから74ページ、5款労働費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

勤労者センターの運営費の関係で45万5,000円ですけれども、利用者団体の実績について知りたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

すみません。少し時間ください。

大変お待たせしました、済みません。平成28年度の実績でございますけれども、52件1,128人でございます。内訳につきましては、ちょっと手元にございませんで、必要でしたら、後ほどということにさせていただきたいと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

毎度やっているのですが、また同じ答えかなとも思いますが、連合北海道というのは、どんな組織でございますか。71ページ。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

連合北海道につきましては、大樹町内の労働団体、それぞれの単組の連合体というふうに認識してございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

労働団体というのは、どのぐらいあるのですか。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

手元に資料がございまして、記憶で申し上げては申しわけありませんので、後ほどにさせていただきます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

この助成する必要はあるのですか。立派な組織ですよ、連合とうのは。国まであるのですから、大きな組織で。大樹で5万円しているのですよ。そこまでのような団体なのかなと、僕は思うのであります。現実的に。小学校、昔は営林署、土木等々国鉄か、たくさん団体、それは上まで上納というのか、組合費というかね、立派な、大方公務員に準ずるような方々がつくられている団体に、町が助成する必要はないと思って毎度言っているのですが、何かあるのかどうかわかりませんが、ずっとこれ予算ついているのですよ。検討をしてくれたことがあるのかなと。何の名目で5万円なのか、育成という言い方はされたことございます。この団体は立派な団体ですから、町から助成をしなければできない団体ではないと思うので、来年度はつけないようにしていただくというぐらいの考えがいただけるか、前向きなちょっと、これ町長なのかもしれないけれども。本当はずっともう、何かつけたら町は出さなければならぬのだと思いついて、出しているわけですよ。これはどういう要望来ているのですか。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員……。

○安田清之委員

だから、要望。要望が来て、つけたのでしょうか、助成金ということは。ちょっと出してください。要望なんか、ないのだから。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

要望と申しますか、補助金交付要請、申請書というものが来ておまして、決算書、あるいは予算書を添付していただいて要望されているところでございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

いろいろ要望が来ているのであれば、後で見せていただくということをお願いをしておきます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

74ページの通年雇用促進支援事業で5万7,000円なのですけれども、いろいろな通年雇用を目指してやっている事業なのですが、いろいろな講習会等やられているのですが、大体どのぐらいの人数が来られているのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

こちらは負担金でございまして、帯広・南十勝通年雇用促進協議会に負担をしているものでございます。この南十勝の通年雇用促進協議会では、各種の事業を行っておりまして、事業者向けの啓発事業では500社訪問とか、これは計画です。実績では467社の訪問をしております。また、事業所向け経営相談実施回数は、経営相談が2回、人材育成が3回でございます。季節労働者の雇用実態調査等も行っておりまして、これは1回でございます。また、季節労働者の実態調査ということで実施をしております。811人に調査を行っておりまして、回収は131人という内容でございました。また、就職促進に係る事業等々、啓発セミナー、人材登録の相談窓口の開設など人材育成事業などを行っております。

以上でございます。



○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、73ページから90ページ、6款農林水産業費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

76ページの北海道中山間地域等直接支払交付金事業、このことについてちょっとお聞きしたいのですが、この事業も今、4期か5期ぐらいになっているのでしょうか。大した効果、それから恩恵に、よくしたということで感謝しているのですが、何か草地面積の要件が70%とかいかないとだめだというのでしょうか。それが飼料、デントコーンの幅をきかせてきたということで、脅かされているのだという話も聞いて、この事業そのものがなくなるのではないかというような話を聞いているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

中山間地域等直接支払交付金の関係でございます。

現在、第4期対策で平成27年から5カ年計画ということで、平成30年度につきましては4年次目に入る予定でございます。この事業、今、委員お話がありましたとおり、大樹町におきましては、草地面積の比率が交付金の対象となっております。措置比率70%以上が中山間事業の該当要件の一つになってございます。

この措置比率の求め方でございますけれども、農林業センサスの数値を用いて、草地が70%を超えていれば、この事業には該当するというようになってございまして、近年、大樹町内ではデントコーン等の栽培が多くなっておりまして、直近の農林業センサスの数字を見ますと、70%を下回っている状態でございます。

この中山間事業、次、第5期対策が平成31年度以降から始まる予定というふうに思っておりますけれども、要領が、今のところ改正する見込みはないというような情報も聞いております。したがって、もしこの措置比率70%の要領が超えないと、残念ながら対象にはならないのかなと思っております。

今現在、中山間につきましては、大樹地区、そして生花地区、晩成地区ということで3カ所対象になってございまして、生花、晩成地区については、それぞれ旧大津村区域ということで、センサスまた別の数値が出ております。生花、晩成につきましては、措置比率が70%を超えているものですから、5次対策については、このままの要領でいくと生花晩成につ

いては対象になるのかなと思っているのですが、大樹地区におきましては、先ほどご説明したとおり、今現在70%を下回っている状態なので、次期対策は大変厳しいかなというふうに認識をさせていただきます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

柚原委員。

**○柚原千秋委員**

課長、これメニューはたくさんあるよね。離農なんかしたときに、遊休施設の廃屋の取り壊し、こういうものも対象になっていたのでしょうか、今まで。そういうものができなくなるのだというようなことで、大変厳しいのだけれども、今何か課長のお話を聞いていると、見通しは何かないみたいなような感じするのだけれども、何とかひとつ農民に草地も復活するように指導して、何とか続けてほしいなと私は思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

回答は要らないですか。

ほかに質疑ありますか。

安田委員。

**○安田清之委員**

6款1項、78ページ。ここに、負担金、補助金というのがたくさん並んでおります。畜産のほうから含めていくとすごい数字の羅列、300万円、100万円とかとあるのですが、大樹町単独でやられている事業というのは、この中に何項目ございますか。こことここは大樹独自ですよというものが。国から直接来て、町窓口にも農協というのものもあるのだというふうには解釈しておりますので、全部ちょっとわかりませんのでお教えをいただきたいと。

上から順番に言ってくれてもいい、国、道、町と。

**○高橋予算審査特別委員長**

瀬尾農林水産課長。

**○瀬尾農林水産課長**

19節の負担金、補助及び交付金でございます。

全部で19事業がございます。そのうち、町単独、国もしくは道の補助金が入っていない町単事業でございますけれども、一番最初の大樹町ゆとり農業推進会議380万円、そして1段下がりにまして、新規就農者誘致事業奨励助成金122万9,000円、そして下がりにまして8段目の小規模土地改良事業費補助金200万円、そして、さらに1個下がりにまして大樹町有害鳥獣被害対策協議会補助金46万9,000円、そして、その下の欄、農民協議会補助金20万円、そして1個下がりにまして鳥獣被害防止対策事業補助金60万円、それと、次の農業新規就業者受入助成金30万円、そして一段下がりにまして、小麦雪腐無人ヘリ防除推進事業補助金100万円、そして、災害対策農業経営緊急支援資金利子補給補助金という

ことで26万2,000円、そして下がりまして馬鈴しょ防疫対策看板設置負担金105万3,000円、そしてもう1段下がりまして、馬鈴しょ防疫対策集積土場整備補助金200万円、以上が町単事業でなっております。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

大変立派な補助金をお出しになって、ずっと続いているのですよね。実は。過去見ていますと同じ名目でずっと補助していると。これいつまで続けることに。間違いなく農協のほうへ行くのでしょうか。団体に行くの。どういうふうに行っているの。農協を通じてやっているのでしょうか。ではないのですか。利益者へ勝手に行くわけですか。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

事業によりましては、農協を通じて交付するものと生産者直接交付するもの、それぞれ分かれてございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

生産者に直接行くものをちょっと言ってください。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

生産者のほうに助成金、補助金を出しておりますのは、2段目の新規就農者誘致事業奨励助成金、そして真ん中辺ぐらいの小規模土地改良事業費補助金、そして、2段下がりまして大樹町有害鳥獣被害対策協議会の補助金、そして、さらにもう2段下がりまして、鳥獣被害防止対策事業補助金、それと一番最後の馬鈴しょ防疫対策集積土場整備補助金、以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

まず一ついきます、それでは。馬鈴しょの防疫看板、これね、現実的には事業をやっているやつが設置しなければ駄目ですよ。要は、事業やっているのでしょうか。相当高額な所得を得られたところに、それでは商店もやってくれるのですか。要望せば。第一次産業だからとずっとやっていたら、町の財政持ちませんよ。検証して、本当にどうなのか。何でも町に町にという風潮はね、少しお考えをいただくように、ご協議をしていただかないと大変な事態が起きるのだろうというふうに思いますよ。

もう一つは言っていなかったけれども、農民協議会補助金というのもあるのだよ。これはどこに行っているのですか。農民同盟というのはどこに行っているの、これ。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

農民協議会という組織がございまして、こちらのほうに補助金を交付してございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

これもずっと出しているよね。もう団体として成熟しているのではないかと思います。だから、少しずつ減らしていただくと。これも何十年出ているよ。俺、議員になってからずっと出ているのだから。もう20年近くやるわけだよ、俺、議員。一向に変わらず出ている。ですから、それ以上はもうやめますから、総括にもなるので。

今後、こういうもの精査していただいて、ご検討いただくという答弁だけ。下がる、下がらない、やめない、やれるは、別ですよ。きょう、検討はしてくれるかどうかだけ、お願いをします。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

農民協議会の補助金でございます。金額のほうでございますけれども、従来30万円の補助金という形で、平成30年度につきましては20万円ということで減額をしてございまして、農民協議会と協議をしまして、徐々に補助金を下げるという形で合意を得ております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

休憩します。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

6款農林水産業費を続けます。

質疑ありませんか。

菅委員。

### ○菅敏範委員

ページ76の農業費、農業振興費の報酬を伺います。

この農林水産業費の中に鳥獣被害にかかわる項目が何点かあるので、まず1点目の76ページの鳥獣被害対策実施隊員報酬です。前年度よりも減額になっているのですが、以前確認したところ、隊員のパトロールに対しては、月額2万円で20名、7カ月、1週間1回義務というようなことで確認していたのですが、今年度の予算いうと、18人分ということでもいいのか。そして、ハンターの減少で20人は確保できないということだと思のですが、そのことが農業被害を守るという対策に対する影響がないのか。まず最初に1点伺いたいと思います。

### ○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

### ○瀬尾農林水産課長

鳥獣被害対策実施隊員の報酬でございます。

委員ご指摘のとおり、前年度は20名という形で実施隊員委嘱をいたしまして活動をしてございました。平成30年度につきましては、残念ながらハンターをやめられた方がいまして、20名をなかなかできないということで、平成30年度につきましては18名で予定をしてございます。

ただ、この18名、個々で回るものではなく、班体制で駆除を行っておりますので、ご指摘のとおり人数2名減っておりますけれども、班の中で被害防止のために順次巡回していただいで追い払い、または駆除を行っていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

### ○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

### ○菅敏範委員

それでは、関連して78ページの3目19節の補助金の関係なのですが、平成28年、29年は鳥獣被害防止対策事業補助金という名目で100万円が計上されていたのですが、今回、大樹町有害鳥獣対策協議会補助金で46万9,000円、もう一つは鳥獣被害防止対策事業補助金として60万円が計上されています。これの区分した理由と使途、どういうふうにするのか説明をいただきたいと思います。

### ○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

### ○瀬尾農林水産課長

まず、大樹町有害鳥獣被害対策協議会の補助金でございます。

これにつきましては、大樹町に関係団体9団体ございます。この団体と連携を図りながら、被害対策に取り組むということで、具体的な内容につきましては、国で進めております緊急捕獲対策事業の補助金の窓口や、あと被害対策の補助事業を行っておりますと、広域連携を

しますと事業にも採択されやすいということで、大樹、広尾の広域鳥獣被害防止対策協議会というのがございます、こちらの協議会に対する負担金もこの協議会の補助金の中から支出をさせていただきます。

あと、金額が昨年より増加してございますけれども、4月から国の鳥獣被害対策における確認事項が変更になってございます。従来、大樹の場合は、特例といたしまして鹿であれば鹿の尾っぽを、現物を確認して、それに伴って国の補助金の交付を受けるというやり方をやっていたのですが、近年、この制度を悪用した事例もありまして、国のほうでは捕獲した写真の添付を業務づけると。この写真がないと国からの報償金は交付しないということになりましたので、ハンターにそれぞれカメラと、あと個体と看板を入れた証拠の写真を撮らなければならないものですから、あと三脚等々を実施隊員のほうに貸し出す費用をこの協議会の補助金の事業の中に計上をさせていただいております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

今ちょっと、漠然となのですが、1と2に分けなければいけないという理由は、何なのですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

瀬尾農林水産課長。

**○瀬尾農林水産課長**

すみません、説明漏れていました。

鳥獣被害防止対策事業補助金について説明漏れでございました。申しわけございません。

これにつきましては、鹿の防止策、電気柵もしくはネットフェンスを導入したものに対する補助でございます、事業費の4分の1を上限といたしまして補助する事業でございます。件数にして、12件を今予定しているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

菅委員。

**○菅敏範委員**

もう1点伺います。

84ページの1目林業振興費の8節報償費なのですが、有害鳥獣駆除の謝礼、前年度同額の666万2,000円、これは多分、同額ですから、駆除をする品目という有害鳥獣、または金額が変わっていないと思うのですが、確認の意味で、カラス550羽、キツネ150頭、エゾシカ1,200頭ということで前年はあったのですが、今年度も変わらないということで、同じ単価でこの数量で計算されているという理解でよろしいですか。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

委員おっしゃるとおり、単価、そして捕獲頭数については、前年度と同じでございます。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

新たな有害鳥獣の駆除の検討がされたかどうかで、ちょっと確認させてください。例えば以前も議論があった、ガンとか何かの関係が駆除対象になってくるのかどうかという、その辺の検討の流れと、それから、今、十勝管内で話題になって、非常に厄介な事案としても検討されていますアライグマの関係なんかは、町としてどう対応するかのことこの中に検討があったかどうかだけ、お聞かせください。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

生花、晩成地区に特にマガンの被害が多くなってございます。マガンにつきましては、保護鳥ということで、有害鳥獣といいましょうか、鉄砲での捕獲等々は禁止されておまして、それに伴いまして大きな音を出すようなもので追い払いといったような、そういった被害対策をしていかなければならないのかなというふうに思っております。

また、アライグマでございますけれども、平成29年度につきましては、大樹町内でも急増いたしまして、実績で23頭アライグマを捕獲してございます。町なかの出没、または農村部での目撃情報等々大樹町内でも異常なペースで目撃されている現状でございます。これらの対策につきましては、この駆除費の中、キツネ等々と同額の単価で捕獲をした場合は報償金を支出する、そんなような形を考えてございますし、また町のほうでもアライグマ用の箱わなを購入してございまして、それらもあわせながらアライグマの捕獲を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

関連なのですけれども、農業振興費の中では、去年より30万円ほど減額になっているのですが、これ先ほど課長が言ったハンターがリタイアしたと、そういうようなことで減っているのかな。どうなのですか、それは。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

大樹町のハンター、ベテランの方が多くいらっしゃいます。70歳超えの方も多くいらっしゃいまして、今回まだまだ元気だったのですけれども、この時点でハンターをやめたいということで、町のほうとしても、引き続き有害鳥獣駆除等々ご尽力いただきたいという形でお願いをしたのですけれども、やはり年ということで、ハンターを引退したいということです。また、なかなか新たにハンターになる方も町内には残念ながら余りおりません。有害鳥獣駆除、やはり危険もあるものですから、ある程度経験を有した方を町が委嘱をして、そして有害鳥獣駆除を行っていただくという形で、徐々にではありますけれどもハンターの方も新しく入ってくるという話も聞いてございますけれども、できる限りそういった方々の養成、また新たなハンターもしくは箱わなの設置についても許可が必要なものですから、そういったものの引き続き生産者の方々に許可をとっていただきながら、ともに駆除体制の構築をしていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

林業振興費の中では、前年度同額ですから余り影響はないのだと私は思うのですけれども、私も箱わなとくくりわなの免許しかないので。箱わなではキツネをとるのですよね。

それで、その箱のサイズでアライグマというのはとれるのかな。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

基本的にはアライグマ、そしてキツネの箱わなというのは、ほぼ共通のものでございます。しかしながら、アライグマについては、若干小型の箱わなでございまして、キツネについては若干大き目の箱わなとなつてございますけれども、いずれにしても、今キツネ用、アライグマ用ともに兼用で捕獲をすることは可能でございますので、これらを、先ほどご答弁させていただきましてけれども、町のほうでもアライグマの出没が急増しているものですから、平成29年度に新たに協議会を通じて箱わなのほうも購入してございますので、町の職員が許可をとりまして、そういったものも設置、もしくは見回りをしながら駆除を行っていきたいというように考えてございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

柚原委員。

○柚原千秋委員

課長、私、アライグマの知識ないからだけれども、人間に危害を加えるの。どこかで出くわしたとき、人間に襲ってくるとか、熊だからさ。そういうことはあるのか、ないのかね。



**○高橋予算審査特別委員長**

瀬尾農林水産課長。

**○瀬尾農林水産課長**

アライグマは、基本的には愛玩という形で、北米からテレビアニメの影響で急激に増えたというふうに聞いてございます。ただ、やはり見た目とは違ってかなり凶暴でございます。爪なども大変鋭い爪を有しております、見た目は大変優しい顔をしてございますけれども、やはり性格は非常にきついというふうに聞いてございます。むやみに近づきますと、やはりそういった危害を受けるおそれがあるのかなと思っておりますので、そういったアライグマの出没、目撃等々ありましたら、役場のほうにご連絡をしていただきたいと思いますというふうに思っております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

一つだけお願いいたします。

88ページというか86ページに、町有林費があるのですけれども、町有林3,900ヘクタールで実際の有効面積はもう少し狭くなっているのでしょうかけれども、森林整備計画というか、昔の計画であったような占用計画ですか、今は多分森林整備計画と名前が変わったと思うのですけれども、町のほうの今の1億2,000万円程度の予算で、60年一回りなのか50年一回りなのか、ちょっとよくわからないのですが、その計画に追いついている予算なのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

瀬尾農林水産課長。

**○瀬尾農林水産課長**

森林所有者が立てる計画ということで、町有林も森林所有者でございまして森林経営計画というのが5年に一度立てる計画でございまして、この計画を立てますと、有利な補助事業を受けられるということで、大樹町有林につきましても平成30年4月始期から新たな5カ年計画をスタートさせるべく、今準備を進めているところでございます。

町有林につきましては、町民の財産である町有林でございまして。なるべく経費のかからないような形を考えておまして、具体的には面積の施業する箇所を集約を図りながら作業経費の圧縮を図ったり、そういったこともこの5カ年計画の中で計画をいたしまして、計画どおり進めることによりまして、今、町有林、カラマツでありますと約55年の主伐を考えてございます。主伐の目標に向かって、それぞれ造林、下刈り、そして適度な間伐を行いながら、健全な林部を成長させるという形で、計画的に行っていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

わかりました。

今も人手不足というか、どの業種も一緒なのでしょうけれども、林業なんかも大変それを担っていただける作業員の方もいないとか、昔は町有林で直接の雇用の方もいたので、いろいろ人手に頼むというようなこともなく、ある程度のことはできたのですけれども、そういうことは理解しますけれども、今のお話の中で、せっかく森林経営計画の部分で動いていくのですから、そういうふうなことも含めて、人手のことも含めたり、新規就農ではなく、何という名前なのかわかりませんが、そういうふうなことも考えながら、新5年の計画に対応していただきたいなというふうに願っておりますので、そういうことが町民の方の利益にもかなうし、環境の意義にもかなうこととなりますので、そういう点ぜひひ頑張っていただきたいなというふうに思っております。

答弁は要りません。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

78ページの負担金のところなのですけれども、先ほどちょっと同僚議員も質問いたしましたけれども、小麦の雪腐無人ヘリ防除推進事業で100万円ということで、これの利用している件数というか。それと、対象面積はどれぐらいになるのか。ヘリでないとただめなのかどうか、その辺お聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

平成29年度の実績で、18件の活用がございました。平成29年度は、無人ヘリでございますけれども、圃場がどうしても薬剤散布をするときに圃場が傷むということで、傷まない方法ということで、この無人ヘリを活用して散布を行うことによりまして労働力の軽減にもつながるといって行っている事業でございます。昨年につきましては、土壌のほうも湿害等々も余りなかったものですから、残念ながら利用件数が18件ということで、面積にしまして約260ヘクタールほどの利用にとどまっております。

本年につきましても、もともと大樹町内には約400ヘクタールほど小麦の面積がございまして、労働力の軽減等、または圃場を傷めない方法といたしまして、この無人ヘリは私も有効な手段の一つであるというふうに考えておりますので、引き続き、推進のほうをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

少し余談なのですが、私の知人が内地のほうで今はやりのドローンで農薬を散布してくれということで、やっているのですよね。それで、頼まれてドローンより効果的だという形で小さな無人ボートでやろうと思ったら、何でドローンでやってくれないのだと。結局、はやりというか、ドローンがみんなやっているから、効果は別として、ドローンでやりたいという、そういうあれもあるので、ちょっとその辺が心配で、今質問させていただいたので、すけれども、本当にへりでない駄目だということであれば、それはそうなのですが、そういう補助金があるからやるという人も中にいるということですよね。本当に必要なのかということ、その辺きちっとわきまえて、これからも補助金のあれをつけていただきたいなと思います。

○高橋予算審査特別委員長

答弁、要りますか。

○福岡孝道委員

答弁いいです。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありますか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

78ページの19節負担金、補助金の農業新規就農者受入助成金。

しばらくの間50万円ずっと推移していたのですが、ここに来て、約4割カットの30万円になったのですが、4割カットの詳細について聞きたいのですが。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

農業新規就農者受入助成金でございます。

従来、町と農協で50万円ずつ負担いたしまして、新規就農の希望者を実習生として受け入れた農場に対して助成金を交付する事業でございます。近年、実習生の受け入れの実績も年々減っておりまして、昨年の実績等々勘案いたしまして、今回減額をしたところでございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

わかりました。

それで、今まではお互いに50万円、50万円だったのですけれども、農協もやっぱり4割カットで30万円という解釈で。農協は50万円なのか、うちだけが30万円なのか、そこら辺ちょっと聞きたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

農協につきましても、町と同じ考え方で減額というふうに聞いてございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

もう一つ、その下の馬鈴しょの疫病の関係ですけれども、看板の設置105万3,000円で、それと、その下の土場、集積場の関係ですけれども、まず看板105万3,000円、資料をいただいたのですけれども、平成30年度13基、平成31年度12基を予定して、農協と町が発注し、町が事業費2分の1を負担していくのですけれども、看板の大きさが1メートル掛ける2メートルで、アルミ板でいくのですけれども、看板というのは可動式なのか固定されてしまうのか。それで、2年間でほとんどの圃場で賄えて、それで終了するのか。農家によっては輪作体系で圃場が移ってあるのですけれども、ないところに看板あってもどうしようもないし、そういう看板の位置付けというのはどういうふうになっているのか。

それと、集積場の関係ですけれども、1年間200万円で、戸数で年に4件、面積で500平米以上ということで、これは平成30年から平成32年まで網羅するのですけれども、年4件でほとんどの馬鈴しょ農家が対象になるのか。その辺についてお聞きしたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

まず、看板の設置でございます。

基本的には、圃場なのですけれども、シストセンチウ対策ということで、圃場に立ち入らない。ここの地区については、ジャガイモが植わさっているので圃場に入らないということで、圃場はもちろんなのですけれども、我々の考え方といたしましては、行政区会館の近くとか人が通るところにこういった看板を設置して、啓発を図りたいという形で計画をしております。ですので、可動式ではなくて、固定式で設置のほうを考えてございます。

また、土場につきましては、もう既に設置をされている生産者の方もおります。私ども意

向調査をした中で、年間これぐらいの希望があるという想定の中で、今回この件数で予算のほうを計上してございます。（発言する者あり）すみません。各圃場につきましては、生産者が自ら移動しながら設置をするという形で進めたいというふうに考えてございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

看板に関しては、あくまでも行政区単位というか、農事組合単位で設置して、個々の圃場は個々が責任を持って、30センチ、40センチの看板ありますよね、それを入れてトラックだとか農業作業車の受け入れの規制をかけるという解釈でよろしいのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

委員おっしゃるとおりでございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

90ページの農水費の1目水産業費の13節委託料なのですが、流木処理業務に100万円が計上されています。これはずっと同額100万円で計上されているのですが、ちょっと使途について伺いたいと思います。

多分、少量の増水なんかで流木が海に流出した場合に、町単独の事業としてできるものはやるという理解をしているのですが、使われていないこともあります。それで、これの使用範囲でもって、例えばがんじがらめに海に入って漁港とかその辺に沈んだものとか、漁業に影響を及ぼしているものだけの処理にしか使用できないのか、例えばできるならでいうと、下流の、例えば下の芽武のほうの橋の近辺の橋桁に引っかかったとか、それからその下流ぐらいの河岸に堆積した流木なんかを海に入って悪さをしない前に処理をするような、山奥は無理としても、海岸から近いところの流木処理を事前にやって被害のないようにするという使い道には活用できないという種類のものですか。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾農林水産課長。

○瀬尾農林水産課長

流木処理の業務でございます。

私どもで想定をしているのは、海岸の流木の処理費用ということでございまして、基本的には、管理をしている旧土現が処理を行うものということで、私ども理解をしておりますが、緊急性に係るもの等々については、やはり町がやらなければならない場面も多々あるかと思えます。そういったときには、このお金を活用しながら早急に処理をするという形で考えて

ございまして、今、委員おっしゃったような河口等々、もしくは河川に堆積しているような流木については、やはりまずは旧土現が処理をしていただけるのが一番ではないかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

牧場管理費なのですけれども、82ページ、賃金と職員の関係なのですけれども、資料の中では、全体では13名体制を維持していくと。その中で、正職2名、正職再雇用者はゼロ、今年度は。そういうことで13名なのですけれども、そういった中で、牧場現場でちゃんと住み込みの方というのは、平成30年度以降は大丈夫なのか。24時間体制で住み込みの職員がいるのか、いないのか。

それと、今現在、冬期間で預託されている頭数と農家戸数、それと平成30年度以降の予想される戸数を教えていただきたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

瀬尾町営牧場長。

**○瀬尾町営牧場長**

町営牧場の準職員の人数でございます。従来、この資料にもお書きをいたしました。一部、雇用職員ということでその日から支出をしてございましたけれども、平成30年度につきましては、農林水産業費の中から支出をするということで増額になってございます。

また、当直でございます。従来は、牧場のほうに当直を当番制で行って管理をしてございましたが、昨年からは、当直という形の泊りではなくて、早朝と、そして夜遅くにそれぞれ巡回をして異状がないかどうかを確認するという作業をしてございます。平成30年度につきましても、このような早朝と晩の巡回という形で牧場の管理をしていきたいというふうに考えてございます。

また、冬期の戸数でございますけれども、17戸で600頭になります。これは平成29年ベースでございます。夏期は18戸となっております。頭数については今取りまとめ中ということで、詳細については……。 (発言する者あり) 住み込みの職員につきましては、以上のことから確保されていないのが今の現状でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

要するに、住み込みはいないのだと。それで、早朝と夜遅く巡回に歩くのですけれども、この巡回に歩くという方は、正職の方がやるのか、それとも誰かに準職とかそういう方にお

願いで回っていただくのか。その辺についてちょっと聞きたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

瀬尾牧場長。

○瀬尾町営牧場長

巡回につきましては、正職員と、あと準職員で、当番制で行っております。

以上でございます。

○齊藤徹委員

わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、91ページから94ページ、7款商工費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

91ページの商工費3目観光振興費、19節の大樹町観光協会助成金1,298万円ですが、この中に高校生議会でも話題となった(仮称)モスピークんの制作費を計上したと説明がありました。高校生議会を担当した広報委員会としても町や観光協会の即断に感謝しております。提案した高校生議員もきつと満足し、生涯忘れられない思い出になると思います。

そこで伺いますが、その制作費用とお披露目の予定時期などあれば、お聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

モスピークの着ぐるみの制作でございますけれども、約80万円ということでございます。お披露目の日程は決まっておりますが、秋の柏林公園まつりに間に合えばいいかなと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

92ページの7款商工費の観光振興費、13節委託料、ふるさと納税推進業務ですが、この業務内容について、まず伺います。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

ふるさと納税推進業務の委託料でございます。

これまで委託料は発生せず、町直営でやっておりましたが、多くの事務を今まで地域おこし協力隊の方をお願いしている部分が多々ございまして、地域おこし協力隊が今回卒業されますので、その分を外部委託したいというのが主な理由でございます。

また、内容につきましては、送り状の作成届け、在庫管理、生産者の共生、商品企画、リニューアルの対応、リニューアルというのは商品のラインナップのリニューアルでございます。それから町ホームページの運営管理、ふるさと納税分の部分でございますけれども、それから各種ポータルサイト、今現在は「ふるさとチョイス」というポータルサイトを使っておりますが、その更新もお願いしたいという部分でございます。

また、ポータルサイトの追加も今後考えていきたいなど。一つだけではなくて、二つ、あるいは三つということもあろうかと思いますが、そちらのほうの調整もお願いしたい。あるいはメルマガ、これは寄附をされた方にこちらの様子をお知らせするメルマガを現在やっておりますけれども、これも引き続きお願いしたい。雑誌掲載記事などのPR対応等もお願いしたいと思っております。関係人口の増嵩、それから関係の深まり、大樹を応援する方々を増やしていくというようなことをお願いしたいと思っておりますけれども、これは、こういった業務を提案型で提案していただいて、審査会を開きまして、プロポーザル方式と言いますけれども、その方式で選定をして、ほかの会社も含めて選定をしていきたいというふうに現在はそういうふうに考えているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

志民委員。

**○志民和義委員**

わかりました。

いわゆる地域おこし協力隊の卒業というか、年限の終わろうとする方ということですが、去年から見て、随分このふるさと納税の額が増えて、収入、歳入も増えて、それで、なるべく、これは増えたほうが良いというふうに思っているのですが、大体納税の金額のどのぐらいを返礼するものなのか。国の指導もあるのかなと思いますけれども、それについてまず伺いたいと思います。

それと、地域おこし協力隊の3年の年限ということで、これもその後のことを大変私も心配していたのですが、こういう形でいくと、何か未来がかなり明るいのではないかなというふうに私も思っておりますが、返礼する商品によっても随分納税の額が違ってくるという話、よその町村の話聞いたのですが、これについて、今回増えたというのは何か、どういう要因があったのか、伺いたします。



## ○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

## ○黒川企画商工課長

まず、返礼品でございますけれども、私どもの町は基本的に35%を目安として返礼品を考えております。これは当初からこの金額でおります。送料が大体1,500円かかっているので、1万円で3,500円、1,500円の送料で大体半分というような目安でスタートをしております。現在もそこはほとんど変わっておりませんで、35%を目安としてやっております。2万円の口、3万円の口もございますけれども、35%で考えております。

国からの指導は、去年の春、過激な行き過ぎた返礼品が多いと、目立つと。本来の趣旨に沿っていないということで、30%に抑えるようにという協力依頼という形での文書は総務大臣から来ておりまして、私どもは最初から35%でしたので、別に逸脱したことをしていないということで、現在はまだ35%のままでやっておりますけれども、今後、全体が60%も70%も返しているところがあったのですけれども、そういったところはどんどん30%近くになって、また強い指導等があれば、生産者のほうとも相談しながら30%にすることもあろうかと思いますが、現在は35%のままでいっているということでございます。

また、返礼品で人気があって、多くなったり少なくなったりというのは当然ございまして、最初5品目でスタートしたのですけれども、それから地域おこし協力隊の方が来て、どんどん積極的にやっていただいて30品目になり、今は70品目ほどに増えております。ラインナップを増やしているのも効果が上がっている一つかと思っておりますし、人気がありますのは、やはりチーズ、あるいは肉類の人気がある。また、アイスクリームも人気がございます。ただ、人気のある商品はすぐ売り切れになってしまうというジレンマがありまして、毎月30個なら30個というのをを出していただいておりますけれども、30個売れたらそこで売り切れになってしまうところがちょっと伸び悩むところの一つの要因であるかなと思っておりますけれども、その辺はこれから生産者と話し合い、急に増やせといってもチーズを倍つくれというのはなかなか難しいことではございますので、また下がるときもあることですので、余り軽々には言えませんが、そういった傾向であるので、頑張れないかというような話はしようかなと思っております。

また、テレビで取り上げられると、一気に上がるということがよくあります。最近の例でいきますと、テレビ朝日系の「旅サラダ」という番組で夢がいっぱい牧場のビフトロ井が取り上げられたときには、すごく申し込みが来たのですけれども、残念ながら数がございまして、すぐ売り切れになっているというような状況はございます。

地域おこし協力隊につきましては、委員言われるように、卒業してから、はい終わりました、ご苦労さまで、では町離れますでは、せつかく来てもらった意味がないかなと思っておりますので、特に優秀な方、一生懸命な方には、何らかの支援ができればなと思っておりますが、今回の件は提案もいただいておりますので、もちろん選考の中には入れますけれども、ありきではなくて、ほかの業者とを見比べて選考して考えたいと思っておりますけれども、そう

いった提案は聞いているということでございます。

また、ほかの地域おこし協力隊の方もいろいろな提案もいただいておりますので、町のためになるようなものはどんどん取り入れていきたいし、国の交付金を使った事業をお願いする部分も今後あるかなと思っておりますので、そういったことも支援になりつつ町のためにもなるような部分は積極的に活用していきたいと思っております。

**○志民和義委員**

わかりました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

94ページの観光施設費の需用費。

この間、一般質問の同僚議員の質問の中にもありましたけれども、木質燃料費の関係78万3,000円。この間の一般質問の中では、チップ、重油、それとファンヒーター用の灯油代と言っていたのですけれども、三つ全部含まれた金額なのか。含まれていたら、その詳細についてお聞きしたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

こちらは、木質チップのみでございます。

灯油、重油につきましては、指定管理の委託料の中で一定量数量を見込んでおりまして、指定管理者が使った分を払うという仕組みになってございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

杉森委員。

**○杉森俊行委員**

観光施設費の委託料、94ページ、晩成温泉管理運営業務1,040万円なのですけれども、これは直接人件費になって1,942万円なのです。これは、何でこれだけの人件費を見ているのかということと、それと、通勤手当で車両費が何の車を使っているのかということですね。それと、直接物品費の中に洗濯料というのがあるのですけれども、これはバスタオルとか小さいフェイスタオルというのも含まれているのかどうかということですね。バス維持管理費というのがあるのですけれども、使用しない場合はどれだけの、124万円の使用費があるのですけれども、それがなくなるのですかね。

これら直接人件費と福利厚生費と直接物品費、直接人件費がAで、Bが福利厚生費、Cが直接物品費なのですけれども、AプラスBプラスC、これがDになるのですけれども、そして、指定管理料というのはD引くE、Eは利用見込みとあるのですよね。これは4万6,0

00人の試算でと書いてあるのですけれども、このEというのは上下するのですね。4万6,000人から5万人になったり3万人になったりするのです、それというのは、FというのはD引くEということは、指定管理者が初めからAプラスBプラスCの部分を足すと、これは経費として出てくるのですね。そして、Eが利用見込みで出てくるのですね。そうしたらFになると、赤字にならないということなのですね。1,104万円なののですけれども。これが上下するのですけれども、これは指定管理料金というのは前後するので、何でこういうふうになるのか。指定管理者料金というのは増えたり沈んだりするのですけれども、何でこうなるのですか。

#### ○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

#### ○黒川企画商工課長

ご質問の件は、資料の要求があった指定管理料の積算資料についてかと思えます。

こちらにつきましては、平成29年度から新たな指定管理ということで、5年間の指定管理を昨年お願いしたときに作成したものでございまして、基本協定と、それから年度協定というものを結んでございます。基本協定の中で指定管理料を算定して、5年間この額でいきますと。双方によほど物価変動とか、あるいはいろいろな事情があって、これはちょっとこれではやっていけないと、あるいは町としてはこんなに払えないというようなことがあれば、そのときは話し合うということになっていきますけれども、双方そうでなければその額でやりましょうという見通しでございまして、常々の実績というものではなくて、そのときに決めた料金ということでございます。

管理部門の人件費等々につきましては、そのときの話し合いの中でこういった人数が必要だということでの人数でございまして。実際にこれより増えている場合もございまして、それについては加味しないというものでございまして、一定料このぐらいの人件費は必要かという中での算定でございまして。

そして、先ほど出た洗濯料につきましては、寝具の洗濯料でございまして、指定管理者がサービスで行っているタオルとバスタオルの無料サービスの部分ではございません。それは自主事業ということで私どもの計算には入れないで、当然に必要な宿泊の寝具類の洗濯料、浴衣も含めて、そちらの料金は見込みましょうと。必要経費ということで見たと。必要経費から、あるであろう収入の金額を引いた差額を話し合いの結果、1,160万5,000円ですけれども、1,040万円として決めたということでございます。

収入の部分は4万6,000円が入ってきて、料金改定も当時行いましたけれども、改定後の料金でいきますと、入湯税を除いてこのぐらいの収入になるでしょうと。これ以上稼げば、指定管理者の儲けですし、これ以上稼げなければ指定管理者が負担するということになって、それはお互いにリスクをしようという形になってございます。

冒頭申し上げましたように、基本協定の中で、双方、これではとてもやれないというような事態になったときは話し合いをするけれども、多少の上下に関してはどちらも言わずに5

年間はこれでいくという約束でございます。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

通勤手当もあるのですよね。ガソリン代もあるのですけれども、車両費というのは、これは何の車で、通勤費がかかるのですか。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

通勤手当は、晩成温泉に通う職員の通勤手当でございまして、晩成温泉の車両の経費ではございませんで、それぞれの個人が通う通勤手当ということでございます。

○杉森俊行委員

車両費さ。ガソリン代ではなくて、車両費さ。

○黒川企画商工課長

ちょっとお待ちください。

すみません。通勤手当の燃料代に加えて、車両損耗分を見たということだったかと思えます。資料を今探しておりますが、すみません。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

○杉森俊行委員

何で車代と言うのですか。車両費と。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

通勤に係るガソリン代に加えての車の損耗を見たものと記憶しております。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

もう一回聞きたいですけど、車両費というのは何なのですかね。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

私どもの通勤手当にもガソリン代だけではなくて、その他のタイヤの損耗ですとかオイルの損耗ですとか、そういったものを加味するようなことがございまして、その部分、要は通勤する方の車の損料をある程度見ているということだったと記憶しております。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

バスの維持管理費が124万円とあるのですけれども、何でバスの管理費というのが必要なのですか。バスは出なければ出なくていいのではないですか。それは、バスを出すというのは管理の人がバスを出すというだけの話で、これを見るというのはちょっとわからないのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

これも指定管理を行うときに、委員言われるような判断もあろうかとは思いますが、町としては晩成温泉、仮に直でやったとしてもバスを出したいところであるなということで、バスの部分は経費としてみましようという判断にしたものでございます。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

ということは、バスがいければ、これは町でみるのですか。それとも指定管理者が見るのですか。

○高橋予算審査特別委員長

もう一度。

○杉森俊行委員

バスがいかけた場合に、これは町のほうが見るのですか、それとも指定管理者が見るのですか。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

バスの故障の部分については、指定管理者でございます。経費の中で修繕代も見てございます。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員。

○杉森俊行委員

管理部門の人員費も、これは何人でこういうふうになるのですかね。その説明をお願いしたいです。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

現在11名の方が働いておりますので、11名ということです。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

杉森委員。

○杉森俊行委員

バスの維持管理費なのですけれども、これは124万円あるのですけれども、これは何ですか、すごい高いような気がするのですね、バスの維持管理費。燃料代も入っているのですかね。

○高橋予算審査特別委員長

黒川企画商工課長。

○黒川企画商工課長

燃料代も含んでございます。燃料代40万円ほど、当時の価格で算定しております。自動車税、車検、タイヤ組み替え、オイル交換等々含めて124万円になるものでございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午後 4時05分

再開 午後 4時15分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、95ページから102ページ、8款土木費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

100ページですが、住宅管理費のところ住宅リフォーム支援事業ということで600万円という予算になっております。平成29年度で、何かこれは期限があったと思うのですが、引き続き、またこういうふうに予算化していただいたということで、この事業の年限はどのぐらい設けているのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

こちらの利用に関しては、例年下がり傾向でありますけれども、やはり30件、40件と年間利用がございますので、制度的にも要項でやっている制度でございますので、予算をお認めいただいた中で実施していくという形になりますので、その年度ごとに予算要求はしていきたいなと考えてございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

松本委員。

**○松本敏光委員**

96ページの8款土木費で、道路土木車両管理費で車両管理なのですけれども2,573万円という金額になっております。この中で、土木の車両台数は明記されておりますが、かなり年代的にも古くなっているものもあります中で、維持管理費で消耗費というものがありますが、この中で在庫的なものもあるのかないのか。

それと、修繕費の中で、機械も古くはなっているのですけれども、平成29年度に購入されている機械もかなりの修理代を見込まれている中で、どのような考えでこのような予算を出しているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

車両維持管理に係る消耗品関係かと思えますけれども、それぞれ車両ごとに消耗品につきましてはオイル・グリース関係ですとか、あとはエッジ、シャーペン、ボルトなど作業に応じて必要なものを予算計上してございます。

それぞれ予算組んだ中で、年度当初に全部買うということではなくて、その時期で作業内容が異なりますので、その作業に合った中で故障してもすぐ取り替えて、消耗品ですとか、それから作業の中でシャーペンなど、そのシャーペンが壊れることによって、機械自体を保護するといった役目の消耗部品とかもございますので、そういったものは作業内容に応じてあらかじめ必要な分だけ購入して、在庫しながら通常作業が滞らないように消耗品など在庫してございます。

あと、修繕内容につきましては、計画的な修繕というものは、特に車検整備というのは当然2年なり毎年という中で車検代を計上してございますけれども、一般整備につきましては、これまでの修繕内容から見て、車両ごとにおおむねこのぐらい年間必要だろうというような内容で計上してございますけれども、必要に応じて修繕するということでありまして、全ての修繕費を消化していくという内容ではございませんので、ご理解いただければと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

松本委員。

○松本敏光委員

年式も古くはなっている中で、消耗品なんかはもう在庫としては調査しているということですね。その中で、あと管理維持の中で、誰か責任持って車両的な検査とか、もしくは維持管理的な責任を持った人がいると思います中で、使用する前と後の検査か何かはやっていきますか。いませんか。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

車両の運行に関しては、通常、仕業点検ということで毎朝しなければならないというような決まりの中ではあると思いますけれども、うちの委託の中ですと、毎週金曜日が一応車両整備の定例日というような感じで設けておまして、そこで大きく車両ごとには、グリースアップするですとかオイルを点検するですとか、そういった内容で決めた日は定めてございます。そういった中で点検して、事故のないように運行している状況でございます。

○松本敏光委員

管理責任者は置いているか。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

ちょっと説明漏れで申しわけありません。

管理責任者につきましては、従前、平成28年度までは定めておりましたが、陸運等に確認した結果、管理責任者を置かないとならないのは、車両の台数がダンプ系統で5台という定めがあるのですが、うちは4台しかないということで、そういった責任者は置かなくていい定めになっておりますので、責任者は置いておりません。

○高橋予算審査特別委員長

松本委員。

○松本敏光委員

いずれにしても、特殊車両という車両の中で高価な金額します。なので、やはり維持管理というのは金額を見ても年々高くなっているのが現状の中で、使用する側にしても運転する側にしてもプロの意識というものを持ち、いろいろな消耗品にしても燃料費にしても修繕しても、責任を持った維持管理というものが今後必要でないかなと私は考えております中で、やはり知識知恵を絞った管理運営をお願いしたいと、そういう考えで私は質問しました。

ありがとうございます。



**○高橋予算審査特別委員長**

答弁は要らないですね。答弁いいですね。

**○松本敏光委員**

はい。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

船戸委員。

**○船戸健二委員**

100ページ、土木費の4項都市計画費2目公園費19節の負担金の中の日本パークゴルフ協会負担金についてお伺いします。

商標登録利用料として、今年新たに計上されたとの説明がありましたが、商標登録されているのは、クマゲラのマークなのかパークゴルフの名称を含めた全てなのか。また、パークゴルフが誕生してから30年ほどたっていると思うが、今、負担金が発生したその経緯についてお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

こちらのパークゴルフ協会の負担金でございますけれども、商標登録につきましては、今、委員がおっしゃられたクマゲラのマーク、それからクマゲラのマークにペンで描いたパークゴルフとローマ字で記載されたマークなど、そういった図形でいうと4種類が商標登録、それから商標呼称については、パークゴルフというカタカナの呼称が商標登録されてございます。

そういった中で、この商標登録につきましては、平成16年1月に特定非営利法人の国際パークゴルフ協会が制定した商標管理規定を現在は公益社団法人日本パークゴルフ協会が継承して平成23年3月から商標登録の権利を持っているということの内容になってございます。

今回新たに発生した内容としましては、そういったことで登録は古くからあるのですけれども、今回、日本パークゴルフ協会のほうでパークゴルフの名称使用に当たっては、商標登録の登録上から会員になっていただきたいという通知がございまして、その通知の中から判断しまして、協会の定款ですとか会の目的だとか、そういったものを解釈いたしまして、加入すべきが望ましいということで、パークゴルフの普及促進についても町が加入していくことが望ましいと判断して、計上させていただいたものでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

杉森委員。

**○杉森俊行委員**

98ページ、一番上の工事請負費なのですが、ここのところに浜大樹の修繕費はないのか。避難道路として、東2線は予算化されたのに、浜大樹線は避難道路なのに予算はつかないのか。浜大樹線は、東2線までが更生の管轄なので、更生の人々が浜大樹のほうに来ないので、道路状況がわからないのではないかということですね。更生の方が道路状況をこういうふうになっていますということを町に申し込まないのですね。そういうことがあるので、そのところを聞きたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

今ご質問の浜大樹の避難路とかというところではございますけれども、多分、昨年一般質問された内容に続くものかと思っておりますけれども、質問の後、職員により改良舗装を行っている町道路線の路面状況の確認をしながら、町内では4路線の傷みの激しい路線があるということで一応絞ってございます。あと、年明けから町長語る会ですとか、それから行政区それぞれの要望事項の中で、3行政区から4路線の修繕要望も来ているところでございます。

それらは、雪解け後に、また路面状況を確認していきたいと考えてございますが、浜大樹線につきましては、昨年的一般質問でも説明させていただきましたけれども、町内の舗装道路の中ではかなり損傷が激しいかなと思っておりますが、今回、予算計上はしてございませぬけれども、平成30年度は職員によって現地踏査行って、修繕の工法として、今後、全面オーバーレーンがいいのか路肩部分の補修が必要なのかということ踏査の結果踏まえて、検討していきたいかなと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

杉森委員。

**○杉森俊行委員**

私は、避難道路のところを見たのですけれども、かなり道路が悪いと。直線があるのですね、浜大樹を見て、後藤さんのところから大石さんのところまで、そこを見て、それでもやってくれないのだろうと思うのだけれども、それでも5カ所ぐらいすごく悪いところがあるのですね。それは水が抜けて、この前雨降ったでしょう、それで水が抜けてかなり引っ込んである箇所があるのか、それでまた戻るのかわかりませぬよ。水が抜けた後、今度またしぼれがあれしたら戻るかもわかりませぬよ。5カ所ぐらいは、ひどいところがあるのですね。そういうところの部分直すということはないのかなと思っております。車が傾いて走っているのですね。これ雪降ってまた凍ったらあれなのですけれども、雪は降らないと思うのですけれども、それで、見てもらいたいというふうに思っています。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

通常の道路維持管理の委託業務の中で、そういった修繕料も含めてみている部分もございますので、委員がおっしゃられたところを、また確認しながら、できる範囲で委託修繕の中でできればと考えてございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

100ページなのですが、空き家対策支援事業、去年は4万6,000円で、今年は7万6,000円となっているのですが、どんなことをやっているのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

こちらの7万6,000円の内容につきましては、空き家対策に係る札幌市での会議の旅費分を、札幌市4回分の旅費を計上してございます。空き家対策自体が、ここ近年新しく始まった町に課せられた義務ということで認識してございますけれども、情報収集しながら大樹町に合った空き家対策を進めていければなということで旅費の計上をさせていただいてございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

98ページですけれども、歴舟川パークゴルフ場の管理事業1,539万7,000円、委託料のほうで、指定管理者業務で1,455万円、その差額の84万7,000円というのはどの項目に当たるのかを知りたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

84万7,000円でございますけれども、修繕料といたしまして歴舟川パークゴルフ場の芝修繕ということで50万円ほど、それから、周辺環境整備業務といたしまして、パークゴルフ場内ではございませんが、パークゴルフ場に隣接したところの南側の草刈り業務をしたいと考えて、堤防からパークゴルフ場が見えやすいようにということで、その辺の草刈り業務を29万6,000円計上してございます。

それから、パークゴルフ場に設置している除細動器、AEDですね、そちらのほうの借上料が4万1,000円、それと先ほどの日本パークゴルフ協会の負担金が1万円ということで84万7,000円の計上となっております。

よろしく申し上げます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、101ページから104ページ、9款消防費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

102ページの工事請負費なのですが、耐震性の貯水槽ということなのですが、今、災害対策に向けて飲料水にも使えるような貯水槽なんかも整備されつつあると思うのですが、そういうことをご検討いただけなかったのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長

一昨年の断水を含めまして、そういった検討もさせていただきましたが、非常に経費が高額になります。数千万円という話で聞いてございまして、そういった分もございまして、とりあえずは消防整備の強化という部分で、飲用の貯水槽ではなく一般の貯水槽という形での整備を計上させてもらったものでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

◎延会の議決

○高橋予算審査特別委員長

お諮りいたします。

本日は、これにて延会とし、14日午前10時から再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、14日午前10時から予算審査特別委員会を再開します。

◎延会の宣告

○高橋予算審査特別委員長

本日は、これで延会します。

延会 午後 4時35分

# 平成30年度予算審査特別委員会会議録（第2号）

平成30年3月14日（水曜日）午前10時開議

## ○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 議案第 27号 平成30年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 28号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算について
- 第 4 議案第 29号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 30号 平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 31号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 32号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 33号 平成30年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 34号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

## ○出席委員（11名）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二  | 2番 齊藤徹   | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光  | 5番 西田輝樹  | 6番 菅敏範  |
| 7番 高橋英昭  | 8番 安田清之  | 9番 志民和義 |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 |         |

## ○欠席委員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 町長                         | 酒森正人 |
| 副町長                        | 布目幹雄 |
| 総務課長                       | 松木義行 |
| 総務課参事                      | 大林一博 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 黒川豊  |
| 住民課長                       | 林英也  |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |      |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 村田修  |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 鈴木敏明 |

会計管理者兼出納課長	高橋 教 一
町立病院事務長	伊勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○高橋予算審査特別委員長

ただいまの出席委員は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○高橋予算審査特別委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

4番 松本敏光委員

5番 西田輝樹委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第27号から日程第9 議案第34号まで

○高橋予算審査特別委員長

日程第2 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから、議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算の9款消防費までの質疑が終了しております。本日は、昨日、安田委員から要求のありました資料をお手元に配布しておりますので、資料の内容の説明を求めたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、説明を求めます。

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

おはようございます。お時間いただきましてありがとうございます。

お手元に配付させていただきました資料でございますけれども、昨日、質疑のありました学童保育所、それから児童館の建設における換気の対策で、24時間換気という記述の部分でございますけれども、お手元に配付させていただきました建築法規解説という書籍の写しになりますけれども、こちらのほうは、建築基準法、それから施行規則、施行令などを網羅し



た中で建築における解説を行っている書籍となっております。

その中で、1枚おめくりいただきまして、右側になりますけれども、3-27ページで、居室内における化学物質の発生における衛生上の措置ということで、建築材料から発散する化学物質による室内空気汚染を防止するためにシックハウス症候群、それからシックビルディング症候群などが生じている状況で、それを抜本的に改善するために建築基準法の中で規制がされているということが記述されてございます。

1枚飛びまして、表紙からいきますと4枚目になりますけれども、3-35ページになりますが、こちらの上段のほうに、機械換気設備等の設置の義務づけということで、ホルムアルデヒドを発散する建築材料を使用しない場合でも、家具などからの発散を考慮して、原則として居室を有する全ての建築物に次表の換気設備の設置が義務づけられていることで、表のほうはちょっと割愛させていただいておりますけれども、こういった内容が政令の中で定められているものでございます。

具体的に言いますと、1枚お戻りいただきまして、左側の3-28ページになりますけれども、そちらの中ほど、ちょっと字が小さくて申しわけありませんけれども、赤でアンダーラインをしているところで、原則として、全ての建築物に機械換気設備の設置が義務づけられていますと。ちょっと飛びまして、括弧書きで、いわゆる24時間換気システムなどという具体例が記述されておりますけれども、こちらの決まりとかに基づきまして、24時間換気設備をしようとしているところでございます。

一番最後のページになりますけれども、平面図をつけてございます。そちらの中で、今回建築しようとする学童保育所・児童館の中で、居室に該当する部分につきましては、部屋の名前のところにピンクで表示しておりますけれども、児童クラブ室、各1・2・3、それから多目的活動室、配膳室、保健室、相談室、職員室、それから大きな遊戯室、下のほうに行きまして、視聴覚室、それから集会室などというところが居室に該当するところになってございます。居室の定義といたしましては、執務作業など継続的に使用する部屋、それから特定のものを継続的に使用のみならず、不特定多数の者が入れ替わり立ち替わり特定の部屋を使用する場合のところは居室という定義となっておりますので、今回は、学童保育所・児童館ではそちらの部屋が居室に該当するものでございます。

いずれにいたしましても、昨日、質疑にありましたように、いないときにも24時間動かさないとならないのかというようなこともございますけれども、運用の中で、経費については削減をしていくように努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

ただいま資料の説明がありました。質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

有害物質があるからということなのです。

納得はしたのですが、うちの建物には有害物質というのは相当使われるのですか。現実的に。そこだけ教えてください。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

材料につきましては、木材も含めて、それからクロスだとか接着剤だとか、いろいろなものがありますけれども、基本的にはそういったものに対応している有害物質の発生しない材料を使用しておりますけれども、こういったシックハウスというのは、いわゆる近年取りざたされているそういった病気なのですけれども、いろいろなものに反応するお子さんだとか児童とかおりますので、それらを回避するような対策となっております。材料についても、そういった対策をしたものを使用するようにしておりますけれども、そういったいろいろなお子さんがおりますので、そういったものに対応すべく必要ではないかということで考えてございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

次に、103ページから132ページ、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

132ページの図書館費のことでお伺いいたします。

18節の備品購入費のことになるのか、ちょっとわかりませんが、新聞なんかのデータをとりに行ったときに、パソコンの容量が足りなかったので、容量を上げていただきたいなという希望があったのですが、このシステム一式というのは、それに該当するのかなど、お伺いします。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上図書館長。

**○井上図書館長**

今回、予算に要求している部分ではなくて、その分につきましては、今回の入れ替えるものではないということでご理解をいただきたいと思います。別なものでございます。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

そうすると、私の言っていたパソコンの容量アップについては、計画はないのですか。

○高橋予算審査特別委員長

井上図書館長。

○井上図書館長

前回、志民委員が図書館に来館したときの部分については、システムではなくて、個人に与えられたパソコンの部分での作業でございまして、その部分につきましては、町から与えられた部分のパソコンですので、容量を変えるとかなというのは、今後、町との協議ということになるかと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

志民委員。

○志民和義委員

そうしたら、言われればわかります。あその場所でなくて、別にノートパソコンか何か持って行ってやったのかな。別なところでやってくださいということだったような気がして、結局そこが容量足りなかったと、こういうことで理解していいのですか。

○高橋予算審査特別委員長

井上図書館長。

○井上図書館長

そのとおりでございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

108ページの教育振興費の13節委託料の関係なのですが、スクールバス待合所移設業務で15万円の計上があります。平成28年、29年と25万円できて、今年度また15万円あるのですが、毎年、待合所の移設が本当にずっと必要なかどうかということと、何カ所ぐらいやるのかということと、町内の待合所が、こうなると全体に何カ所あるのか。既に移設して残っている分がとか、そういう経過があると思いますので、その辺と、1カ所を移設するのにどのぐらいの経費が必要なのか、説明いただきたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

菅委員の質問の説明でございますが、スクールバスの待合所については、町内20カ所程

度ございます。そのうち5カ所程度は、今使われていない場所もあります。年度ごとに通学する児童生徒が変わりますので、それによってバスの運行路線を微調整したりするものがございます。そういうときのために、移設費用を予算化しております。

15万円については、1カ所分の移設費ということで計上しております。必ずしも児童生徒の動向によって、全額使用するとは限らない場合もございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

今の説明によると、町内に待合所は10カ所で、そのうち5カ所は今使っていないと。5カ所を使いながら、年度ごとに生徒の、どこから乗るかということを含めて微調整しながら順次必要によって移動すると。15万円では1カ所だけだという理解でよろしいですか。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

おおむね、その理解でよろしいかと思えます。

全体では20カ所あるということで、その分を訂正させていただきます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

ということは、理解の意味で、毎年、例えば生徒の居住地の関係で、これは必要によって毎年微調整の移設は出てくるという理解をしておいてよろしいですね。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

毎年出る可能性があるということで予算化してございます。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

106ページの小中高連携教育推進事業ですけれども、36万5,000円。

事業を始めて、初めて予算化ということで、数字的な内容をいただいたのですけれども、36万5,000円を計上、備品等はわかったのですけれども、事業の中でその予算はどう

やって活用していくのか、そこだけ聞きたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小中高連携の教育推進事業ということで、昨年度も事業振興費の中には組んでおりましたが、今年はちょっと独立化して事業名を頭出ししたということで、内容的にはJAXAの宇宙教育事業を活用しまして、中学校での出前授業、それから小学校での教員研修などの旅費、講師料等が主なものでございます。あと、印刷費としては、小中高連携に関連してポスターの印刷など考えております。そのほかは消耗品などで、キャリア教育のつづっていくファイルの購入費などを計上して、総体で36万5,000円の予算を組んでございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

松本委員。

○松本敏光委員

116ページの一般で10款の教育費、3の中学校費なのですけれども、備品購入でタブレットという名目があります。中学校でのタブレットの購入なのですけれども、これは前年度、何年に購入されているか、ちょっとお聞きしたいです。

それと、使用目的はどのようなふうに使われるかということを知りたいです。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

松本委員の質問でございしますが、タブレットについて、前年では何年度に購入しているかということですが、今回タブレットの導入は新規の導入ということで、初めてでございします。ただし、中学校のパソコン教室の整備は平成28年度に実施しております。

導入の意図といいますか、理由というか、それについてでございしますが、タブレットパソコンはご存じのとおり、携帯できるタイプのパソコンでございまして、インターネットの無線LANといいますか、Wi-Fi環境とも言いますが、無線の中でインターネットと接続して活用できる機種でございします。場所を限定しないため、普通教室や特別教室、また体育館などにも持参して活用できたりいたしますし、普段の教室の教科授業の中で、場所を限定しないため活用が可能であります。視覚に訴える映像とか画像とか、タイムリーでわかりやすい授業を展開するということで、またカメラ機能や録音機能などついております。校外学習などにも活用しようと思えば可能であります。パソコン教室の場合は、パソコンの基本操作とか情報教育の一切を効率的に学ぶということで一つのブースとして活用の効果がありますけれども、タブレットの場合、普段の授業のための教育教材ということで、教室の普段の授業をよりわかりやすく、また活性化させるための機材として、今回、導入を考えてございします。

以上であります。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

松本委員。

**○松本敏光委員**

道、もしくは文部省のほうからの指示があって導入ということ、わからないわけではないのですが、厳しい財政の中で、なるべくであればという考えもないわけでもないとは思いますが、なるべく教育に支障が出た場合は困るということもありますので、これ以上のことは申しませんので、なるべく節約をお願いしたいと思います。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

答弁必要ですか。

**○松本敏光委員**

いいです。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

板谷教育長。

**○板谷教育長**

委員ご指摘の心配、そのとおりだと思います。予算編成というのは、本当に自治体にとって大変な事業でありまして、皆さんにお諮りする前に、町長査定というのがあるのです。そのとき町長から厳しく指導を受けております。

ちょっと松本委員の思いは、パソコン室の機種更新が中学校の場合2年前に行われたばかりではないかというところだと思います。町長からも同じように厳しく指導されております。ただ、今、角倉課長が申したように、わざわざパソコン室に行ってしまうのではなくて、日常の授業をよりわかりやすくということで、松本委員ご指摘のように、文部科学省のほうでパソコンルームの整備とともに普通教室のICT環境もこのように整備しなさいという部分があります。やがては1人1台ということなのですが、財政面のことがありまして、財政当局と詰めて詰めて、ようやく1クラス分をお願いするという、そういう状態になっております。宝の持ち腐れにならないように、有効活用してまいりたいと思います。

ご理解よろしくお願いたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

松本委員、よろしいですか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

関連ですけれども、タブレットの関係で、資料をいただいたのですけれども、予算1,247万5,000円で、教員用6台、生徒用タブレット41台なのですけれども、これだけ

で、これに1,245万円を投資するのか。また、無線LANというけれども、Wi-Fi環境の整備のための整備料も入っているのか、お願いしたいのと、生徒41台、先生6台ですけれども、これはどうやって授業で活用していくのか、その辺をお願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

具体的なタブレット導入の内容でございます。

生徒用としては41台を、教員用としては6台を計上しております。そのほか、充電機付きの収納カートなども導入予定です。また、無線LANのアクセスポイントということで、中学校は3階に分かれておりますので、各階ごとに移動タイプのWi-Fi機器というか無線の機器を設置します。各教室にジャックがついておりまして、そこに接続することによって、教室の中でタブレットパソコン40台を接続できるような形をとります。そのアクセスポイントの機器が各階ごとに1台ということで3台予算計上しております。これら合わせまして器械関係は約390万円程度になります。最も大きいのはパソコンを動かすソフトでございます。ソフトはサーバーソフトや学習活動ソフトウェアなど、そういうソフトがありますけれども、それは724万円程度になります。ハードより高いという状況でございます。また、設置費用、設定費用に130万円程度かかります。合計で1,247万5,000円ということで計画しております。

活用の仕方でございますが、生徒用41台ということで、40人学級ということなのですが、学年が1学級の場合、特別支援の子供たちも入れると40名を超える場合もありますので、1台予備で41台を生徒用としております。教員用は6台ですので、それぞれ準備段階から活用してということで、1クラスで40人学級を使う場合は1クラスでしか使えませんけれども、班活動として使う場合は、例えば1クラス10班に分けた場合、10台のタブレットと、それからWi-Fiの無線のアクセスポイントということで、41台ありますので、三つのクラスで班活動なら同時に使うことも可能ということで、いろいろな活用方法、最大1クラス1人1台で使える数を最低限そろえたという予算の組み方でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

関連なのですが、タブレット本体の価格は、1台幾らなのですか。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

タブレット1台は、最初予算計上したときは、学習用タブレットということで頑丈で落と

してもすぐ壊れないとか、そういう特殊製品を勧められたのですけれども、予算の作成の中で、タブレットもそんなに何十年ももつわけではない、5年6年で保証期間も過ぎていくということで、特殊なタブレットではなくて、もうちょっと価格を絞ってということを検討いたしました。現在、予算を組んでいますのは、消費税込みで6万3,504円の単価でございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

重ねてタブレットのことについて、容量はどれぐらいの容量ですか。一番安いタブレットに関しましては、大体16ギガというメモリーを持っているのですけれども、6万というと相当容量が大きい。それから、ソフトは、どうしてもそのソフトを導入しないとイケないのか。そこをちょっとお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

タブレットの容量は128ギガバイトのものを選定しております。基本ソフトはWindowsの10ProというOSですけれども、先ほど説明した中で、ソフトの費用がハードよりかなり高額ということで、実際、タブレット自体は基本ソフトとかで動かせるのでしようけれども、学習に活用するときに、グループ学習とか集合学習とか、クラス全体の教員との連携の学習活動などで、特殊な学習専用ソフトがございまして、これらも結構積み上げる中で大きな額を占めているということで、実際、有効に授業活用するために、そのソフトも同時導入が必要だと考えております。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

何点かありますので、よろしく願いいたします。

一つは、106ページの特別支援教育支援員賃金ということで、2,000万円ほど予算が上げられているのですが、対象学年と人員をお教えください。

**○高橋予算審査特別委員長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

特別支援教育支援員賃金の対象学年などについてでございますけれども、大樹小学校に1年生から4年生まで各クラス1名配置ということで、8クラスありますので、8名分を予算計上しております。また、大樹中学校に1名分の支援員の賃金を予算計上してございます。



以上です。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

同じく106ページの報償費の中で、学習環境整備報償費と特色ある学校づくり推進事業報償費ということでそれぞれ予算化されているのですが、その中身といたしますか、従前は、学習環境整備費というのは、特色ある学校づくりということで予算執行されてきたのではないかと思いますので、この関連についてお知らせください。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

学習環境整備の報償費のほうでございますが、これは小中学校の花壇や周辺環境の整備費用ということで、小中それぞれ17万円の割り当てで計上して34万円の予算としてございます。

また、特色ある学校づくりの報償費でございますが、児童生徒の生きる力を育むために学校ごとに創意工夫を凝らした研究実践を推進する目的で、小中それぞれ40万円ずつ計上しております。大樹小学校では、地引き網体験とか、そういうことなど、特色ある活動に活用していますし、中学校では、ジャイカの研修員学校訪問とか、また地域体験学習、ボランティア学習、特別養護老人ホームの訪問など、いろいろな形で、それぞれの学校が取り組んでいる事業に活用していただく予定でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

わかりました。ありがとうございます。

次、108ページの19節十勝管内学校保健協議会の負担金を計上されているのですけれども、大樹小学校、中学校なりの学校の保健委員会というか学校保健委員会というのが成立しているのが、大樹町教育委員会にもそれを受けて教育委員会で学校保健委員会が通常の形の中では設置されていると思うのですけれども、いろいろ諸般の事情はわかっている酷な質問ですけれども、校内の学校保健委員会と教育委員会の学校保健委員会というのは、現在、成立しているのかどうかをお聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

学校保健委員会についてでございますけれども、それぞれの学校で、小中でそれぞれ組織されていると伺っております。また、教育委員会では年に1回、それぞれの学校保健の担当

者等集めまして生涯学習センターにおいて意見交換、情報交換などを行ってございます。  
以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。  
安田委員。

○安田清之委員

5項の19節……。

○高橋予算審査特別委員長

ページ数。

○安田清之委員

ページ数言わないとわからないの。款項言ったのだからわかるでしょう。

○高橋予算審査特別委員長

ページ数言ってください。

○安田清之委員

はい。124。

まず一つ、三つほどあります。一遍にやらせていただいてもいいですか。時間かかります。

○高橋予算審査特別委員長

何点ですか。

○安田清之委員

3点ぐらいありますけれども、いいですか。

○高橋予算審査特別委員長

はい。

○安田清之委員

ではまず、帯広百年記念館運営負担金というのは、どういう意味で負担金を出しているのか。帯広の百年記念館というのは、帯広のものですよね。何で3,000円出しているのか。まず聞かせてください。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

帯広百年記念館の負担金でございます。

百年記念館につきましては、十勝館内全市町村が加盟していて、それぞれ負担を出して運営しているというような中身でございまして、それに大樹町も加入しているということでございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

**○安田清之委員**

十勝館内が全部して、何のために加盟しているの。全然意味わからない。金額は出ている、加盟していますでは。こういう理由で、こうやって、こういう事業をやっていますから、こうでございますと。ですから負担金を出していますというのならわかるのですが、十勝館内が全部出しているから出していますといたら、僕らは納得できません。中身もう少し。

**○高橋予算審査特別委員長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

本来であれば、各町村に博物館があるべきなのですが、なかなか財政上も厳しいということで、十勝館内で十勝の歴史など、展示物や何かもかなり整備して、町村からも帯広の百年記念館を見学して学習すると。小学校4年生、5年生が各町村活用させていただいていますので、そういうことで加盟させていただいているというふうに理解しております。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

教育長が言ってくれたので、大体わかったのだけれども、ただではないのですよね。生徒が行ってもね、お金とられるのだよね、小学校何ぼとか。そうですね。

**○高橋予算審査特別委員長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

個人的に行ったら、そのように入館料がかかりますが、学校として申し込んでいけば、減免措置がございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

減免措置だから少し安くなるという解釈で、お金は払うということだというふうに解釈しています。それ以上はやめておきますから。

次に入らせていただきます。

大樹町芸術鑑賞協会補助金、この中身400万円出ているわけでございますが、多分いろいろな歌を歌う方や落語家やら、いろいろ呼んだりしているのだろうというふうに思うのです。これは、今年は何のぐらいの人を呼んで、どのぐらいやるのか。それから、協会員というのはどのぐらいいるのか。まずお教えてください。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上社会教育課長。

**○井上社会教育課長**

平成30年度の予定でございます。

平成30年度は、今のところ3公演を予定してございます。今年度、開町90周年ということでございまして、それに向けては、今のところ秋川雅史さんをメインとしまして、和太鼓と三味線の公演、それと吹奏楽の公演と秋川さんの公演という、この3本を予定してございます。

また、芸術鑑賞協会の会員につきましては、12月現在でございまして29名の方が会員となっております。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

#### ○安田清之委員

それでね、公演やらの費用だと思うのだけれども、協会員になられている方は、お手伝いをしたり、いろいろしているのでしょうか、一生懸命。いろいろ呼びになっているのだけれども、年寄りが聞くようなものが余り来ないですね、うちの町。もう少しそこら辺、協会員がいるのであれば、どういうものがあるのか、町民の声を聞いて、この400万円という莫大なものを使うわけです。それから、それにかかわる備品等もあって、ここの施設だけで何千万円の運営費がかかっていると。だから、現実的に秋川さんというのは、僕ら全然知らない、まず。それは有名な方かもしれないですよ。だから、大樹の人口の何%は老人なのだよ。老人が聞いて、楽しいね、なんて呼べるものをやっぱりやっていただかないと。だから、そのために協会員いるのだと思うのですよ。要は、そういうことを含めて、だから3公演やって400万円ということは、130万円ぐらいかかるのかなと、1人。この金額もわからないので。現実的に券を売るのか、売らないのか。そうすると、もう少し減るのか。中身がちょっとわからないから、これは言わなくてもいいから、後で聞きにいきますからね。現実的にはやはり鑑賞協会にこれだけの予算を出しているのですから、町民に喜ばれるものを、公演をさせていただきようお願いしますかね、いいですか。

それから、次に入ります。

大樹町文化協会、芸術協会と文化協会の違いは何ですか。芸術だから芸術ですけども、文化も芸術だよ。どういう理由で二つあるのか。

#### ○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。文化協会

#### ○井上社会教育課長

文化協会と芸術鑑賞協会の違いでございます。

芸術鑑賞協会につきましては、生涯学習センターができたときのことで、町民に芸術を広く親しませようということで芸術鑑賞協会が設立されております。また、文化協会につきましては、昭和50年代に文化の振興を図るということで組織された団体でございまして、その中で芸術も含む部分でございましてけれども、文化祭をやったりとか道の事業をやったり、そういう部分で活動をしている団体でございまして、もとを正せば、大きくいけば同じよう

なものではございますけれども、そういうような違いで、二本立てで進めているということ  
でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

文化協会は文化協会で会員がいるのでしょうか。それから、鑑賞協会も二十何名と。

それで、これ組織改革したらいいですよ。やること大体同じなのだよ。文化にかかわる問題、鑑賞にかかわる問題、この精査を教育長、お約束を。今年度は言いませんから、来年度、全員集めて、一つにして、大樹の文化、鑑賞をどう発展させていくかという論議をしていた  
だけかどうか。本当は総括だから、これで終わってしまうのだけれども、ちょっと一言だけ。

**○高橋予算審査特別委員長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

大樹町には、委員指摘のように、生涯学習センターというすばらしものを設立して、その  
設立に際して芸術鑑賞協会というのが立ち上がったのかなというふうに思っております。ただ、組織というのは、余り多くないほうがいいのですよね。私もそう思います。いい意見を  
いただきましたので、ただ、根っこの部分というのでしょうか、一応文化協会も会員数は少ないのです。だんだんじり貧というか、高齢化に伴いまして厳しい状況なのです。ただせつ  
かくいいものをつくったのに、町民がもっと活用するようにどうしたらいいかというところで、芸術鑑賞協会というのがあるのかなということと、ごめんなさい、1点だけ、今年の場合  
は400万円なのですけれども、今年は特別なのですよ。それはどうしてかというのと、大樹町開町90周年ということと、学習センターが二十歳になったという、そんなお祝いで普  
段よりも100万円多く計上させていただいています。

貴重な意見をいただいたので、検討させていただきます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

112ページの小学校費の13節委託料なのですが、エレベーター点検業務で45万4,000円が計上されています。エレベーター点検業務、平成29年度も同額で計上されている  
のですが、設置されているエレベーターの点検が一つは毎年必要なのか。それと、金額がこんなに高くかかるものかということが一つです。

それから、生涯学習センターと、それから中学校にもエレベーターあると思うのですが、そこには点検の経費が計上されていません。小学校だけ2年連続で、これでほかがないとい  
う、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小学校のエレベーターの点検業務でございますけれども、大樹小学校にはエレベーターがございまして、建築基準法で、エレベーターの点検業務は義務づけられてございます。それで毎年、昨年と同額ですが、平成30年度も45万4,000円を計上しております。

また、中学校につきましては、エレベーターがございませんので、計上してございません。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員、よろしいですか。

○菅敏範委員

学習センターは。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

学習センターにつきましては、項目が設備点検業務という科目で、その中には空調機とか温水ボイラーとか衛生設備とか、そういうものをまとめて計上しておりますが、その中に昇降機の点検料、予算的には51万9,000円ということで計上させていただいております。これにつきましては、建築基準法に基づきまして年1回の定期検査、それと24時間体制で遠隔での監視という業務内容で行っております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時05分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

引き続き、10款教育費の質疑を行います。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

108ページですけれども、校務支援システム利用料ですけれども、昨年度より若干増えまして41万5,000円ですけれども、このシステム利用料ですけれども、過去には、先生方がなかなか使いづらいということで、どちらかというと公立高校向けのシステムの中

で、義務教育で使うとしているのですけれども、その辺、利用料について、どれだけ先生方は活用されているのか、聞きたいです。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

校務支援システムにつきましては、導入して数年経っておりますけれども、現在、中学校で活用されております。小学校のほうにも導入はされておりますけれども、なかなか活用が難しいということで、平成30年度については、一気に金額が値上げの連絡がございまして、小学校のほうは今回手を下げまして、中学校だけの活用ということで、額は前年とちょっと増えるぐらいなのですけれども、単価が倍増しております、利用されている中学校だけにしようということで、今回予算を組んでおります。

以上でございます。

○齊藤徹委員

わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

130ページの保健体育費の13節委託料なのですが、ここに中央運動公園芝維持管理業務で1,127万6,000円計上されていますが、例年ほぼ同額なのですが、中央運動公園の対象箇所がどこどこなのかということと、それから、柏木町にある運動公園の芝の維持管理は、どの項目に入っているのか、教えていただきたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

中央運動公園の芝の箇所でございますが、野球場、ソフトボール場、それと修景池の周辺、あと、野鳥の森というような箇所です。芝の維持管理を行う予定でございます。

柏木町の運動公園につきましては、シルバーセンターに委託をしまして、周辺の環境整備ということで、自前の自走による芝刈り機を使った芝刈りをシルバーセンターに委託しているという状況でございます。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

中央運動公園の周辺の野球場、ソフトボール場、野鳥の森などということですが、大体年間どのぐらいの回数頻度でやっているのか、教えてください。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

そこその場所によっても違いますが、多いところではトータル25回ぐらい、これは野球場の中でございますけれども、グラウンドの中では25回の積算ということで、少なければ1回、2回とか、場所によって違いますが、そのような回数で積算をしているところがございます。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

野球場25回ぐらいというふうに伺ったのですが、野球場ができてからの経過もありまして、今後の将来的な見通しもありますので、その辺はもう一回、再度総括で伺いたいというふうに思います。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

ページ数で126。ちょっと呼び方なのでしょうか、どういう意味なのかちょっとわからないので。保健体育推進事業、社会体育推進事業と148万5,000円と129万円、やることが違うのか、どういうあれなのか、ちょっとお聞かせを願います。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

保健体育の部分につきましては、主に各種団体等における負担金、補助及び交付金ということで計上してございます。また、社会体育推進事業でございますけれども、これにつきましては、職員の旅費であるとか、あと各団体が行う競技、例えばスケート大会であるとかB&Gの大会、それとか、あと優秀選手の派遣事業とか、そういう部分で区別をさせていただいて予算計上しているところでございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

それでは、これ科目ちょっと違うのではないかなという気がするのですよ。やっぱり人件費は人件費、派遣なので。これで見ると、何か事業をやるのだなという感じになってしまうのだと思うのですよ。やっぱり派遣で人件費が出るのであれば、きちっとした区分をしなければ、これですと、何に使われたか、きちっと使われていると思っておりますけれども、やはり我々委員としては、きちっと見せていただかないと、本当にどうなのだとい。各種団体に



補助金が、推進事業と言われたらそのとおりですよ。だけど中身が全然見えない、これでは。これでは何か、今回の加計学園みたいもので、文面を上手に書けば何とか我々にわからないで通ってしまうというようなことでなくて、公にきちっと、こういう団体に幾ら出すのですよと。

だから、この団体に、いろいろあるのでしょうか、団体。それによって値段も違うのでしょうか、いろいろ。人数だとか、ああとか、こうとか。事業をやっていないような団体もあるのかい。どうですか。

この団体、団体というのは148万5,000円、現実的に。スケート協会、ミニバレー協会、バレー協会、体育協会、剣道協会、何だかちゃんばら協会とか、何とかあるのでしょうか。大体そこら辺まではわかっているのだけれども、それにどのぐらいずつ出しているの、ちょっと言ってみて。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上社会教育課長。

**○井上社会教育課長**

まず、十勝の体育団体協議会、ここに9,000円。これは全市町村にある団体及び各競技の団体の組織でございますけれども、そこに9,000円。それと、B&G北海道地域連絡協議会、これにつきましては、B&Gの施設がある市町村の連絡協議会でございますけれども、ここに3万円。それと、大樹町の体育連盟、今18団体、委員おっしゃるようにミニバレー協会であるとかソフトボール協会、野球協会とか、そういう各団体18団体ありますけれども、そこに85万9,000円の予算を計上しております。

また、大樹町スポーツ少年団補助金ということで、少年団、今8団体ございます。そこに57万3,000円の予算を計上してございます。そのほか、スポーツ推進協議会ということで、当町にもスポーツ推進員おりますけれども、その北海道の協議会に均等割で5,000円、会員割で5名掛ける1,700円ということで1万4,000円の計上というような内容でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

112ページの委託料ですが、遊具保守点検業務というので、上のほうにあるのですが10万6,000円。この点検、どんな遊具があるのかということと、点検ですが、どんな点検をしているのか、また、どのくらいの間隔でやっているのか、お伺いをいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

遊具保守点検業務でございますけれども、小学校費の中の遊具保守点検業務ということで、小学校のグラウンド周辺にありますブランコとか回転するものとか、その遊具の点検を年に1回実施しております。グラウンドから見える遊具でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

点検内容については、どんな点検をしているのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

遊具の点検でございますので、叩いたりとか、劣化していないかとか、塗装がどうかとか、あと、要するに安全面の点検を中心に、子供たちが遊んでいて、急に外れてけがをするということがないように、そういう点検の内容でございます。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

塗装とか、そういうのは、さびが入らないようにというのは大事なことですけれども、時々事故あると、目視で点検したばかりなのに、そういう事故があったということを知るので、かなり大人の方が負荷をかけて、何でもないかどうか、そこまでやっぱり点検しないと、うまくないという気がするのですよね。あと、さび入っているかどうか、これは目視ではわからないので、何か超短波か何かの器械を使ってやってもらわないと、本当に安全かどうかというのはわからないので、嚴重に、大切な子供たちなので、そういう点どうでしょうか、きちっとやってほしいのですが。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

小学校の遊具の点検につきましては、現在、公園施設製品整備技士という日本公園施設協会の正会員の資格のある人に点検していただいているので、安全基準とか、点検方針に沿ってやっていますので、今後も事故が起こらないような点検を続けていきたいと思っております。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

そういう資格のある人ということなのですが、どんな点検をしているかというのとはわかりませんか。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

点検を担当する方は、実際に目視したり、実際に上がってみたり、接続部分を確認したりという、そういうような内容だと理解しております。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

就学援助費の関係ですけれども、小中学校、合計で628万1,000円になるのですけれども、その中で、体育の実技、小学校ですけれども1万1,270円を出しているのですけれども、この中身について、まずお願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

○角倉学校教育課長

体育実技費につきましては、スケートの購入費ということで、1年生と4年生だけ支給してございます。スケート購入代相当という考え方でございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

わかりました。

それで、扶助費、例えば小学校であれば学用品で1万2,990円、1年生でね、新入学準備ということで4万600円、あと体育実技1万1,270円で、あと学校給食費、PTA会費、クラブ活動費で、1年生ですと年額69万8,280円という資料をいただいているのですけれども、多分、振り込みなのですから、ですよね。そうしたら、多分前もって振り込みをするのですけれども、例えば学用品だとか体育実技費、スケート類なのですから、購入の確認とかはしているのか、しないのか。振り込んだ時点で保護者の判断というか任せているのか、その辺のことを聞きたいです。中学校あわせてそうですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

学用品につきましては、学用品相当の支援ということで、実際に買ったかどうかという確認はしてございません。

それから、スケートについても同じですけれども、スケート購入相当分ということで援助していますが、実際に買ったかどうかという確認はしてございません。それ相当分の応援という形で考えております。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

ページの122、それから144、小学校と中学校の校内ネットワークシステム保守業務として、小学校は78万5,000円、中学校が159万円、これはどういう保守点検をされているのでしょうか。年に何回行っているのか。また、毎年行わなければいけないものなのか。そこをお伺いしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

それでは、説明いたします。

小学校の校内ネットワークシステム保守点検業務ですが、児童用のパソコン教室並びに校務用、職員室のパソコン含めて年1回の定期点検を行っております。また、障害対応の点検も見ております。

それから、中学校につきましては、同じく生徒用のパソコン教室並びに校務用、職員室のパソコンについてですが、運用保守ということで、年2回の点検、それから障害対応ということで予算を見てございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

校内ネットワークという項目なのですけれども、ネットワークは役場庁舎にも始められていると思うのですけれども、その辺、役場のほうはそういう点検業務はしていないのはいかと、これはどうなのですかね。やっぱりどうしても学校だからやらなくてはいけないということなののでしょうか。仮に、配線だとか通信がうまくいっているかどうかということであれば、今まではケーブルということもあって、Wi-Fiにすれば、もっと簡単になるのかなと思ったりもするのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

角倉学校教育課長。

**○角倉学校教育課長**

学校現場のシステムについては、パソコン本体そのものもありますけれども、ソフトがきちっとアップデートされているかとか、そういうソフト面の点検も含めて実施しております、専門の資格ある人が潤滑に活用できるよう、小中学校で点検を入れてございます。

それから、急なトラブルがあったときに、きちっと契約を結んでおかないと、その都度修理をお願いすると高額になるということもありまして、年間契約で委託して、点検していただいております。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

何点か、120ページの報償費の1節なのですが、地域おこし協力隊の方々の報酬というのはわかります。その下に、地域コーディネーター報酬ということで142万円ほど予算計上されているのと、それから、同じく関連あると思いますので、南十勝長期宿泊体験交流会補助金ということで245万円ほど補助金出ているのですが、補助金の受け方というか、相手方はここなのでしょうけれども、実際にこのお金は事務局を担っている教育委員会のほうに入ってくるのか、または、別の組織に行くのか。その2点をお知らせください。

特に、地域コーディネーターというのは、教育委員会に駐在している人なのか、それとも、そのときの必要に応じてお越しいただいている方なのかも教えてください。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上社会教育課長。

**○井上社会教育課長**

まず、コーディネーターの報酬でございますが、これにつきましては、コーディネーターを委嘱した者に随時月払いということで支払をしているところでございます。地域コーディネーターにつきましては、学校支援にかかわる業務を学校と地域を結ぶ調整役ということで、その方の部分でございます。

**○西田輝樹委員**

すみません、勘違いしていました。

**○井上社会教育課長**

それと、南十勝長期宿泊体験交流協議会の補助金、これにつきましては、ステップのほうに補助金ということでお金を出しておりますが、1名の人件費相当分を出しているというようなことでございます。ステップにつきましては、日帰り体験であるとか宿泊体験とか、あとは修学旅行の受け入れなどの事業も行っているところでございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

124ページの備品購入費なのですが、ご検討いただいているかどうかをちょっと確認したいのですが、生涯学習センターには視聴覚室という、今はそんな古めかしい名前は使ってはいないのでしょうか、視聴覚室ということで、従前、ずっとパソコン5台あって、今は高等学校開放講座なんかで高等学校なり、それから以前はそのほかの小中学校にもパソコン教室を担っていただいたときもあるのですが、教育委員会では、備品の整備のときにそのような視聴覚室のパソコンの整備なんていうのは、話題にも上らなかったのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

視聴覚室のパソコンにつきましては、今、使用はしていないということで、備品もそのまま登録で残しているということでございます。

さきの定期監査におきまして、監査委員のほうからも、長期的にもう使用しないものは随時廃棄というようなご指摘もございました。そのようなことで、今後進めていきたいと考えております。

パソコン教室につきましては、委員おっしゃるように、高校の開放講座でもパソコンの教室を開いていただいております、そちらのほうを随時活用して進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

一つ確認させてください。

監査委員からそのようなお話というのは、パソコンというのは、古いパソコンですのであれですけども、どこかに置いておいたのですか、何年も。僕、視聴覚室を利用させていただくというか、入ることもありますけれども、ずっとなかったような気がするんですけども、どこか袖のほうにでも設置して置いていたのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

視聴覚室の後ろ側に物置といいますか、そういうようなスペースがございまして、そちらのほうに処分をしないで、今のところ保管しているということでございます。学習センターが開設当時に導入したパソコンでございます。もう20年もたつということで、使用もでき

ないというような状況でございますので、随時処分をしていきたいと考えているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

124ページの学習センターの舞台照明の関係ですけれども、8,000万円更新工事をするのですけれども、照明のどの部分なのか。心臓部のアンプ類なのか、それとも配線なのか、それとも電球なのか、それも全部含めたのが8,000万円なのか、それとも一部なのか、どの程度の、何割程度の更新何かを聞きたいです。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上社会教育課長。

**○井上社会教育課長**

今回予算に計上した部分につきましては、生涯学習センター設置20年を迎えるということで、今まで一度も更新したことがございませんでした。コスモスホールの付加設備、コンセントとかケーブル、それとか電球についてはソケットの部分、この部分がかなり劣化しているというような点検報告書でも上がってきております。このまま放置しておくと、やはり漏電になるとか、場合によっては発火、発電、感電するとか、そういうようなこともあるということで、更新をしたほうがいいですよということで、今回更新をします。

それと、調光装置、これは色合いとか明るさを調整する機器、回路でございますけれども、その部分も更新させていただくと。それと、あとステージの上にあります、常に点灯している照明、ボーダーライトと言いますけれども、その部分、それと、あと音響の反射板についているライト、これは随時照明がついているという照明でございますが、ここをLED化にさせていただいて、省エネ、省コストに取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

それで、これで全てコスモスホールの照明更新が終わるのでしょうか。例えば、特に一番気になるのが、機材室にある調光装置、結構な機材ですよ。あれ今回全部交換するのか、一部なのか、半分なのか。そうすると、全部であればいいですけれども、5割程度だったら、またあと5割は多分次年度に予算化されると思うのですけれども、その辺についてお聞きしたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

委員おっしゃる調光装置、動かしたりするというのは、今回更新をしないで、分電盤というようなイメージを持っていただければと思います。その部分、照明をコントロールする心臓部分を更新ということでございます。

また、今回コスモスホールをやることで予算を計上させていただきましたが、まだコスモスホール配線の器具とか、そういうものも今回手をつけておりませんので、その部分は次年度以降に考えております。

また、オークホール、ここの照明も同じように手をつけておりませんので、それにつきましても、次年度以降に予算を計上させていただければと考えているところでございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

聞き方悪かったですけれども、今言った、特にライトの照明の心臓部というか、別室にきちんと整理されて、属にアンプですね、その部分は全部替えてしまうのか。更新なのか、ちょっとそこを聞きたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

委員おっしゃる操作卓の部分の話でよろしかったかなと思うのですが……。

○齊藤徹委員

別室にあるでしょう、脇に。別室に心臓部のずらっと並んで器械、その下にアンプだとかいろいろ装置ありますでしょう。あれが結構何個もあるから、それを全部替えるのか、半分なのか、全く手をつけないでいるのかということ。

○井上社会教育課長

そこは、今回、手をつけません。あくまでも分電盤の部分の回路というようなことでございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

替えないということでしたら、そこにもまた投資をしていかなければならないということですよ、多分。あれも一部消耗品なので。わかりました。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

132ページの14節の使用料及び賃借料のところ、図書館専用ポータルサイト使用料



ということで26万円計上されておりますので、このポータルサイトというか、行き先というのが、例えば〇〇新聞とか〇〇生涯学習何々とかというようなところにポータルサイトだから行く費用でないかなと漠然と思っているのですが、具体的にはどういうふうなところの情報を得るためのものかが1点と。

それから、18節の備品購入費で図書館管理システム一式ということで428万円予算が計上されているのですが、これは図書館の貸出業務とか、いろいろ本の全体のシステムで新しい図書館ができたとしても、そのようなシステムとして動いていくものなのか。

中には、幕別町なんかは非常に2次元だか3次元だかの、よくわかりませんが、新しい図書館システムに入れているところもあるのですが、このような安い金額で将来とも耐えられるシステムなのかどうかをお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

#### ○高橋予算審査特別委員長

井上図書館長。

#### ○井上図書館長

まず1点目のポータルサイトの使用料でございます。

これにつきましては、図書館向けのサイトでございます、図書館流通センターとつながっております、そこからのデータを引っ張ってくるというようなことで、蔵書管理に使うものでございます。

それと、18節のシステムの更新の部分につきましては、今のシステムにつきましては、平成22年度に約900万円弱で更新をしたものでございます。今回、サーバーの耐用年数が来ているということと、そういう部分で今回更新するということになりますが、今回新たに更新する部分につきましては、今度クラウド化ということで、独自にサーバーを持たないでソフトウェアの会社からサーバーを借りて、そこからインターネットを介して検索機能を用いるというような内容のシステムに更新するということでございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

#### ○西田輝樹委員

すみません。流通センターというか、図書流通センターだから、多分図書購入のときなんかの参考に使うものだなというふうに思っていますけれども、確かに、図書館ですので蔵書数は僕もある程度のボリュームは必要だなというふうには思っているのですよね。けれども、〇〇新聞ですとか、例えば身近な例でいえば、道新なんかもそうですけれども、情報何とか研究所というのがあって、月々お金を払うことによって記事の検索ですとか、それはもう朝日新聞でもどこでもそうなので、時代はだんだんそういうふうなことも必要だと思っておりますので、今年についてはもう予算もあれですので、そういうこともぜひ図書館のバージョンアップというか、そういうふうな次の時代のために、子供さんも今自分でみずからの自己学習力ということでいろいろ、中学校や高校生や、小学生だとしても、そのような

自分で検索してやるが多くなってくると思いますので、ぜひ次年度検討いただければというふうに思います。

○高橋予算審査特別委員長

答弁。

○西田輝樹委員

いいです。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

124ページの委託料、陶芸ガス窯焼成業務というのですか、どんなような業務なのかと、現在の陶芸の教室を利用している人数と、それから町内、町外者の比率がわかれば、教えていただきたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

○井上社会教育課長

窯の焼成業務につきましては、サークルが活動して、できた作品がある程度たまってから焼成するというようなことでございまして、その作品ができ上がらないと窯で焼かないということございまして、そこについては、定期的に焼くものではないということで、回数については、その状況を見ながらということでございます。

今現在、町内町外の方というのが、正直今の段階では、サークルに加盟している個人の部分については把握しておりませんので、そこについては、後ほど調べてお知らせをさせていただきますと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

118ページの学校給食費の11節需用費なのですが、昨年、消耗品費で1,096万円なのですが、昨年は食器の入れ替えでもって予算が増えているという1,078万円だったのですが、今年、それより高いのですよね。ですから、何かを大がかりな備品購入を考えているとか、そこだけお聞きかせください。

○高橋予算審査特別委員長

角倉給食センター所長。

○角倉給食センター所長

118ページの消耗品の内容ということでよろしいでしょうか。

○菅敏範委員

はい。

○角倉給食センター所長

118ページの需用費の消耗品が1,096万円の計上をしております。内容的には、調理用洗剤、調理用品、清掃用品、事務用消耗品等で364万円ほど見ております。また、調理用消耗品で186万円、あと食器及びかご等の購入ということで490万円ほど、被服費は53万円程度で、1,000万円を超えるのですけれども、昨年、食器の更新を小学校部分終わりました。それで、平成30年度については中学校と高校の食器の更新、2年に分けていましたので、平成30年度で350セット、中高の分を更新しますので、その490万円の中に食器の更新も入ってございます。ということで、昨年度より17万8,000円ほど増えていますけれども、食器も続けて残りの分を更新ということで、同額ちょっと超える計上となっております。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後 1時00分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、131ページから136ページまで、11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費については、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

暫時休憩。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 1時02分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

**○高橋予算審査特別委員長**

委員会を再開いたします。

続いて、一般会計の歳入、3ページから26ページまで、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

二つお伺いします。

まず、24ページの諸収入、雑入、宝くじ交付金収入ということで、この内容。

それからもう一つ、ページをめくりまして、最後のほうの町債1項町債、臨時財政対策債、この対策債の収支についてお伺いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

それでは、24ページのほうの20款諸収入、雑入の宝くじ交付金収入についてご説明申し上げます。

こちらは、いわゆる通常昔、自治宝くじと言われていた宝くじがございます。その収益の一部につきまして、各地方公共団体に配付するという制度でございます。売り上げに応じて金額が変わるのでございますけれども、使途としては文化振興等に使ってほしいという形でいただいております。一般財源として受けてはおりますけれども、その点を考慮して文化事業等に予算もつけているところでございます。

また、26ページの臨時財政対策債につきましては、原則的には普通交付税の置き替え措置でございます。普通交付税1兆6兆85億円でしょうか、今年ぐらいの予算を持っているわけなのですが、実際に地方財政計画の中で地方が必要とする一般財源が不足することになります。1兆6兆円という地方交付税額でいくと不足することになりますので、それにつきましては、国と地方公共団体が折半で借金をして賄いましょうという趣旨でございます。ですから、こちらは本来、地方交付税に上乘せされるべきではあるのですが、国、地

方ともに財政が厳しい、現金を持っていないということで、起債で置き替えるというものでございます。

なお、臨時財政対策債につきましては、全額が後年度の地方交付税により元利償還金全額が措置されるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

文化事業に宝くじがあれするというので、わかりました。

私どももかつてもらったことが、私の地域でもあるので、大変いいものだなと思っております。

ところで、臨時財政対策債ですけれども、地方交付税の振り替えで、年度ごとにいろいろ財政的に税収も変わるということで、交付税財源に変わるということで、イコール、交付税ということで理解しても構わないので、全額、今年も限度額いっぱい借りているということよろしいですか。そうしてほしいのだけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

臨時財政対策債につきましては、この算定は発行可能額という形で配分されます。ですから、実はこれを借りても借りなくても、これに振り替えられた分は後年度、地方交付税措置されるものでございます。ただ、私どもの町、そこまで財政が潤沢にあるわけではございませんので、発行可能額ぎりぎりといいますか、全額をお借りする予定で考えてございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありますか。

柚原委員。

**○柚原千秋委員**

ちょっとお伺いしたいのですが、固定資産税のことについてです。4ページ。

二、三年前にもらったのですが、遊休サイロの固定資産税の取り扱いというもので、これは今現在、昭和25年に行った使用状況調査をもって大樹町で使われているのはゼロだということなのですね。これはわかりましたと。これは結局、課税されていないということなのでしょう。

そのほかに、離農したとか、主に離農ですね、遊休施設がたくさんあるのですよ。家屋として登録しているからには絶対課税されるのだと思うのですけれども、遊休施設だなん

ていう言葉に惑わされることなく、全部課税されているということなのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

個別の事例についてちょっとここで把握はしていないので申し上げることはできませんけれども、固定資産税に関しては、その用途として形状が保たれているかどうかというものを照らし合わせた中で、機能として使える施設につきましては課税しているというように形で認識しております。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありますか。

柚原委員。

**○柚原千秋委員**

ということは、屋根があつて壁が2面だと償却資産だと、3面になると建物としてみられるのだというようなことが言われていたのだけれども、故意にすれば、税金逃れるためには屋根だけかけてあつたらもう、それで課税されないのかなとか。

離農した人が、例えば旦那さんに亡くなられて、その奥さんだけが残って、その施設をそのまま持っているとなったら、これはかなりの負担だと思うのですよ。それを壊せばいいのだけれども、壊すとなったらまた数百万円とか1,000万円とかという高額なお金になるものだから、これで大変頭を悩ます問題だと思うのですけれども、その辺は……。

**○高橋予算審査特別委員長**

柚原委員、総括でお願いします。

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

今、柚原委員の言った部分、国が使ってはだめだよという場合もやっぱり固定資産税はかかるのですか。伝染病でヨーネ病が出た場合は、その施設は使用してはいけませんよという法令がありますよね。この場合の措置というのは、ないのかどうか。そこら辺の部分が僕らにはわかりませんので。

建物は使ってはだめですよと、それも、これは伝染病だから使ってはだめだといつても町は課税をしているのかどうか、使えないものが課税になるのかどうか、ちょっとそこだけ教えて。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

案件に関する明確な答弁はできなくて申しわけございませんが、原則、固定資産税、先

ほども申し上げましたように、施設としての用途、機能する状態でありますと課税の対象になるというような認識でございます。

ただ一方で、町のほうで減免の規定も設けておりまして、災害に遭ったでありますとか、そういった状況に応じて減免の措置がとれるようになってございますので、個別のケースによるかと思いますが、たまたま伝染病などの蔓延によりまして使えないとかという状況などがあつた場合には、個別の案件と照らし合わせながら、そういった減免措置の対象とかの部分も検討できるものというふうに考えております。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

そういうことで、町の措置ができるのだよということであれば、農業委員会にもかかわる問題なので、そういう施設がどのぐらいあるのか、どうなのかという調査もお願いしないと、農業委員会は把握しているのでしょうか。ヨーネ病が出て施設が使えませんよということになってきた場合に、そういう手法があるということであれば、農業のために振興のために、やっぱりやってやらないといけないと思うのですが、そういう施設が何戸あつてどうだというのがわからないのではないかなという気がいたしますので、これは総括になってしまうのでやめますから、後でまた個別でお伺いをいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

24ページ、1節の一番下、過疎債の関係ですけれども、学童保育所・児童館整備事業、事業債6億7,320万円ですけれども、借り入れを過疎債でいくのですけれども、何年据え置いて、何年間償還して、利率がどのぐらいなのか、お聞きしたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

過疎債の償還の関係でございます。

過疎債につきましては、償還期間、最大借入期間は12年間でございます。なお、据え置き期間が3年間という形になります。

元利償還金を計算いたしますと、一番多い年、通常3年目、4年目以降になりますかね。七千数百万円という金額を毎年返していく形になります。

利率でございます。利率は、財政融資資金を使つていまして、借入条件にもよるのですけれども、今現在0.01%とかという利率を適応されるケースが多いです。

ただし、借入条件の中で、12年償還といえども10年後に利率を見直すとか、そういった形がありますので、そのときどき、最近は余り利率の変動はないのですが、従前は1カ

月とか2週間単位で長期プライムレートに反映して利率を変更していたこともございますので、0.01%が鉄板ではございませんけれども、今現在の利率としてはそうなってございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ということは、変動制の利率だということによろしいのでしょうか。

それと、3年目、4年目以降、七千数百万円ということになるのですけれども、その年その年、交付税バックあるのですけれども、それはあくまでも、それに対して7割の交付バックということによろしいのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

**○松木総務課長**

まず、借り入れの関係でございますが、借り入れる手法といたしまして、利率見直し方式とするか、固定金利でいくかということがございます。ですから、12年の償還の期間、利率を固定してくれと言えば、その利率で動く形になります。

ただし、起債の種類によっては、必ず利率見直しを選択される場合もありますので、過疎債については、12年同一利率でいくか10年で見直すか、5年のも確かあったはずなのですけれども、見直しという形になろうかと思えます。

それから、元利償還金の関係でございます。

過疎債につきましては、その年の元利償還金の7割が交付税で措置されるものでございます。ですから、さきに申しあげました七千数百万円、もし仮に8,000万円といたしますと、8,000万円の元利償還金に対して普通交付税の中に5,600万円が算入されてくるという計算になるものでございます。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

ページ数で10ページ、発達支援センターの各町村からのいただいているお金、各町村分の負担金をお願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。



○村田保健福祉課長

発達支援センターの各町村の負担金ということですが、中札内、更別、幕別町忠類、広尾ということで算出しております、中札内につきましては約820万円、更別が730万円、幕別町忠類が530万円、広尾が約1,200万円ということになっております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

西田委員。

○西田輝樹委員

一般財源で、大樹町の負担分も生じると思うのですが、このところで質問してよろしければ、だめな場合はまたあれですけれども、大樹町の分の負担というのは何ぼ、なのでしょう。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

大樹町の負担分といたしましては、約1,040万円と予定しております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

○西田輝樹委員

18ページの児童福祉施設費補助金という中に、保育料軽減支援事業補助金ということで150万円入ってくるのですが、これはどのような性質の補助金なのでしょう。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

保育料軽減支援事業補助金でございますが、平成29年度、補正で認めていただきました道単独で行う保育料の軽減事業でございます、道単の事業でございます。多子軽減のお子さんの保育料を無料にするということで、第2子、第3子以降で、かつ3歳未満のお子さんの保育料を無料化するという制度でございます。大樹町におきましては、約20人程度と見込んでの予算計上となっております。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の全般において、事項別明細書に記載されている内容で質疑漏れのあった方で、特にここでお聞きしたい方がおりましたら質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

福岡委員。

○福岡孝道委員

歳入のほうで、インターネット公売を活用していくあれは、考えていないのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

何ページ。

○福岡孝道委員

こちらの役所のほうでいうのは、よく法定耐用年数が過ぎたのと、こうおっしゃるのですけれども、法例上の耐用年数というのは、民間の減価償却を行うための耐用年数でありまして、そのものが耐用できなくなったというわけではないわけですよ。賞味期限と消費期限みたいなもので、実際、それで役所が下取りというか、出す場合……。

○高橋予算審査特別委員長

福岡委員、ページ数を言ってください。34ページ。どこの部分を質問しているのですか。

○福岡孝道委員

総括でします。

○高橋予算審査特別委員長

いいですか。

ほかに質疑はありますか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、歳入歳出全般の質疑を終了いたします。

歳入歳出の質疑が終わりました。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

1問ずつ行きます。

まず、町立認定こども園で、法人も聞いたのですが、先生方の正職員の人数を聞いたのですけれども、いろいろ事情はあるのでしょうか、正職員化できないのかどうか、お伺いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま認定こども園の臨時職員の正職員化についてのご質疑をいただきました。

同様の質問については、歳出の質疑の中でもいただいているところでもあります。今現在の正職員、または臨時職員の数等については、説明をさせていただいたところでもあります。今現在、認定こども園の保育のあり方については、現体制で行っているということをご理解をいただけるかなというふうに思っております。

今後、正職員が必要な場合については、適宜募集を含めて対応していければなというふうに思っております。ただ、何分、正職員として募集をかけても応募いただけるかどうかということもございますし、今現在、臨時職員で働いている方それぞれのご事情もありまして、臨時職員で働きたいという方もいらっしゃるということをご理解をいただきたいと思っております。

#### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

#### ○福岡孝道委員

先ほどの質問に戻るのですけれども、34ページに、インターネット公有財産売却システムのこれは利用料でありまして、実際にそんなに多く利用しているようには思えないというか、特に先ほど申しましたとおり、法定耐用年数、これはあくまでも民間の税金の関係で耐用年数が法定耐用という形で、例えば車両を実際は10年使えるものも5年で税金のあれから外すという、そういうようなシステムでありまして、実際、車両なんかはインターネットで公売やりますと、結構高く売れるのですよね。それが大樹町の場合は、そういうふうにインターネット公売をやらないで、直接払い下げみたいな形を出しているというか、もう少しインターネット公売を利用して、高く償却できるような形をとらなくてはいけないかと思うのですけれども、その辺いかが思っているか、町の方針としてですね。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

大樹町で、例えば更新時期が来たもの等々の処分の際に、インターネットを活用して競売をかけるという方法もあると思います。大樹町も実は過去にこの手続を踏んで町有財産で処分をするものについて処分を行った経緯があります。

内容については、総務課長のほうから詳細について説明をさせていただきたいと思いません。

#### ○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

インターネットの公有財産の売却システムの関係でございます。

正式に加入した年は忘れたのですけれども、10年近く経っているかと思います。各自治体でそういう取り組みをして成果を上げているというところで、ただ、私どもが出したのはビリヤードの台、それから昔役場庁舎にありました電話ボックス、そういったものをインターネット公売にかけて経過がございます。ビリヤードの台につきましては、応募いただいた方が1名で、町内の方でございました。電話ボックスにつきましては、道外から問い合わせがあったのですが、実態として、運送費とか考えた場合に合わないということを言われまして、ご辞退をいただいたところでございます。

委員おっしゃるように、耐用年数を超えて使えるものというのはまだまだございます。それを高く売するのか、もしくは地元で必要な方がいらっしゃれば、その方に譲渡するのか、それはその都度の判断になるわけでございますけれども、例えば旧特別養護老人ホーム解体する折に、使用できないもの、役場として使えないもの、お値段はつけなかったのですけれども、必要な方にお分けしたと、そういうような形もございます。ですから、町の財産もそうですけれども、住民の方に喜んでいただくという手法も合わせ考えながら、こちらの利用をさらに検討してまいりたいと考えるものでございます。

以上です。

#### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

#### ○菅敏範委員

教育費の関係で、先ほど申し上げました中央公園の管理にかかわることですが、中央公園の野球場につきましては、多分できてから20年以上が経過していると思うのですが、近年町内の野球人口が大幅に減りまして、かつては中央運動公園の野球場と、それから柏木町の運動公園の野球場と両方を使って、社会人というか地域の職場のチームの朝野球、たそがれ野球とか、相当チームがあって、活性化というか活気があったのですが、近年、職場の野球チームがほとんどない状況になってきて、例えば高校の野球部が、高校は自前でグラウンドはありますけれども、自前でできないとか、それから中学校の野球部がない、そして南十勝の大会等が、従前は各町村持ち回りであったのですが、もうできないような状況になってきて、ほとんど使う頻度が少なくなっている状況にあって、今後、維持管理の問題含めてどうすべきなのか真剣に考える時期に来ているのかなという感じもします。

整備をしていつでも使える状況にしていくことは大切なのですが、全く、年間使う頻度が少ないということになれば、やはりこれを維持していくのは大変だということで考えますので、現状の、多分どの程度使用されているのか、経費は先ほど、あの周辺の芝管理も含めて千数百万円と聞きましたが、その辺の将来的な考え方を現在持っているのか、今後どうしていく考えがあるのかを伺いたいと思います。

#### ○高橋予算審査特別委員長

井上社会教育課長。

### ○井上社会教育課長

中央運動公園の野球場の利用の件でございます。

委員おっしゃるとおり、当初は町内でもたくさんのチームがあって、活用していただいたところでございます。たそがれ野球、現在も続いております。ただ、町内でのチームがだんだん減ってきておまして、隣町、広尾町からもチームを集って広尾町も含めた中で、今たそがれ野球をやっているところでございます。

試合数については、すみません今ちょっと手持ちの資料がございませんので、後ほどお知らせをさせていただきたいと思いますが、そのような形で、今現在も社会人というか一般の方の野球はやっております。

また、高校の野球部、また中学校の野球部、小学校の野球少年団なども場合によっては、中央運動公園の野球場を活用しながら練習並びに練習試合などを組まれているという状況でございます。

### ○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

### ○菅敏範委員

現状としては、従前よりも相当使用頻度が減っているし、柏木町がなくなった段階で半分になった状況ですから、おのずとわかるのですが、現状でいうとまだ将来どう扱うか、岐路に立ったような検討時期ではないと。現状で、継続して対応していきたいという考えを持っているということよろしいですか。

### ○高橋予算審査特別委員長

それから、将来展望についてもお答えください。

板谷教育長。

### ○板谷教育長

今、菅委員言われたように、せっきくの財産ですので、使えるうちは使っていくと。そして、本当に危なくなったときは考えさせていただくということで、よろしいでしょうか。

### ○高橋予算審査特別委員長

菅委員、いいですか。

ほかに質疑はありますか。

安田委員。

### ○安田清之委員

総括なので、ちょっと聞かせていただきます。

商工費の中にTMOという予算、嫌な顔をされる方が何人かおられるのですが、毎度、できたときからお聞きをしておりますので、本当に申しわけないなと、しつこくてな思っております。お許しをいただいて、ちょっとだけ聞かせていただきます。

TMOに約1,2000万円助成をしているわけございまして、現実的には道の駅でございます。うちの町として道の駅が素晴らしいものだろうと私も思っておりますが、TMO

道の駅としての陳列方法等々含めて、協議会も入っております、道の駅の。そういう関係を見ると、TMOというのは、本当に商店というか促進をしているのだろうかという、まず1点考えるのですが、皆さんあそこの店へ行って買いたいという気分になるのかどうか。あの陳列方法含めて。

これだけの予算1,2000万円、もうちょっと昔は多かったです、町も減らしてきたということもあって、努力してくれということやってきたことは理解をしているところですけども、もう少し何かお金だけ出すのではなくて、今後こうしていきましょうよというようにしないと、道の駅としての機能を、よそのところの道の駅は見せていただいても、すこぶる充実しております。うちの町は全然充実しておりません。そこら辺の考え方だけちょっとお聞かせを、町長か。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま、TMOの組織のあり方、また道の駅については私どもの町の管理であります、その運営をお願いしているTMOのあり方についてのご質疑をいただいております。

委員も今、質疑の中でおっしゃっていただきましたが、以前よりは町の持ち出しが減ったということで、その部分についてはTMO自らが道の駅の運営等に知恵を出しているというふうには私も理解はしているところでもありますし、購買の金額も伸びているのかなというふうに思っております。ただ、いかんせん、道の駅、非常に特色のある道の駅を運営している地域もあるということも承知をしているところであります。

常設の道の駅の展示物、販売物については、生ものが余りないというようなことも含めてお客さんの購買力、足を集客する力が不足するのかなというところも感じているところではあります、夏等については青空市等の運営もしていただいて、そういう魅力づくりもしていただいているというふうに思っております。また、ショッピングモールと併設されているということも、なかなか道の駅自体の特色を出しづらい環境にあるかなというふうに思っているところでもあります。

高規格道路が大樹の直前まで来たということ、または航空宇宙の取り組みも含めて大樹が非常に他の町村からの観光の部分での注目を浴びているということもありますので、この機会に道の駅も含めた、道の駅と言ってもいいでしょうかね、その活性化については私どもも商工会とともにどういうことができるか、観光協会等も含めて検討していかなければならないなというふうに思っているところでもあります。その検討の中で、TMOについても今後どうしていくかというところは議論をしていきたいというふうに思っております。

委員各位も他の道内の道の駅等のご視察もいただいているということも存じておりますので、そういうところで得た情報も含めて、今後、道の駅の活性化に向けては鋭意取り組んでいきたいと思っております。私はまだまだ改善の余地はあるというふうに思っております。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長ね、改善の余地はあるよと。現実的に、町が何ぼお金を出しても、やる気がなければ購買も店も人もよくなる。ですから、道の駅とっていいのだと思うのですよ、TMOと言っていますけれども、本当は道の駅なのです。委託をして商工会がやっているという形なので、本当に道の駅の検討委員会等々を設けて、きちっとした体制をしないと、いつまでもこの状態が続くだろうと思いますので、早急には言いませんが。

いただいた資料をちらっと見た。売っているというか、取扱高がたった3,600万円ですよ。平均すると12カ月で割ると一番多いときで400万円少々なのです。これでは人件費も出ないですよ。一般商店としては。だから、これだけ大枚の助成をしているということになってくるわけですから、やはり商工会も入れて、こんなに今度は出さないよというぐらいの気持ちで協議をしていただいて、逆に私がやりたいという人もいるかもしれないですよ、商工会でなくても。そうしたら、その人は一生懸命売ったら自分の利益になるわけですから、今の方々は給料をもらってただやっているだけなので。

町長ね、ここら辺、もう一つだけ、道の駅という言い方を変えたほうがいいのかもしれないのですが、町長も言ったとおり、本当に大樹の顔としての必要な施設だと僕も思っていますから、すばらしい道の駅にするよう、協議団体をつくるのか考える会をつくるのか、お考えをいただくということだけをお願いして、もうやめますので、一言お願いをいたします。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

私も道の駅の活性化に対しては、民間の知恵を出すということは大きな可能性があるというふうには理解しておりますので、まずは私どもと商工会、TMOも含めてですが、今後のあり方についてはしっかり議論をした上で、その中でそういう組織を持って検討していくことが必要だという段階になれば、新年度にもそういう場を設けて、道の駅の活性化、方策について検討していきたいと思っております。民間の知恵を出し得るような、そういう体制づくりを目途として、目標として考えていければなと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

町長、前向きに言ってくれたから、もうやめようと思っているのですが、現実的に商工会も商工団体の集まりなのです。ではなくて、もう町民から、道の駅をどうすると、どういふことをどうやったら道の駅がよくなるかというようなことを町民交えてやっていただくと。そうすると、道の駅に来ると必ずあそこにある商店も潤うわけですから、商工会と役場だけで話していても多分無理だと僕は思っております。だから、役場も入れる、民間も入れ

る、教育委員会も入れる、観光協会も入れる。

いつも僕は思うのですが、現実的にはただ上の人を据えつけて、ただ話をしてというのではなくて、本当に心のある人、私もやりたいから参加させてくれというようなことにしないと、いいものが出てこないと思いますので、この意見だけはお願いをしておきますので、ご検討いただくようお願いをして、答弁はよろしいので、心してやっていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

地域コミュニティー助成金も含めて、私も関係している文化祭奨励事業報償費の関係もひっくるめて地域の絆の問題でお伺いしたいと思うのですが、金額の多少というか、足りないかといえば足りないと言うし、多くもらえば、またそれなりのメニューをこなすといったら、それだけの人材が私らの地域にもいるかどうかということになったら、非常にまた問題なのですね。

しかし、助成金をいただくことによって、私たちはその補助金をもらって事業を計画し、そして事業をこなして報告書を出すと、こういう年に1回の事業があるわけですね。これがあることによって継続されるのですよ。だから、そういう意味で、この助成金の意味は大変大きいというふうに考えていますが、そのことによって町の職員の人たちも来ていただいたりして、いろいろなアドバイスもいただいていく、また職員の方々に出ていただいて直接労働もしていただくと、こういうことで私たちも非常に助かっているところなので、その事業をやっぴり継続していくために、補助金なり報償費というのは必要だということなのですが、町長の認識をお伺いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

私も地域コミュニティーのあり方、事業のあり方については、委員のお考えと全く同様の考え方であります。そういう意味でも、このコミュニティー事業は地域の結びつきを高める、深めるという意味では非常に意味のある事業だなというふうに思っておりますし、あわせて、防災事業もこのメニューに加えてありますので、そこも活用していただければ、地域の防災力も上がるかなというふうに思っております。

今後も、一つでも多くの行政区が満額を使って、地域からさらにこの事業を拡大してほしい、お金が足りないという要望が来るような、そういう取り組みを進めていければと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

志民委員。



### ○志民和義委員

わかりました。

足りないという、そういうような要望を出したいぐらい私たちも頑張っていきたいのですが、いずれにしても、こういう事業をやることによって、地域の人たちからの協賛金もやっばり上げてくれるのですね、上がっているのですよ。だから、そういう協力も地域のつながりとして、この補助金が大いに生きているということをぜひ理解していただいて、質問を終わります。答弁はいいです。

### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありますか。

齊藤委員。

### ○齊藤徹委員

民生費の南十勝発達支援センター関係ですけれども、職員が4月以降、正職5名増えて8名体制でいくのですけれども、今現在の子供たちの状況を見ますと、小学生から高校生まで約90名、保育所が今のところ63名で合計153名が観察を含めて在籍しているのですけれども、今回の予算を見ましても、時間外、昨年は127万3,000円、今回は177万4,000円と時間外を見ているのですけれども、職員体制ですけれども、過去は8名、9名、結構置いて回ったのですけれども、今後4月以降、新年度に向けて、平成30年もそうですし、平成31年も32年もですけれども、職員体制をどうやってしていくのか。

今の段階では、今言いましたように、小学生以上が結構多いので、下校時となりますと、どうしてもコマ数が4時半とか、例えば中札から来るといったら4時半とか5時からのコマ数になってしまうと。そうすると、職員体制はなかなか厳しい、当然時間外が増えてくると。そういった中で、それにプラス南十勝の3歳児健診だとかいろいろな健診が入って、先生方もそこへも出向くと、そういった体制の中、今後どうしていくのかということをもまず聞きたいのですけれども。

### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

### ○酒森町長

南十勝の発達支援センター「むうく」の活動については、南十勝全体で運営をしているということ、また、南十勝それぞれの療育の分野でも非常に高い評価をいただいておりますし、私どものほうに「むうく」があるということで、今後もしっかり運営をしていかなければならないという思いは強く持っているところであります。

ただ、子供たちを引き受けるこちら側のスタッフの充実については、なかなか図りたいという思いがありますが、募集をかけても応募いただけないという状況が続いていまして、満足な体制がなかなか維持できない状況にはあるかなと思っております。幸いにして、新年度に向けて町外から転出をされた方で「むうく」の指導をやりたいという方が応募してくれましたので、新年度1名の方については正規の職員として採用することができませんでした。

今後は、子供たちの数がどのぐらいの数になっていくか、どういう指導体制をつくっていくかということもありますが、適切な指導体制については鋭意取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、不足する部分については、役場中の内部の職員の配置も含めて対応していければなというふうに思っております。

私も、時間外、この「むうく」に限らず、町全体の時間外の増加については大きな課題であるというふうに思っておりますので、もちろん職員の健康管理の部分もありますので、時間外の増加が伴わないような体制、組織のあり方については、十分検討していきたいというふうに思っておりますし、特に「むうく」については、子供たちのそういう発達支援の部分での指導を担うという重要な役割がありますので、新年度についても、また平成31年度に向けても、職員の募集、または体制については、十分というところまではいけないかもしれませんが、可能な限り、体制については意を注いで臨んでいきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

採用の意味はわかりましたけれども、過去の中では、例えば臨時職員で広尾から来られたり、今現在でも豊似から来られる方もいるのですけれども、南十勝全体で、幕別忠類も入れて、そういう福祉団体、福祉課長クラスの会議が南十勝もあると思うのですよね。そういった中で、お互い南十勝の中で、もし大樹町に臨時でもいいから通えるような人を雇用する、そういったことを南十勝全体でやっていかないと、大樹町だけでやっても限界があるのですよね。そういうことを南十勝全体で取り組むということも、ぜひそれをやっていただきたいなと思います。

それともう1件ですけれども、南十勝療育推進協議会というのがあったのですけれども、過去には予算も付けていました。講演会だとかいろいろつけたのですけれども、その活動というのは、今はどうなっているのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田南十勝子ども発達支援センター所長。

**○村田南十勝子ども発達支援センター所長。**

今おっしゃられました協議会につきましては、二つの部会がございまして、研修部会と療育部会ということでやっております。

研修部会のほうは、職員がある程度できる部分、例えば各町村の保健師に対する研修会等は職員の負担にはある程度はなっていると思うのですけれども、できるだけ負担にならないような形での開催ということでやっております。一方、大規模な講演会もやっておりますが、そこにつきましては、今の時点でちょっと職員にかかる負担が大きいということで、ここ二、三年はちょっと見送った形でやっておりません。

もう一つの療育推進部会のほうでございまして、こちらのほうも開催は一昨年一度開催はしたところでありまして、平成28年度、29年度については、開催はしてい

ないところです。やはり、どうしても開催するということになりますと、子供たちの指導のほかにもそういった研修のため、あるいは部会のための資料をつくったりとか、そういう準備も必要になるということで、当面はちょっと見送るという形でさせていただいているところでございます。

まずは、日々の子供たちの療育が一番大事かなと思っておりまして、その部分をまず先生方には考えてもらうということでやっておりまして、体制が少しずつ整ってきましたら、できるだけそういった研修とか全体の講演とかも早い段階でできるようなことで取り組んでいければというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

#### ○齊藤徹委員

やっぱり地元の職員は本当に負担がかかっているから、結局これもできない状況というのが現実ですよ。それで、協議会というのはいろいろな団体が入るのですよ。保育士も入るし、保健師も入るし、児童相談所も入るし、精神医師も入って、いろいろな団体が入っているのです。過去はそういった団体が入っていて、結構、縦のつながり横のつながりの連携ができて、例えば学校と先生と支援を希望している親との間で多少なりトラブルが起きても、その地域の保健師だとかいろいろな方が対応したのですけれども、今現在見ましても、やっぱり学校と保護者との間で多分いろいろな意見の違い、思いが違ってきて、それで結構「むうく」に相談が来て、本当は退室していい児童もいるはずなのです。でも、親にしてはなかなかそこにぶら下がっていきたくないと、高校3年生まで。そういうことになるから、こうやって百五十何名となるのですよね。

そういうことで、やっぱり自分たちで、大樹ができないのであれば、ほかの町村で事務局を持ってもらうとか、経費を出しながら、そういうことで、何とか協議会を再度復活して、そこが一番大事だと思うのですよ。それができないと、南十勝全体の療育は、今はいいですけども、だんだん衰退になるのですけれども、その辺はぜひ考えていただきたいのですけれども。

#### ○高橋予算審査特別委員長

村田南十勝子ども発達支援センター所長。

#### ○村田南十勝子ども発達支援センター所長

南十勝の地域療育推進協議会につきましては、毎年度、年度当初に関係課長等集まりまして問題事項等、あるいは一昨年の子供の指導状況等については協議をしております。

委員おっしゃるとおり、非常に小学生の在籍数が多くなってきて、通われるお子さんにつきましても、学校が終わってから来るということで4コマ目の、要は、遅い時間が多くなって先生方も非常に苦慮しているというところもありますし、学校等と保護者がうまくいわずに「むうく」が間に入るというケースもございます。

できるだけそういった部分につきましても関係町村と連絡をとって、できれば、関係町村で対応できるような形をとるなど、まずは課長会議もありますので、そういった部分で問題提起をさせていただいて、どういった形で各町村が対応できるのか、あるいは先ほどおっしゃられました人員の協力、そういう部分も含めて協議を新年度から早速させていただきたいと思います。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

柚原委員。

○柚原千秋委員

先ほど質問した件なのですけれども、家屋、例えば離農したと、離農したけれどもそこにまだ残っているのだと。法的根拠を読むと、土地に定着した構造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものということだから、使っていようが使っていまいが、使える状態にあるものは税金がかかるということなのですね。

それと、だから私は、サイロだって、サイロは特例でこういうことになったのかな。サイロだって、本当は使う気になったら使えるのだけれども、誰も今の時代にタワーサイロを使っている人というのはゼロだということだから、いないのでしょうね。そういうこともあるから、私は離農したところのそういうものには賦課しないのかなと思っているのですけれども。

それと償却資産、畜舎、堆肥舎などは家屋でなく構築物として取り扱うことが適切と、書いてあるのですよ。償却資産というのだから、耐用年数があって減価償却していくのだけれども、ゼロにはならないのだけれども、耐用年数終わってもね。耐用年数が、例えば木造建物で16年といったかな、16年たったときにゼロではないけれども、もうそれ以降は、税金は償却資産ゼロでかからないのかなということをちょっとお聞きしたいです。

○高橋予算審査特別委員長

休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

歳入歳出の総括質疑の続きをいたします。

先ほどの柚原委員の質問に対する答弁をお願いいたします。

林住民課長。

### ○林住民課長

先ほどはちょっと内容を把握していなくて申しわけございませんでした。

ご質問のありました、まず離農などによって、実際に使われなくなったような資産についての固定資産税の関係でございますけれども、家屋として評価対象になっているものにつきましては、一応使用する状態が継続されているものについては課税をします。一方、償却資産で把握しているものにつきましては、離農が確認できた時点で償却については本人の申告による資産という形になりますけれども、申告を受けて実際に離農とかで使われていないというようなことが確認できたものについては、資産から落とすというような対応をしているということで、税のほうの担当者としては、毎年の状況について一応農業委員会などのほうからその年の営農状況とかなどで特に情報として収集すべき案件については情報を入れてもらうようにしながら進めているということでございます。

それから、一方、償却資産の償却年数が過ぎたものについての税額の件でございますけれども、償却年限によって何分の何という形で落とすというわけですが、最終的には取得価格の5%のところでは最後はその後その価格をもって課税していくという形になってございます。

以上です。

### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

### ○安田清之委員

今の農家だけの話だよ、償却資産というのは。建物が古くなって離農したら、そこにあるけれども税金かかるよねと。商人だって同じではない。なんで、税で二つ出てくるのか。農家だけ優遇されるのですか。これちょっとおかしいと思いますよ。農家はいいのです。それでは商店はだけです。これはね、おかしい話ですよ。早く言えば、離農と同じだよ。大樹町から更別へ行きましたといったら、離農と同じ解釈するのではないのか。だけれども、そこには建物あるのでしょうか。建物あるものが税金はかかりません、農家は離農したらと。それはおかしい話で、税の不公平に違反しませんか。

### ○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

### ○林住民課長

ちょっと説明の言葉のほうが適切でなかったかもしれません。申しわけございません。

ご質問の趣旨が、離農されたというようなところだったものですから、そういう形での答えをしました。

償却資産、事業のように供する施設という形になりますので、あくまでもその事業に使用しなくなった償却資産については、同じような取り扱いになるということでございますのでご理解いただければと思います。

以上です。

**○安田清之委員**

ちょっとわからない。もう少しかんでしゃべって。

**○林住民課長**

商業で使っている償却資産につきましても、その商業のように供すこととして使わなくなった場合については、同じように用途として使わなくなりましたので、償却資産としては課税しないということでございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

課税をしませんというのはおかしいのですよ。絶対何%か残るのだから、そうでしょう。ゼロにはならないのだよ、税法上。建物も、物も、ある間はゼロにはならないのですよ。町はそれではゼロでやるという解釈でいいのですね。国税はならないですよ、ゼロに。ならないのに、何でなるのですか、町は。物のあるものは必ず償却資産、ゼロになっても絶対償却資産で税金かかってくるのですよ。これがゼロになるというのならおかしいではありませんか。それ以上論議しても仕方ないから、後でゆっくりやるけれども、時間がないから。ちょっとそれは後でゆっくりやるわ。委員長。

**○高橋予算審査特別委員長**

答弁できますか。

**○安田清之委員**

できないと思うよ。税法上ないのだから。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

一応現状、私の知り得る範囲の状況として、もう一度ご説明させていただきたいと思いますが、償却資産につきましては、毎年毎年償却がされていくのですけれども、最終的な償却年限が過ぎたものについては、取得価格の5%が課税価格として残るということで、まずそれは1点ご理解いただきたいと思います。

それから、先ほどの事業に要していたもので償却資産の対象としていたものが実際に事業のように供されなくなった場合、その施設、償却資産については、償却の対象から落ちるという認識でありますので、課税のリストからはその分は対象外とさせていただいているという形の取り扱いをしているということで、説明をさせていただきたいと思います。

以上です。

**○安田清之委員**

わかった。意味はわかった大体。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

結局、機械類は償却資産で、減価償却させたらゼロにしますよということでしょう。建物はゼロにならないのでしょうか。同僚議員が言っているのは、建物を使わなくなったらといって、答弁しているのでしょうか。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

これも再度の話で恐縮ですけれども、家屋として課税客体となっているものについては、あくまでも家屋としての判断をさせていただくと。それから、構築物として償却資産となっているものについては、今の取り扱いで償却資産として考えていくと。農業用施設の場合、ご質問のあったケースについては、バンカーサイロですとか堆肥盤のような、設備といいますか、構築物に該当する施設といいますか、建物もあるという認識の中で、償却資産に分類されているものについては、償却資産の考え方に基づいて対応しますというお話をさせていただいているところでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

壊さないと、いいですか、アスファルト、これ構築物なのだよ。アスファルトね。工場の前にアスファルトをしましたといたら、構築物なのだよ。壊さない限り減価償却できないのですよ。それをできるということでもいいのですね。そのままあっても、償却資産落としていいよということでもいいのですか。だめですよ。税法上は絶対できないですよ。これは、まがいの話だよ。バンカーサイロ、コンクリあるのだよ。これにちゃんと課税されているのだよ。台帳に載せるのだよ。壊さない限りは、駄目なのです。何か解釈間違っていないだろうか。もうぼろぼろになっていても、絶対できないですよ。できないものをできるというのはおかしくありません。国税、調べてくださいよ。

これ以上やってもらち明かないから、多分農業委員会会長も笑っているから、わかっているのだもの。これを台帳から落とすときは、構築物がきれいになくならないとできない。この機械は、廃棄処分いたしました、きちっと出して、物がなくなればできるのです。ところが、地面についているものは、全部壊さない限りは固定資産税から消えることはありません。それであれば、どうでもできます。

大樹町で某会社の目の前の舗装、もうぼろぼろだからかけないでくれと、ちゃんと台帳出すでしょう。そういうものに対して。減価償却台帳と、出ていないのですか、役場には。農家は出ているのでしょうか。出ていないのですか、出ているのですか。それちょっと聞か。

ちょっとこれ紛糾するぞ、こんなこと言ったら。

**○高橋予算審査特別委員長**

この案件について、もう少し精査して、この議会中に報告してもらいたいと思いますけれども、いかがですか。いいですか。

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま税の関係で、固定資産税の償却資産のあり方のご議論をいただいております。

まずもってお詫び申し上げます。私がお答弁できればいいのですが、私も全くわからなくて、答弁のしようがないということでお許しをいただきたいと思います。

再度、内容等については、もう一度原課のほうで精査した上で、改めて報告をさせていただきたいと思いますので、いましばらくお時間をください。申しわけありません。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

同じような関連でちょっとお聞きを先ほどしたのですが、あるところでヨーネ病が出ました。その施設は使ってはいけません。国のお達しなのでしょう、農業委員長。伝染法定だからだめなのだよというのでしょうか、違うのですか。そこだけちょっと教えてください。関連するので。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木農業委員会会長。

**○鈴木農業委員会会長**

部門違いですけれども、詳しいのではないかとということで質問なのですけれども、法定伝染病の中でも、伝染力が強くて一定期間使用してはいけない伝染病というのかな、この辺で有名なところというと、口蹄疫だとか鳥インフルエンザについては、一定期間使用してはいけないよということがありますがけれども、ヨーネだとかBSEみたいなものは使用の禁止ということはありません。だから、法定伝染病の中でもいろいろだというふうに認識していただけばいいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

今その部分は僕もよくわからないので、あやふやにしゃべると大変なので、もう一回勉強してから、そういうヨーネにかかって、結局それは使ってはだめだよと。だから一定期間ということ。だけれども、一定期間というのはどこまでか、どういう手続をしていくのか。

そのときに少なくとも固定資産税の減免とかしてやらないと、農家の人、困るのではないですかという質問を本当はしたかったのですよ、僕は。一定期間、その間もとっているのでしょう。このときは町長が特にというか、そういうことができるのかどうか、町長もあまり



税は詳しくないようだから、一番詳しい林課長が、ちょっとそこら辺教えてくれる。

○高橋予算審査特別委員長

林住民課長。

○林住民課長

ただいま、固定資産税の減免規定の関係だと思いますが、実際の実例に照らし合わせて、その時点で判断をしていくというのが個別のケースの対応になるかと思いますが、減免要項の規定の中では、冷害であるとか、そういった災害に対しての規定を設けておきまして、例えば建物が全壊してしまったら固定資産税は何分の何ですよだとか、何とかという基準が設けられてございます。そのケースに当てはめながら、実際のそういう減免規定を適用して、どういった配慮ができるのかとか対応ができるのかということを検討させていただくというような形で考えていきたいと思っています。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

その部分は、まだきちとなっていないから協議して、何とか農家の方に減免できるような体制をつくりたいという解釈でよろしゅうございますか、町長。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま説明したとおり、減免等については災害も含めていろいろなケースがあるというふうに思います。また、家畜の畜舎の使用禁止の部分についても、先ほど農業委員長がおっしゃられたとおり、その病気によってどのぐらいの期間かというところ、またはヨーネ病については消毒さえ完了すれば使用については可能だというふうに思います。

今後、そういう減免の部分については、農業に限らず、いろいろな災害もあると思いますので、ケース・バイ・ケース、その都度どういう場合はどういう対応をとれるかというのは、都度協議をして進めたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

○菅敏範委員

保育料金の関係なのですが、本年度から保育料金の保護者負担が軽減されまして、そのことは子育て中の家庭にとっては非常に大変嬉しいことだというふうに思います。しかしながら、共働きなどの家庭で考えますと、延長保育というもう一方での大きな課題も抱えているということがあって、そういう声も聞かれます。働きながら安心して子供が産める、育てられるということを考えますと、保育料金だけでなく、各勤務時間のばらばらな分もありますので、一定程度延長保育に対する対応も必要でないかというふうに考えますので、町長、

その辺の保護者からの声とか、今後どう対応していくような考え方があるか、伺いたいというふうに思います。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま保育の関係でご質疑をいただきました。

保育料の軽減については、説明をさせていただいたとおり、お認めいただいたとおりであります。新年度から対応していきたいというふうに思っております。

共働き世帯、子育て支援という部分では、保育の充実も大きな課題であるというのは、私も認識しております。保育所での延長保育を希望されている親御さんの実態については、申しわけありません、ちょっと私は今、いま今、すぐお答えできるような状況を把握はしてございませんが、今後そういうニーズは出てくるかなという思いはしております。ただ、わかりました、ではお引き受けしますといっても、保育所、こども園も含めてですが、体制が整わないとなかなか実現ができないということでもあります。町立、そして法人も含めて、保育士の確保については、非常に苦慮しているということをお先ほど答弁でもさせていただきましたが、今後そういうニーズにしっかり応えていくことが大樹町の保育行政にとっては重要な課題であるということは認識をしているところでありますので、今後、保護者、親御さんたちのニーズも含めて確認をした上で、どのような対応ができるかは、今後、町立に限らず法人の対応もありますので、法人とも連絡をとりながらどういうことが可能かも含めて対応はしていきたいと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

○菅敏範委員

そのことは前向きに検討いただきたいというふうに思います。

次期の重点課題であります子育て支援につきましては、生まれた子どもをどうやって育てていくかという一方で、もう一方で、例えば子供ができて仕事をやめなくてもいいような対応を地域が持つと。そして今お願いをした、お話をした保育料の軽減だけでなく、延長保育の問題もぜひ重い課題として検討していただきたいということを再度重ねてお願いをしておきたいと思っております。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

子育て支援をやっていく部分で、保育所の役割、受け入れる側の役割も当然ありますし、その部分については今お話ししたとおり対応していきたいというふうに思います。

また一方、地域で支えていくという方法もあるかと思っておりますし、そういう意味ではファミリーサポートという組織の役割、重要性も今後出てくるというふうにも考えておりますの

で、そういう全ての部分で絡めてと申しませうか、保育だけをやれば全てうまくいくということでもないというふうに思いますので、子育て支援のあらゆる方策については、地域の皆様とともに充実に向けては相談をして図っていければなと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありますか。

船戸委員。

**○船戸健二委員**

96ページの8款土木費13節の委託料、町道除排雪業務についてお聞きします。

今年のように、雪の多い年は除雪作業を頑張っているのはわかりますが、町民は不便を感じたことと思います。今年は特に立ち往生している車や、はまっている車なども多く、現在の除雪の体制は理解していますが、年に一、二回の除雪費用などを各行政区に助成し、除雪の非常時に除雪ができる体制をとれるようなことを検討していただきたいのですが、どうお考えかお聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今年の降雪の部分で、除排雪については町民の皆さんに大変なご負担をおかけしているというふうに思っておりますし、私どもも経費の部分で非常に高額になっているということでもあります。

今後、先般補正をいただいた除雪費についても、もう既に底をついているような状況もありますので、さらに追加の補正を検討しなければならない状況にあるというふうに思っております。

今回の降雪によって、町道等の除雪については、委託をしております業者の皆様方をお願いをして排雪作業、除雪作業を行っておりますが、何分、今回の大雪ということもあって、住民の皆様が満足いくような時間帯での除雪がかなわなかったということは私どもも承知をしているところであります。ただ、一方、危険な交差点等については、みずから地域で除雪を行って交通の安全確保、または通学時の子供たちの足の確保を担っていただいている行政区、または地域の皆様もいるということも承知をしておりますし、その部分については、私は心から感謝を申し上げたいなというふうに思っております。

今、委員が、ご質疑でご意見がありました地域にそういう形で費用の負担をしてでも除雪をお願いするということが確かに一助ではあるかなと、方法の中の検討に値する一つの方法ではあるのかなというふうには思います。ただ、いま今、それをどういう形で実現していくか形にしていくか、行政区にそういうことをお願いして、そういうのが行政区で実際にまかり通るといえるのかどうかということも、今現在、私どものほうには情報もそういう知識もないということでもありますので、今後、今年起きたことは来年も起きないという保証もありませんし、こういう気象状況になってきたということで、来年以降も同様の降雪

に見舞われるという可能性は否めないかなと思っておりますので、どういう形で地域の皆様とともに冬場の道路等の安全確保ができるかというところは、今後検討した上で、そういう委員がご指摘のような方法が可能であれば、それはまた行政区の協議会等の組織もありますので、こういうことを検討しているのだけれどもどうでしょうかということも含めて、または区長会議等でも相談を申し上げながら検討していきたいと思えます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

農林水産業費の町営牧場の関係ですけれども、職員が平成30年から13名体制でいくのですけれども、それで、当直の関係ですけれども、早朝と夜間遅く巡回をするのだというのですけれども、生き物いる中で当直がないというのは、やっぱり不自然だと思うのです。それで平成30年以降、31年もそうですけれども、この牧場運営というのは今後どうしていくのか、まずその辺をお聞きしたいです。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

町営牧場の夜間の当直の職員の配置については、私も正直、夜間誰もいないというのは、大事な家畜を預かる私どもの牧場の責務としては非常にちょっと心もとないなという思いではおります。夜間に、低気圧等で雷がなったとき等、牧柵を脱牧していくという可能性がありますので、そういう部分ではいないというのは非常に心もとないなと思えますし、大雪に見舞われたときも、除雪が完了しないと畜舎にも行けないというような状況もありますので、そういう部分については非常に対応については苦慮しているところでもありますし、新年度、新たな職員の配置、異動も含めてですけれども、そういう部分で解消できればなというふうに思っております。今後、預かっている牛の安全を確保するという意味でも、職員の配置については検討していきたいなというふうに思えます。

もう1点、それとは別に、町営牧場をどうしていくかということも、今現在、農林課、または牧場の運営委員会等を通じて検討しているところでもあります。

大樹町には、町営牧場、または農業公社の育成牧場、十勝農協連の湧洞牧場というところで、自治体が運営している、経済団体が運営している等の違いはありますが、公共牧野的なものが3場あるということで、今それぞれの牧場での今後どういう形で連携しながらこの地域で公共牧野を運営していけるかという協議を進めている段階であります。事務段階で鋭意検討を進めておりますが、まずはそれぞれが持っている牧場のスキルをお互いに学ぼうかというところで、作業員の研修ができないかというところを今検討しておりますし、もう1点は、災害等の対応で、公共牧野が連携していけないかということも検討を進めております。

今後、どういう形での連携ができるか、またはその連携の先に大樹町の公共牧野としての

町営牧場がどういう形であり方を検討していくかということも含めて検討しておりますので、私どもとしては、今後、牧場の運営の連携までも持っていければ一番いいかなというふうに思っておりますが、それぞれの組織でそれぞれの目的に応じた牧場の経営なり運営というものがありますので、そこを超えて、もう一つ高い段階で連携していくということになればなかなかハードルが高いということもありますので、協議がまだ始まった段階ではあります。今後、大樹町の町営牧場のあり方については、そういう他の牧場との連携強化も含めて、検討していきたいと思っておりますし、そういう作業に入ったということで、今後の推移はぜひ見守っていただければと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

牧場のお互いの連携というのはわかりました。でも、昨年私も一般質問でもしたのですよね。そのときもやっぱり同じ答弁なのですよ。多少進んだのかと思うのですけれども。

それで、一番不安なのは、今、町長言ったように、地震、雷、特に夜、火災が起きたときどうするかと。当直がない。結局、通報する人がいなくなってしまうのですよね。今、物騒なのは、誰もいないのがわかったら、恐らく、今、牛がかなり高騰していますので、牛を積んでいかれてしまう形跡も出るかもしれない。そういうことを考えたら、4月以降、当直を考えていきたいというのは、やっぱり4月からきちんと当直は置くのだと、そういう体制づくりをしないと、生産者は、今わずか18戸ですけれども、多分預けなくなると思うのですよ。

今、大きいのは法人で、法人が1戸抜けてしまうと、多分、牧場経営は成り立たないと思うのですよね。本当に抜本的なことをやっていかないと、例えば預けているのは生産者団体の組合員なのですよね。そうすると、生産者団体、JAですね、もう直でお互いどうするということをしっかりと3者で協議するといっても、もうそこは遅いと思うのですよね、現実。難しいですけれども、もうそういう現実がここに来ていると。

当直については、牛を預かった以上は、生き物ですから、24時間体制で見れる体制にしていかないと、牧場主は不安だと思うのですけれども。その辺は4月からやれるような体制をぜひお願いしたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

先ほど当直の関係については答弁をさせていただきました。4月から実施ということは申しわけありません、あと半月の話ですので、いま今、確約はできませんが、平成30年度中の早い段階で、そういう体制がとれるように鋭意努めていきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

高齢者の施設というか、公設民営とかいろいろ町のほうでは促したいというか、いろいろなパターンの中で施設のことはお考えいただいているようなのですが、できない理由というか、一つに介護保険のストレスのことも大きくお考えでないかなというふうに思ってお聞きしたのですが、公設民営とかは別にしまして、介護支援ハウスだとか介護保険にストレスかけない、例えば高齢者下宿とか、それについても民間の方が一番自主的におやりいただければ、それはもちろんいいのですけれども、なかなか民間の方が手を挙げるまでというか、そこまではなかなかありませんので、町のほうで高齢者福祉計画の中では施設については、方針をはっきりさせておいででなかったですけれども、そういうことのリーダーシップというのは、町で介護保険料のストレスが大変だったらそれを避けるような、そういうふうなお考えというか知恵を絞って、高齢者の方々の要望というか、一番いいのは、それは特養になればそれはもちろん住民の方も安心でしょうけれども、そうも言うておられませんので、そういうふうな知恵の部分をぜひ期待したいと思うのですが、いかがでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今回の予算の質疑の中でも、今、委員がご意見として出された部分、私どもが答弁させていただく部分も含めて、今ご意見をいただいたのかなというふうに思っております。

介護保険計画の中でも新たなそういう施設の部分については、検討を進めてまいりましたし、私どもも今年度、原課のほうに介護保険にストレスをかけないような、そういう施設のあり方について検討してほしい旨の指示をして、視察等にも行ったということは答弁の中でさせていただいたところでもあります。

私は、ぜひ民間の方にそういう形での施設運営をお願いできないかという思いも込めて検討を進めているところであります。まだまだご提案できるような状況にはありませんが、そういう思いを持っているということをご理解をいただきたいなというふうに思っております。

先般、町内で町長と語る会をやったときに、「町なかに私たちの住む場所を、もう年寄りなので足も不自由なので、町なかに住む場所が欲しい」という住民の方のご意見も寄せられております。そういうことを実現するためにも、1日でも早く、検討の結果そういう形での事業展開をもって、住民の方、または町民の方、そういうことをなりわいとしている方々にご提案申し上げて、実現に向けて取り組んでいければなと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

西田委員。

**○西田輝樹委員**

なかなか大樹ではそのような高齢者の方でご希望に沿えないということで、知り合いのお

母様が転出しているケースもありますし、いろいろこれからもどうしようもなければ、その方は経済的に非常に恵まれている方ですから有料のそのような老人施設に入所されましたけれども、これからも本当にもうせっぱ詰まったときには、お金のことも確かにありますけれども、そういうことを含めて、人口対策上もきっと必要な施策でないかなというふうに考えておりますので、また同じようなことで恐縮ではございますけれども、本当に高齢者の方は待てないとおっしゃられることが多いものですから、ぜひぜひスピード感を持って対応してというか、お考えいただきたい重要なことだなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

答弁。

○西田輝樹委員

いいです。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

現実的に、町長、同じような、高齢者の方は待てないのですよと同僚議員が言っていましたけれども、待てないのではなくて、できないのですよ。人がいないのですから。やろうとしても、現実的に。町でも看護師を集めるのに四苦八苦、民間でやろうとしても大樹に来ていただく方がいない。やろうとして計画を立てた方もおります。現実的にどうしたらいいのだということになるのですよ。人なのです、問題は。建物なんか簡単に建つのですよ。運営もできるのですよ。ところがどっこい、そこで働いていただける方がいなければ、民間と町が協議をしてといっても無理なのです。これをどうするかということなのです、現実的に町長。

町長、本当に大変なのです。町長、苦しい答弁をしていると思いますよ。僕は現実的にそういう部分も見えていますから、本当にもう今困っている状態を、これは町長だけにかぶせるものではない。大樹町としてどうするかということを考えないと、事業者の方、町は一生懸命します、町長はそう言うてくれても、ところが人がいない。そうしたらどうするというをやっぱり町長、みんなで協議しましょうよ。町長の思いはわかりますよ、僕。だから、本当は聞きたくなかったのだけれども、こういうこともやっぱり言ってやらなければいけない、委員として。

計画は練ってみました。練ってみましたけれども、建物と土地もあります。建てようとして。人は何名いる、福祉課長そうだな。こういう施設をやったら、こういうものがあるのですよ。人が集まらない。これはやっぱり全町挙げて、このことについては協議をしたほうがいいのかなと、役場だけで協議していても、町長が苦しい思いをするだけだと思いますので、町長、諮問機関もあつて提言もしていますけれども、垣根を取っ払って、福祉協議会もボランティアも全部で協議してやるような考えをしないと、高齢者の方の要望は聞けな

いような気がします、僕本当に。

委員長あたり頭を振っていただきましたから、苦労しているのだろうなと思っていますから。現実的に私も親を見ましたから、本当は子が親を見ればいいのだけれども、見れないから、みんなこう言っているのですよ。お金の問題でなく、町長、みんなで何とか協議をするような場をおつくりいただいて、できる、できないは別にして、外国人もいますから、こういう協議をしたらいかがかなと思いますので提案で、答弁できるのなら、してください。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

貴重なご意見ありがとうございます。

私も検討、検討と言って、それしか言わないので、その検討の中身についてここで逐一説明するという事ははばかれたので申し上げますが、今、委員がおっしゃられたとおり、町内の方でもこういう施設をやりたいのだというご相談は正直受けております。町外の方もいらっしゃいます。ただ、いかんせん、今、委員がご指摘のとおり、人手を確保するというところが最大のネックだと、私も思います。町がこの施設をつくって町が運営していくところのネックも、実は施設を建てるよりもそれを運営していくことのほうが一番今現在は可能性といえましょうか、対応に苦慮して二の足を踏むという大きな要因であります。

今、委員のご意見の中で、そういう協議の場を設けてはどうかというのは、非常にありがたいお話だなというふうに思っておりますので、新年度に多くの皆様からのご意見を伺う場を設けて、早い段階で形にできるような、そういう取り組みを進めていければと思っております。ありがとうございました。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

滞納整理機構について、質疑でもしましたけれども、考え方として、もうそろそろ、一部報道に役割は終えつつあるのではないかということだったのですが、私は役割を終えつつあるなんていうことは、これは日ごろ職員の皆さん、夜間窓口も開いたり、徴収したり、大変な思いをしてやってきた結果がこういうことになってきたので、もう平成33年度に一巡するというので、この機会に向けて組織もこの機構のあり方も、やっぱりやめていくような方向で検討してはどうかかなという時期に来ているのかなというふうに思いますが、いかがですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。



## ○酒森町長

滞納整理機構の組織のあり方についてご質疑をいただきました。

委員から毎度決算、予算の段階でご質疑、ご意見をいただいております。同様の私の答弁になることはお許しをいただきたいというふうに思います。

税金というのは、納めるというのは、私は国民、そして会社、団体、あらゆるものを通じて、日本国にいる以上は、私は義務、責務だというふうに思っております。それを納めていただくことが国の根幹になるというふうに思っておりますし、そういう財源をもとに私ども自治体も行政を運営しているということは、委員に申すまでもなく皆さんご承知のことだというふうに思っております。

ただ、残念ながら国民の義務である納税が果たせない方、その方についても私どもはしかるべく全員の皆さんに何が何でも払ってくださいと言っているつもりは毛頭ありません。ご相談をさせていただき、計画をつくるなり、猶予するなり、そういう対応をして、1人でも多くの滞納者が納税をしてくれる、国民の義務を果たしてくれる、そういう役割を担えるような対応をしているところであります。しかしながら、私どもが計画なり相談をさせていただくにもかかわらず、そういうものに同意してくれない、または計画したものを履行してくれない、そういう方に対しては、私どもは残念ながらそういう滞納されている方の整理を担う機構のほうに案件としてお送りをして、その機構の力を借りて納税をしていただくということは、私どもにとっては必要な対応だというふうに思っております。

新年度、残念ながら6件の方について滞納機構のほうに送るべく、今現在、手続を進めているところであります。私どももそういう案件がなくなることを節に願ってはおりますが、そういう部分がかなわない以上は、私は送ることが私の努めだと思いますので、今後もそういう形で1人でも滞納が整理されるよう、取り組んでいきたいと思っております。

先般の質疑の中で、平成30年度を目途にこの組織のあり方について検討していくということも事実であります。どういう形でそれ以降機構が運営されていくかは、管内の全ての自治体とともに、または北海道も入っておりますので、北海道も含めて検討していきたいというふうに思いますが、私はまだまだ整理機構の役割はあるというふうに考えて、新年度についてもやむを得ず送らなければならない案件については、私の責任で送っていききたいと思っております。

## ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありませんか。

福岡委員。

## ○福岡孝道委員

さきに教育長のご答弁の中に、予算の査定で厳しい町長の査定があるとお聞きしたのですが、本年度の予算の中で、補助金、または助成金を減額またはカットしたものはどのくらいあるのか、まずお聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

予算査定の過程で、いろいろな質疑をしているというのは事実でありますし、予算の関係で、教育長からああいう形で予算協議の中身がこの場で披露されるとは、私は全く思っておりませんでした。いろいろな事務事業も含めて、査定の中で共有を進めているところでもあります。補助金の部分で、どういう部分が減額または増額、新規でなっているかというのは、今現在ちょっと資料を私持っておりませんし、説明ができる段階にもないということです。後ほど整理したものをお示しさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

福岡委員。

○福岡孝道委員

なぜこういう質問をしたかということは、先般ある町民の会議というか中で、ある人が、会の出席にタクシー券を使って帰ろうとしたところ、タクシーの台数が少なくて1時間待たないと乗れない。タクシー券の意味がなさない。歩いて帰ったというのですね。歩いて帰れる人までタクシー券を配っているのかと、そういうまず疑問がありました。

それと、例えば菖蒲園、これというのは、どれだけ見に行っている人がいるのかなど、利用者。それから、コスモスの畑についても、もうそろそろ飽きたという、そういう声もいっぱいあるわけですね。

ある一定の役目を終えたとか、期間が過ぎたものは、時代に見合ったものに助成金なり補助金をつけなかったら、あれもこれもつけていたのでは財政が持たないというか、今後、町の公共物を建てる予定がありましたけれども、全部やるとすると、町の財政は再建団体になるというような答弁がありました。ですから、ローリングしてやるということなのですが、もっと身近な町民が今必要とするものができなくなってしまうというか、そういうおそれがある。ですから、助成金、それから補助金に関しては、時代に合ったもの、そして今本当に必要なもの、そういったものにつける、そして、もうある程度一定期間が終わったものはカットする、それぐらいのことをやっていただきたいと。これがやっぱり町長の権限だと思います。

さきの前大臣の福嶋氏の講演の中に、町長も傍聴されたかと思うのですが、その中に、これから人が減るのだと。AもBもではなくて、AかBかと選択しなくてはいけないと。あれもこれもつくるのではなくて、これとこれにしか、もうできないよとか、これはやるけれども、これはもうやりません、そうやって選択しなければいけない。

それから、先ほど検討委員会と何度も出ましたけれども、検討委員会の委員のメンバーの選出の候補ですけれども、行政のほうから選ぶと、どうしても行政の都合のいいような人が選ばれてくる。一般公募すると、手を挙げる人は大体自分の意見を言って、人の意見を聞か

ない人がどうしても応募するというのですね。やはりランダムに抽出方式にすると、大体5%ぐらいが集まるということになるので、10人ぐらい集めれば200人ぐらいにランダムに出せば5%で大体それぐらいの人数が集まるかと思います。

まず、検討委員会は、行政、それから利用者、それから納税者、この3者が入った検討委員会でないとだめだというような話もされていました。酒森町長はどのようにお聞きしたか、感想をお聞きしたいと思います。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

何点かご質疑があったのかなというふうに思いますが、補助金のあり方については、私も今後どういう形で補助金を、または助成金を支弁していいか、活用していけばいいかというのは、検討しなければならないかなという思いではあります。

運営費的に永続的に補助金、助成金をお出しするということが果たしてその団体にいいかどうかということも含めて、または、新たな取り組みをするに当たって、補助金を必要とする団体のニーズに町がしっかりと応えていっているかということも正直少し不安なところはあるというふうに思います。

先般、まちづくりの関係で、元消費者庁の長官と関東で市長をやられた方のご講演がありました。非常に先進的な取り組みを行われたということで、参考になる取り組みをされていたなということは、私も講演をお聞きし、その後もまた2時間ぐらい一緒する時間がありましたので、直接いろいろお話をする場面がありました。人口減少していく中で、今、委員がご指摘のとおり、AもBもということではなくて、AかBかというような選択の部分が出てくるというのは私も承知をしておりますし、事務事業を行っていく上で優先順位の高いものから選択をしていくということは必然だというふうに思っているところでもあります。

私も職員に、前に訓示といいましょうか、偉そうなことではありませんが、役場の事務事業を行う上で常にダウンサイジングというのを意識して事務事業をやっていこうということを私のほうからお話をさせていただいたことがあります。それは、規模を小さくするという意味もちろんありますが、効率化を高めるという意味も含めてダウンサイジングを考えようということで提案をさせていただきました。全ての事務事業をやる上で、これはダウンサイジングになっているかということをしつかりと意識した上で、物事をやっていこうということ意識づけたつもりであります。

新年度の予算の部分でも、この思いを含めて予算の編成をさせていただいたところでもありますので、先般ご講演をいただいた取り組みは、あの地域で、地域の今までの経過なり特色を生かしての取り組みという部分もありますので、全てが全てこの大樹町でやれるかどうかということは、検討の余地はあるかと思いますが、先進的な取り組みをされているという部分では、参考にさせていただきたい中身もたくさんあったのかなという意味では、非常に有意義な講演だったなというふうに思いますし、今後も機会があればぜひ講演をお聞かせ願

いたいなというふうには感じたところでもあります。

ただ、委員、ご質疑の中でありましたが、コスモスの種まきの関係とかは、それぞれの町民の方の思いがあるというふうに思いますので、今後も全ての事務事業を行っていく上で、ただ単に継続することがよしとは思いませんが、目的に沿った形で事務事業については、今後も続けるものについてはしっかりと続けていきたいという思いではおります。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

あと一つですが、小水力発電についてお伺いをいたします。

小水力買い取り制限は、出力制限と、それから20キロワット以下については専門資格が不要と聞いているが、どんな資格が不要なのか。また、水利権は小水力発電の場合、制限は緩いと聞きますが、その点についてお伺いします。

ここに来て、大樹の自然を生かしたまちづくり、それをしていくためにも、ぜひ小水力の発電の方向性を出してはどうかというふうに思いますが、いかがですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

ただいま小水力発電の検討について検討してはどうかというご質疑をいただきました。

地域の資源を活用した発電、例えばチップもあるでしょうし、または大樹でいえば、ふん尿のバイオマスを使った発電もあるというふうに思います。地域の資源を活用したそういう部分でのエネルギーに転換していくということでは、小水力発電についても、町内にも河川がありますので、可能性はあるかなというふうに思っておりますが、いま今、町が直接小水力発電を手がけていくという方向は、今のところは町としては持っておりません。

ただ、今後、民間等でそういう形で、大樹町内で小水力発電を行いたいという事業者、または民間の方が出てきた場合については、情報等も含めて対応できる支援については支援をしてみたいなという思いでおります。

今現在の現状等については、担当のほうから説明を行います。

**○高橋予算審査特別委員長**

黒川企画商工課長。

**○黒川企画商工課長**

ただいまご質問の小水力発電の買い取り制限は何キロワット以上かということでございますけれども、小水力発電につきましては、1,000キロワット未満が小水力というカテゴリーになっておりまして、大きいものと3万キロとか、これは水力、ダムのことですけれども、ございますけれども、1,000キロワット未満のカテゴリーで、買い取りの価格につきましては200キロから1,000キロワットまでで29円という金額でございま

して、あとは200キロワット未満ということで34円という価格でございます。下限はあるのかというと、下限はございませんので、1キロワットからでも可能は可能だと思いますけれども、絶対採算が合わないだろうということでございます。

2点目の専門資格の関係でございますけれども、条件によります。大きなものはいろいろな資格が必要になりますけれども、ダムを有さない、あるいは20キロワット未満、かつ最大使用料が1立米未満、かつ600ボルト以下の電圧の場合は、保安規定、あるいは電気の主任技術者、ダム水路主任技術者等が不要であるということにはなっております。

全国小水力利用推進協議会というところがございまして、そちらのホームページなどを見ますと、もし手がける場合のいろいろなアドバイスなどが出てございまして、気をつけてほしいよというのは、環境PR、教育目的だけでは行き詰まりますよ、経済性が重要ですよ。経済性のよいところから取りかかったほうがいいですよ。あるいは河川法の手続には膨大な費用、時間、労力がかかることがあるから気をつけなさいよというようなことも書かれてございます。この辺は場所と川によるかと思えますけれども、あるいは住民合意がまずは大事ですよというようなことも書かれております。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時15分

#### ○高橋予算審査特別委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

総括質疑を続けます。

先ほどの福岡委員から質問のありました補助金について、担当課から説明があります。

松木総務課長。

#### ○松木総務課長

先ほど福岡委員から、この査定の中で補助金をどういうふうに削っていったのか。行政コストの削減という部分でのご質問をいただきました。

実際に予算の査定の中で、補助金につきまして、例えば団体運営に関する補助金であるとか、各事業に対する補助金、それから構成団体への負担金と、そういった性格のものがございます。

先ほど申し上げられたのは、多分、団体に対して町が裁量で交付する負担金、補助金、こういったものがどの程度削減したのかという部分が中心だったのかと思えます。そちらにつきましては、今回査定の中で、金額、例えば5万円の補助金を3万円に削れという形で予算

を削減したものはございません。ただし、団体への負担金、具体的に申しますと、北海道高度情報化農業研究会、こちらは加入していたのですが、加入の意義がないということで、原課からの申し出も含めまして、そこへの参画を取りやめたというものはございます。

また、1次査定からは、全体では8,000万円程度、1次査定の段階で削り込んでございます。実際、各団体への補助金につきましては、従前から行ってございます行財政改革の中で、その負担金の性格、意義、それから各団体の決算書等を見まして、その使途が適切であるかどうか、それを各課で、昔は財政担当まで回って最終チェックをかけていたのですが、もうそれが5年6年と続いていまして、各担当課できちんと判断するよという形で、間違いなく不要なものは出さないよという取り組みは進めてございます。

ただ、行革大綱を策定した時期よりも若干財政的にもうまく回っている部分がございますので、財政規律を緩めたつもりは全くございませんけれども、ある程度裁量的な、もしくは報償費的な負担金が創設されているものもございます。こちらにつきましては、平成30年度、第4次大樹町行財政改革大綱、最終年度を迎えます。ですから、その第4次の点検評価を行うとともに、第5次行財政改革が必要であるかどうか、こういったところをポイントに策定していくか、そういった中で改めて、いま一度ふんどし締め直して、コスト削減というところは取り組んでまいりたいと考えるものでございます。

以上です。

#### ○高橋予算審査特別委員長

福岡委員、よろしいですか。

それでは、総括質疑を続けます。

質疑はありませんか。

菅委員。

#### ○菅敏範委員

民生費の学童保育所の関係なのですが、新しく建設される学童保育所に4台か8台か、防犯監視カメラを設置するという話が質疑の中であったのですが、ちょっと私、疑問を持っていることがあります。

学童の施設を利用するのは大樹小学校、大樹中学校の子供たちでありまして、あとは、大人につきましては町民であります。指導者もついて放課後を過ごすのですが、その全ての部屋に監視カメラで映像を保存しなければならないような実態がなぜあるのかということが疑問なのです。それが必要だというのであれば、小学校も中学校も各教室に監視カメラがなければいけないのではないかと思ってしまうのですけれども、なぜ、今までの学童にも何もなかったし、新しくつくる学童にだけ監視カメラがどうしても、そして子供たちの動向を把握しなければならないという根拠がわからないので、説明をいただきたいと思います。

#### ○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

### ○村田学童保育所長

防犯監視カメラの設置ということで、昨日4台ということで答弁させていただきました。監視カメラの設置、各部屋ではなくて、玄関の入り口とかホールの通路等子供たちが通る部分を、死角にならないような形で配置をするということで考えております。

今回、新たに設置する趣旨の一つとして、新たに児童館部分を付随するというので、学童保育につきましても、登録された小学校から来たお子さんにつきましても来てはいるかどうかの確認も含めて職員が全て行って、学童から帰る部分につきましても職員が帰ったかどうかの確認をするということになります。児童館部分は原則登録という形ではお願いするのですけれども、子供たちの出入りは自由となります。そういった部分も含めまして、例えば子供さんが万が一なくなったりした場合、どの時点で出たのかとか、学童のほうに来ていたのかという部分のそういった管理の部分も含めまして、そういった確認のものとしての必要があるということが一つございます。

あと、防犯カメラを設置しているということでの対外的な子供たちの安全を守るという意味での、ここはこういうカメラが設置してありますよということでの、そういう抑止力というのでしょうか、そういう部分も含めて設置しようということを考えているところでございます。

以上でございます。

### ○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

### ○菅敏範委員

児童館のほう、どこへ行ったのか、いなくなったというのは、外のカメラに映るのだから要らないのではないかと思うのですけれども、何となく、例えば今度から学童の施設は保護者の人にも全てお子さんたちの映像は録画されますということになると、それは本当に受け入れられるのかどうかということで若干の疑問はあるのですが、それは絶対だめとは言いませんが、そこは信頼関係で、子供たち学校でそういう勉強をしてきていて、今いなくなったという話なのですが、いなくなると言われたら、そういうところはちゃんと話という形でできるのではないかと。そのための監視カメラが必要かどうかというのは、ちょっと疑問なのですが、どうしてもそこはこだわりませんが、そこまで疑ったら、もう学校の放課後のことから何から、昼休みから何から全部そういうふうになんじがらめになってしまうような気がするので、疑問として受けとめておいていただきたいと思います。

### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

### ○酒森町長

今回予算を計上させていただいております学童保育所の中の設備の関係で、先般、防犯監視用のカメラの設置について、私のほうからも説明をさせていただいたところであります。

今、公共施設におけるそこを利用する方々の安全・安心の確保のために、防犯カメラ等の

設置についてはかなり警察当局も含めて要請があるところだというのは、ご理解をいただけると思います。そういう意味で、小学校、中学校とも、出入り口等に防犯カメラを設置しておりますし、最近では、町立病院、または関東での事件によりまして、特別養護老人ホームにも防犯カメラの設置を進めてまいりました。今回、学童保育にもカメラの設置を計画しておりますが、名称が防犯監視カメラとなっておりますが、目的は監視ではなくて、防犯上のカメラだということでご理解をいただきたいと思います。

私も、4台がどこにつくかというのは、説明の中で聞きましたが、それが本当に必要な場所かどうかというのは、今後、予算をお認めいただければ、事業を発注する段階まで内容についてはもう一度精査をしたいなというふうに思っております。

ただ、設置については、防犯上必要であるということについてはご理解をいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

先に教育費をお願いいたします。

質疑の中でタブレットの関係ですけれども、今回中学校なのですけれども、多分これは第2次教育振興基本計画に基づいて設置されていると思うのですけれども、将来的には、小学校までやっていくのか。まず、その辺をお聞きいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

委員指摘のとおり、計画は進めてまいりたいと思います。

先ほど総務課長にもご迷惑かけましたけれども、町長ヒアリングの際には、小学校も予算計上させていただいています。ただ、厳しい状況ということで、優先順位をつけて、今年度は中学校のみということにさせていただきました。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

それで、国の教育振興基本計画のイメージの中で、我々がタブレットとと思っているイメージとまた違うのですね。国のタブレットといっている意味は、可動式コンピューターというそういう名称を使っているのですよね。ということは、可動式コンピューターだから、ノートパソコンのちょっと毛の生えたような、持ち歩きで、Wi-Fiで、どこでもできるよということなのですけれども、今現在、小学校、中学校、コンピューター室に固定式のデスクトップ型のパソコンを置いているのですけれども、それは行く行く廃止の計画でいるのか、



それとあわせていくのか。そうすると、これからまた小学校でも1,275万円もかけると。そうしたら、デスクトップも更新していくとなったら、小中学校だけでタブレット、デスクトップ、多分2年置きに更新になると、お互いにやっていくと。そうしたら莫大な経費になるのですけれども、その辺についての教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

ご心配かけてどうもすみません。

ノートパソコンよりは、先ほど福岡委員の質問にあったように、タブレットのほうがかなり機器自体は安く手に入ります。先ほどの話に関連してしまうのですが、酒森町長は、2年前に中学校でパソコンルームの更新時期を迎えているときに、「タブレットにしたほうがいいのではないですか」とアドバイスをしていただきました。そのようにすれば、このようなことは起きなかったのですが、国の計画は、パソコンルームはパソコンルームで操作活動等を中心にやると、そのほかに日常の教室での活動、体育館だとか理科室だとか、そういう部分でもタブレットを持って行って、カメラ機能を使って、あなたのこういうところが、例えばまずいですよという、そしてお互いに検討し合いということに本当にいい機能を持っているものですから、そちらはそちらでということなのです。でも、現実問題これだけ財政厳しいですから、今度パソコンルームの機種を更新する際には、タブレット型にして一本化を図ってまいりたいと思います。

それから、タブレットについては、学校教育課のほうで問い合わせして、5年間部品はあるということで、2年ごとに更新ではなくて、5年は間に合うと、そういう状況でございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

ちょっと言い方を間違いました。2年というのは、例えばデスクトップとタブレットと今の段階では一緒にならないから、多分2年置き、3年置きでお互いに交互にやっていくと、そうしたら莫大な経費がかかるのですけれども、一応廃止と言ってしまってもいいのかわからないのだけれども、できればその辺で統一していかないと、多分お金幾らあっても足りないのですよね。

それと、もう一つ気になるのは、国の基本計画のイメージの中で、例えば情報処理のできるICT支援員と、結構国でもやっているのですよね。そういった採用を今後は考えているのか。それについてお聞きします。

○高橋予算審査特別委員長

板谷教育長。

**○板谷教育長**

そういう専門的な職員がいてくれるのが望ましいのですが、なかなかそこまで手が回らないのが現状でございます。

そして、莫大な費用がかからないように、先ほども説明不足だったのですけれども、今後は、両方は無理だと思うのです。日常的に使っている教室で使えるようなもののほうに移行してまいりたいと思っています。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

国の計画はわかるのですけれども、国は今はやりの子育て支援だ、教育を充実だということで、金のことは全然考えていないのですよね。だから、そういうことをきちんと整理しながら、なるべくお金がかからないような、そして、ICT支援員ですけれども、多分うちの小学校にも情報処理の資格を持った先生がいたと思うのですけれども、いませんでしたか。そういう方をうまく活用しながら、採用にはそういう方をうまく採用して、それで対応していくということをこれからもぜひお願いしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

板谷教育長。

**○板谷教育長**

免許の関係で言いますと、中学校の技術家庭とあわせて高校の情報という免許を持っている先生もいますが、今現在、小学校にはおりません。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

あんまりやりたくないと言いながら、しゃべっています。

齊藤委員の部分も重複しますが、大樹町で電算、コンピューターというのかい、いろいろな名目でたくさんの情報システムの器械が入っております。これ一元化はできないのですか。計算をしておりますが、同じ名目で維持管理と保守業務と、必要だからあるのだろうというふうに思っているのですが、単純に見ても600万円です、ライセンス何だか使用料が2,300万円ですと。これは町の財政を逆に圧迫していくもとはならないだろうかと。それなら人を使って、昔のように字を書くと。昔はそうでしたよね。このほうがいいのか、それとも、この専門的な能力を持った方を採用したほうがいいのか、どうなのか。ここら辺の検討というのはしたことがおありなのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っています。

**○高橋予算審査特別委員長**

松木総務課長。

## ○松木総務課長

ただいま町の電算関係、その経費、それから運用、使途の内容についてご質問をいただきました。

ご指摘のとおり、過去10年ほど町の電算関係に、一般会計でございますけれども、どれぐらいの執行しているのかというのを調べさせていただきました。ただ、その使途が新たなシステムを入れる、もしくはその運用に係る経費、そういった形ではきていますけれども、例えば平成23年では、総合住民情報システム、こちらを入れ替えたのもあるのですけれども、1億円を超えています。平成30年度の当初予算にただいま要望させていただいているのが5,739万1,000円でございます。実際、新たなシステムを自賄いで整備するよりは、企業の持っている電算を借りてデータセンターとして利用した上で、そういった利用のほうが有利だというような考え方に基きまして、どんどんどんどん町なか、役場の中にあつたサーバーをデータセンターに移行してございます。

ただ、そうすると、どれぐらい安くなるのかと申し上げますと、実際は毎年毎年、国の制度が変わったり、それは例えば元号一つ変わると、何百万という実は電算システムの改修経費を計上してございます。今のままでやるのであれば、当然経費は徐々に下がっていきまじし、職員の塾度と申しますか理解、それからそのシステムの操作もなれますので、経費を下げることはできるのですが、毎年毎年制度が変わっていく以上、それに付随して対応して整備していかなければならないというのもあります。

また、職員の担当が2年3年という形で異動になりまして、本来、専門的に知識を持った者がいけばよろしいのでしょうかけれども、それを全て理解するまでのスキルを持った人間は、今現在、実際はいないということでございます。人の関係で、確かに電算に詳しい方を雇いたいという気持ちは個人的にはございます。私も業者の説明を聞いていて、なんじゃそりゃ、どうしてだというように思うこともございまして、これがかなりのスキルを持った方であれば、きちんと必要なもの、必要でないもの、経費的な高いのか安いのかという部分の判断はつくのでしょうかけれども、そこは、私どもは今現在、予想どれぐらいかかっていますかとか、今までの部分に比べると随分時間がかかるのですよねとか、そういった形の精査をしているところはございます。

ご指摘のとおり、専門家を雇ってやってみたいという気持ちはございますけれども、実際これから電算部門以外でも、例えば社会保障であるとか、そういった形の人員の確保も必要でございます。総人件費の抑制というのも町が持続的に発展していく、もしくは健全な財政を運営するためにも必要でございますので、それを採用できる、できないというのは、何とも言えないところでございますけれども、専門的な知識は持った方が必要だと思いますし、そういった者を育成していくというのもあるのですけれども、このシステム自体を今やめるという形にはなりませんし、中央で、国が、もしくは北海道が、どんどんどんどん電算システム化を進めていく中で、町村はそれに追いついていかないと商売にならないという側面もございまして、そういった部分でご理解をいただければと考えるものでございます。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

前提に、国が一番悪いのだと思うのです、現実的には、早く文面よこせ、こういうものをつけろ、補助金は出す、だから書き替えも簡単にできてしまうというような状態、字であればなかなかできないのだけれどもね。だけど、やはり圧迫するかもしれないでしょう、うちの財政が。現実的に。

これはね、国に申し出て、ちょこちょこ変えないでくれと。それでなかったら、国にサーバーをちゃんとあれしてくれというぐらい言わないと、1億円もかかるのでしょうか。まだ上がってくると思うのですよ。現実的に、メーカーの言いなりになってしまうのですよ。その中には全部、中身は全部メーカーが持っていてしまっているから、何もできない。うちもそうです、現実的には。その中身はわかる。だけど、少しでもまけてもらうように、この議会でこれだけ論議をやって、もしあれであれば、金かかっても違う安いところへ移れと言われていきますよというぐらい交渉をしていただきたいというふうに思います。

本当に圧迫、電算だとかコンピューターとか、何だかかんだかというものは、最後は住民の首を絞める状態が起きる可能性があるというふうに思っておりますので、学校は字を書くことが本当はあれで、物を見るのであれば目で見ればいい話。今いろいろなことをやっていますけれども、それ以上は言いません。なるべく安く交渉をしていただきたいと。毎年上がっていますから、お願いをしておきます。

そこで委員長、そのまんま続けさせていただいて結構ですか。

教育委員会に入らせていただいて、総括で聞きますよと言っていたバスの関係。

現実的に8台、そのバスに委託するとき、適正か適正でないかと、適正だと思っています。ただ、僕が一番疑問視をするのには、車検も全部入っているわけですよ。そうすると、あの会社は、大樹より総資産を持っている大手企業なのですよ、組合と言っていますが。JAという大組織です。町より金あるのですから。ここに卸すと、同じ会社へお金が流れると。ですから、分離をしていただけないかどうか、車検ぐらい。そして入札をして、地元企業も育成をしていくと。これが僕は普通の考え方かなと思うのですが、いかがですか。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

ただいま町有バスの維持管理のあり方のご質疑をいただいております。

その中には、スクールバスも含んでおりますし、福祉バス、マイクロバスも含めたバスの運行の関係もあります。スクールバス、または町有バスの運行については、現在、地元にあります貨物のほうに運行委託をしているところでもあります。運行委託に伴って係る車の車検についても、直接ではありませんが、関連する組織が所有する整備工場での車検ということ

になっております。

車のことだけを考えれば、日常業務点検をしているところと割合近い整備工場、普段の点検もそこで一部行っているということもありますので、車の状態については一番理解をされていることかなというふうに思いますし、そういう部分では日々の車の維持管理についても意を注いでいてくれるというふうには思っております。ただ一方、町内にも同じ車検等を行う整備工場等も何社かありますので、そういうところの業務が圧迫されているというのも、それはそれで事実かなというふうに思っております。

今後、どういう形で町有車両の維持を進めていくかということは課題があるというふうに思っております。両面あるかなというふうに思いますので、民間のそれぞれの町内の事業所を発展させていくためには、仕事をお回しするというのも重要な役割ではありますが、町が所有する車等の維持管理を適切な形で、または車検等についても日々の整備の延長で幾らかでも安くできるのであれば、経費の節減ということも含めてあるということご理解をいただきたいなというふうに思います。

運行委託をしているから車検もそこに入れるということが必ずしも一つの答えではないというふうに思っておりますので、町の方針として、適正な維持管理も含めてどういう形でやっていくことが町にとっていいかということは検討を進めていければなというふうに思っております。

回答がなかなか進展しないということをお詫び申し上げて、私からの答弁とさせていただきます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

#### ○安田清之委員

つらい胸の内は、ご理解を申し上げます。

しかしながら、あそこの予算計上されているのですよ、車検代と。その中には、運行の中には、車検代幾らと。であれば、この部分は削除をして入札いたしますよと。何号車と何号車については、こういたしますよと。8台あるわけだから。3台ずつ分けると、町有バスもあるというようなことで、町長、これはできることなのですよ。予算計上、駄目だと言っているのではないのだから、僕。町長、大丈夫かい。俺は予算計上駄目だと言っているのではないのだから。予算はわかったよと。適正に行われていますよねと言っているのですから。だから、車検ぐらいは、そのぐらいのことは、それでは車検については入札によってやりますよと言っただけならば、それでいいわけで。

別会社ではないからね、俺から言うと、現実的に。98%持っているのを別会社とは言いません、税法上。関連企業というのです。申しわけありませんが、大樹貨物は別会社でございませぬ。銀行が見るときには別会社、違う名目でも。系列があつたら関連企業というのですよ。だから、関連企業が一手に引き受けて一手にやってしまう。約3,000万円ですよ、運行も含めると。車検代、たった200万円の話ですよ。これはすぐできることですから、

協議をしていただきたいと思います、町長。

来年もまた聞きますからね、僕は。やっていなかったら絶対。毎年のようにしつこいですからね、僕。同じことずっとやっているのだから。改善をされない行政であれば、進展なしと言って、終わります。

○高橋予算審査特別委員長

答弁は要りますか。

○安田清之委員

要らない。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

船戸委員。

○船戸健二委員

70ページの4款衛生費19節負担金、補助及び交付金、不妊症治療助成金についてお聞きします。

町の不妊治療助成金は、道の助成金費用を差し引き、上限5万円を助成するというものだと理解しておりますが、検査は帯広でもできますが、治療の多くは札幌等の病院で行わなければならないと聞いています。不育症と闘っているご家族の経済的な負担をなくし、しっかりと支える金額として25万円の予算というものが適正なのかどうか、お聞きしたいと思います。

○高橋予算審査特別委員長

村田保健福祉課長。

○村田保健福祉課長

不妊治療費の助成金の件でございますけれども、不妊治療につきましては、委員おっしゃったように、道が行う分と町があわせてということで、回数、金額と決まっております、例えば初回ですと15万円までとかという形で決まっておりますが、委員おっしゃるように、遠隔地でのという形での内容にはなってはおりません。ただ、実際の予算として、この金額で足りるのかということのご質問でございましたけれども、今までのケースでいきますと、一番多かった年で、平成24年で4件ありまして、その年の執行額で大体23万円程度の助成金となっております。平成27年度は2件ということで少なかったのですが、道の助成が変わりまして、回数制限等がなくなったせいというのもございまして、平成27年度は2回だったのですけれども、実際の交付金額は37万5,000円ということで増えております。ここの分につきましては、過去の全体の経費等見まして、とりあえずこの金額を上げさせていただいたところでございますけれども、そういった中でもし足りないようであれば、助成をということで考えております。

ただもう1点、不育症ということで25万円ということでやっておりますが、不育症につきまして、また不妊症とはまた違った形での対応ということになります。一度、例えば妊娠

されて2人目の子供がなかなかできないとか、流産を頻繁に繰り返すとか、そういう方というようになっております。原因がわかるケースとわからないケースもございまして、治療につきましては詳細な検査が必要ということもございまして、詳細な検査を行った場合に、遺伝的なものも含めての結果が出てくる可能性もあるということで、対応できる病院、つまり検査を受けた後のフォローアップ、そのご家族というかご夫婦のフォローアップもできるようなということで、基本的には決められた病院での治療を受けて、カウンセリング等もきちんと受けてくださいということをやっております。平成29年度からの補正で認めていただいたのですが、実際件数は、平成29年度は申請ありませんでした。もしこの部分につきましても道で認められた部分というところはあるのですが、出てきて足りなくなった場合につきましても、また補正等をお願いすることになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

#### ○齊藤徹委員

最後に学童保育の工事請負費について聞きたいのですけれども、本当は、できれば、この間の2月23日の予算大綱の日に、そこで質疑ができればよかったのですけれども、そのときは資料についての説明ということを言われましたので、ここで私もやるしかないのかなと思っております。

確かに、建てることは認めましたけれども、請負工事費については、いまだに疑問を感じております。そういった中で、ここで話すのは多分最後で、この後は討論、採決となるので、ここしかありませんので、最後に聞きますけれども。

まず1点目ですけれども、資料請求の中で、備品の扱い718万円ですけれども、昨日の話では、カタログの価格の8割9割を単価としていたのですけれども、どう見てもこれ、おかしいのですよね。例えば例を挙げると、ゴミ箱の小で、どうして1個1万6,880円もするのか。コートラックがどうして6万8,250円もするのか。その辺の精査というのは、この資料を提出するときにきちんと課長会議の中で精査しているのかということです。

もう1点は、図書費ですけれども、予算は339冊で47万8,000円見ているのです。でも、これというのは、この間の教育長の教育方針の中をありましたように、昨年度増員した図書館司書を有効に活用し、図書館の機能を充実することにしたいと。そうしたら、図書館の本を、うまく図書館司書を使って巡回すれば、この経費は浮くのですよね。そうすると、図書を買うのであれば、図書費で買って、それをうまく巡回していかないと。そうすると、児童館と学校、図書館、同じ本がダブることないのですよ。図書館司書2人いるのですから。そういうことを、まず備品費の見直しを徹底的にさせていただかないとおかしい。

例えば先ほども言いましたけれども、脱衣かごが、かご一つが1万4,000円もすると。

普通では考えられない。だから、その辺の精査をちゃんとして、多分したからこうやって資料請求して出したのですけれども、この辺の精査を図書も含めてきちんとやってほしいのですけれども。まず、その1点目をお願いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

学童保育所の関係で、かかる予算をこのたびの一般会計予算に計上させていただいております。その中で、今ご質疑がありましたとおり、備品購入費については718万2,000円という金額を計上させていただきました。ただ、委員ご指摘のとおり、原課で積み上げました備品の購入リストを見ますと、この単価はいかかなものかというものも含まれているというのは、私も承知をしているところであります。

予算をお認めいただいた中で、平成30年度中に備品については購入も含めて整備をしていくということになろうと思います。内容については、購入の部分については改めてしっかりと精査をさせていただくということは、この場でお約束をしたいというふうに思います。

もう1点、今現在ある備品もあります。机等も余っている備品、使われていない備品等もありますので、利用できるものについては、極力流用していくということで進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

次に、予算の関係ですけれども、設計金額と予算金額で、予算金額が高いのは、労務単価分、機材高騰分ということで積算されています。

それで、例えば建築主体工事で、設計金額から予算金額に対して上昇率が1.05%見ているのですよね。労務単価をそれにかぶしていくと、多分、労務単価分しかないのですけれども、資材高騰分は大丈夫なのかということです。例えば電気もそうですし、電気でも1.07%見ているのですけれども、機械も1.07%見て予算を組んでいるのですけれども、そういった中で、労務単価高騰分、確かに。当初は、説明の中では5%か7%見ますよと。そういう説明を受けたのです。今回は5.3%ぐらいなのですね。全体で上がっているのが、変わっているのが。そうしたら、ほとんど労務単価分しかないのですけれども、これで本当に資材高騰になったときに大丈夫なのかと。へたしたら、入札不調ということもあり得るのですよね、これから。その辺は大丈夫なのかということを知りたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

今の労務単価、それから資材単価のことについてということでご質問いただいております。



すけれども、資材のほうにつきましては、平成27年と平成29年、若干比べましてコンクリートの立米数、単価だとか、それから砂利の単価、鉄筋の単価、木材の単価というものと比較をしておりますけれども、鉄筋なんかは逆に0.947%ということで下がっていたり、それからコンクリートであれば、同じ1.00%というような比率の上昇率ということで、余り大きく変わったところはないかなと。砂利についても1.01%ということで、平成27年度に比べて、平成28年、29年とちょっと間あいてはいますけれども、そのような1.018%というような上昇率で、ほぼそんなに大きな変動はないかなと考えてございます。

逆に、労務単価につきましては、業務の内容について普通作業員にする、特殊作業員、大工、電工、設備機械工と、いろいろございますけれども、前年比、今回につきましては平成29年度から39年度といった中でいきますと、普通作業員ですと5%、特殊作業員も5%程度、それから大工、電工なんかについては、4.5%程度ということで、大体おおむね、ここで見ている、建築主体ですと1.05%の5%、それから電気機械の7%、こういった中のある程度見ている数字の中で発注行為はしてきているかな思っております。

#### ○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

#### ○齊藤徹委員

ということは、労務単価で約5%の上昇率になるのですよね。ということは、例えば建築本体でいくと上昇率が1.05%なのです。要するに、労務単価しかないのですよ。資材高騰は、もう上がらないという条件で組まれているのですけれども、これで本当に大丈夫なのか。大丈夫ならいいのですけれども。

それで、次に聞きたいのですけれども、認証材の関係、いろいろ議論したのですけれども、その認証材、いろいろFM認証、COC認証とあるのですけれども、その辺の絡みをそのうち道産材、認証材の絡み、うちの建築ではどう考えているのか、再度お聞きいたします。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今回、学童保育所・児童館施設を建設するに当たって、木材を多様化するという考え方をお示しさせていただきました。これは、国からの地方自治体に対する指導もあり、公共建築物に対する木材の使用については、率先して地方自治体については取り組みなさいということもあつての考え方であります。また一方、十勝では重要な地場の資源であるカラマツ材をブランド化しようという動きもありまして、私どもも議会のご了解を得て認証協議会のほうに加盟をして、その取り組みを進めているところであります。

今回、大樹町がこの学童施設を建設するに当たって、町有材のカラマツを使っていくという考え方を一つのコンセプトとして進めているところでもあります。また、あわせてブランド材であるカラマツ材も使っていこうということで計画をしております。

その中で、カラマツ材については、認証組織がございまして、そこの認証をとって正式に

認証をとったカラマツ材を使っている施設だという第三者機関が認めるという制度があるということも承知をしているところでもあります。ただ、今現在、カラマツの認証をとるという段階については、まだまだこれからの考え方、制度ということもありまして、今回、私どもこの学童施設については、町有材、または十勝のカラマツの認証材も使っていきたいという考え方で進めておりますが、その認証の手続については、今回見合わそうかなというふうに思っております。

資材の価格の差ですが、町有材、またはカラマツ認証材、その部分での価格差はないと聞いておりますので、そういう部分での事業費の高騰はないということをご理解をいただければなというふうに思っております。

今回、町有材とあわせて十勝のカラマツ認証材を使用した建物とはなりますが、第三者が正式な認証を与えるという手続についてはとりませんが、カラマツ材を使った施設であるということは、私どもとしては積極的にではないかもしれませんが、機会があれば、カラマツの認証材もこういうところには使っておりますというような形で、十勝のカラマツ認証材の普及の一助になればという思いも含めて、建設を計画しているということをご理解をいただきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ということは、認証制度の中からいくと、森林管理のFM認証森林のところから伐採した木を使ってやるということで、1次加工、2次加工のCOC認証にはこだわらないということで、そういう解釈でよろしいのですよね。違うのですか。

それと、今、道産材、町材も価格差がないというのですけれども、ちなみに、1立方メートルどれぐらいするのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

暫時休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時00分

**○高橋予算審査特別委員長**

再開します。

休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時15分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほどの齊藤委員の質問に対しての答弁を求めます。

酒森町長。

**○酒森町長**

先ほど学童保育施設、児童館施設の設計に当たって、カラマツ材の使用の関係でご質疑をいただいております。

私、一度答弁をさせていただきましたが、内容について私のちょっと理解が足りなかったところもありますので、もう一度説明をさせていただいた上で、前段の答弁の中であった部分についても訂正をさせていただきたいと思います。

今回、設計に当たりまして、地元の資源であるカラマツ材を使いたいということについては、その考え方については設計の中で反映をさせていただいております。町有材の使用につきましては、大樹町の山林がカラマツ材の認証を得ている山でありますので、そこから出てくる木材については、認証材と同等のものだと、製品についてはそういうものだというふうにご理解をいただきたいと思います。また、その他の道産材についても、そういう認証材と同等のものをという形で設計がなされております。その部分についても、カラマツ認証材と同等のものだというふうと考えております。

ただ、前段ご説明したとおり、最終的にはカラマツの認証をとらないという選択をさせていただきましたので、大樹町が建てる学童保育に使われているカラマツ材については、認証材に限りなく同等ではありますが、同じものだといっても差し支えはありませんが、カラマツ認証材とはなり得ないということで、ご理解をいただきたいと思います。認証をとらないということですので、認証材を使っているということについては、明言できないという判断をさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

単価につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

単価でございますけれども、今回の学童施設の中については、いろいろその使用する場所によって90ミリか9センチ角近くの6メートル未満の材料から、大きく30センチ、60センチ角の12メートルまでの長さのものということで、いろいろ企画が何種類もございますけれども、一つ12センチ角のもの6メートル未満のものでいきますと、立米単価が10万5,000円の単価ということで、一つの例として説明させていただければなと思います。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

#### ○齊藤徹委員

大体内容はわかりました。ということは、町有材を伐採してやるというのですけれども、これから工事を発注する段階で、例えば町有材を伐採して工事にまず間に合うのかということがありますよね。

もう一つ気になるのは、町有材と道産材、道産材というか日本工業規格に基づいたものでも十分いけるのではないかと思うのですけれども、普通の町有材の単価と道産材の単価との差はないと言ったのですけれども、先ほどの説明は道産材と認証材の価格差がないということとは11万5,000円から31万5,000円の幅があるということはわかりました。

その下の町有材と道産材には差がないと、そういう説明文も書かれているので、その辺の単価も知りたいのですけれども。

#### ○高橋予算審査特別委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 4時20分

再開 午後 4時20分

#### ○高橋予算審査特別委員長

再開します。

鈴木建設水道課長。

#### ○鈴木建設水道課長

材料の調達が間に合うのかという内容がまず1点目だったと思いますけれども、全体の量とすれば、相当数の量でございますけれども、直ちに全量の材料が必要ということではなくて、それぞれ工事の工程ごとに必要な量がありますので、その都度工程に間に合うように発注し行うような施工計画を立てておりますので、必要量については、確保は可能だと考えてございます。

それから、町産材と道産材の価格については、やはり大樹町の町産材ということで場所を限るということで、流通の運送などの経費というのは多少変わってくるものかと思っておりますけれども、今設計の中でとった見積もりの中では、町産材というふうに限って設計しておりますけれども、変わらないということで、見積もりをとった中で設計させていただいております。

#### ○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

#### ○齊藤徹委員

私の聞いているのは、変わらないといっているのだから、そうしたら、1立方当たりの単価は幾らですかと聞いているのです。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

説明不足で申しわけありません。

先ほどの道産材の認証材の話と説明が重複する形になりますけれども、参考までに12センチ角の6メートル未満の材ですと、立米単価10万5,000円という金額になってございます。

以上でございます。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

これ以上聞いても参考価格しか出てこないの、参考価格の中で、建築単価の予算を出しましたよね。数字があるから1立方当たりの数字があるから町有材の1立米当たりの単価があるから積算できるのでしょう。でも、それが今の説明の中では参考価格までといったら、全然これは積算根拠にならないのですけれども。全体のことはまた後で聞きます。

それと、建物の構造上、過去に学校教育施設、中学校の体育館を建てましたよね、平成23年。でも、それも幾らもしないうちに2年足らず3年で屋根を葺き替えしたと。今回も建物の構造上、本当に大丈夫なのかと、念を押せるのかと。

私は本当に言いたいのは、上についているエコボックスは要らないというぐらい思っています。やるのなら真っ平らでやればいいのですよ。どう見ても、北海道の気候風土に合っていない。中学校の体育館でも3年足らずで雨漏りして、葺き替えししているのですよ。何ぼ業者の責任といえども、やっぱり町としては二度とこんなことあってはいけないのですよ。それが本当に大丈夫なのかということを知りたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

説明が不足して本当に申しわけありません。

参考までにという表現がちょっとうまく伝わらなかったようで大変申しわけありません。参考までにという表現につきましては、一番最初でご説明しましたとおり、材については9センチ角から最大は30センチから60センチ角の断面のもの長さについては6メートルから12メートルまでというさまざまな種類を使っておりますので、その中で12センチ角の6メートル未満の材料であれば、立米単価が10万5,000円であるということで、その中の一つの参考として表現しただけであって、10万5,000円という数字は、正しい数字でございます。参考の数字ではございません。

それと、屋根の関係でございますけれども、屋根につきましては、大樹中学校については、後半で葺いた屋根でございますけれども、今回学童で採用する屋根につきましては、鋼板の

上に防水シートを張っている二重のシートを溶着して施工する屋根となっております。この屋根につきましては、歴舟、それから中島、それから尾田のコミュニティセンターの体育館のほうで葺いた屋根と同じ材を使って施工する設計となっております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

よろしいですか。

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

それはわかりました。

でも、構造上、どう見たって、誰が見たって、北国の気候風土に合っていないのですよ。歴舟、中島は葺いたけれども、あれはある程度100分の1の勾配片屋根で葺いているからある程度水は切れるし、雪は解けて流れるのです。でも、今回の建物は、遊戯室のほうに勾配を向けて、そしてエコボックス四つとるのですよ。それで、そういった工法でやっても、本当に大丈夫なのかということ。後から2の工事3の工事出ることの心配はないのですよね。そこら辺、ちゃんと理事者として確信がとれるのかどうか。そうすると、入札まで影響してくるでしょう。そのことを聞きたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

私も、今回の基本設計等を拝見させていただいて、その部分については非常に気になったところではあります。私どもの施設、特に文教施設で学校の体育館等で屋根に不具合があるということは、私も職員時代から経験しておりましたので、こういう建物はいかがなものかということは感じておりました。そういう意味では、この建物を設計するに当たっても、相手方の設計事務所のほうにも、担当の職員を通じて、その辺についてはしっかりと考え方、または大樹町での気候風土も含めてしっかりと説明して対応するようという指示をさせていただいております。

設計事務所の代表の設計、隈先生ですが、現場で足を運んで実際に現地で大樹町の、厳寒期ではなかったかもしれませんが、風向き等も含めて、現場を見た上で設計をしていただいております。

私も、設計に携わった者ではありませんので、100%大丈夫かと言われると、明確にお答えはできませんが、発注する責任者として、そういうことのないように努めていきたいというふうに思いますし、その部分については、私はないものと確信をしております。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

万が一あった場合どうするかということ、これはやってみないとわからないですけども、例えば思い切って、今回予算が通ったとしても、まだ期間があるのでエコボックスを取ってしまうという思い切った構造物にしないと、町民はやっぱりそこを心配しているのですよ。建てた後の1の工事、2の工事が出ることを心配しているのですけれども、そういったことができないのかということ。

本当はここでやりたくないのですけれども、この間、予算大綱でやれませんでしたので、ここでやっているのですけれども、その辺どうなのでしょう。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

私どもも、基本設計が完成した段階で、この基本設計の内容については説明をさせていただいたつもりでおります。また、実施設計の段階でも中間報告も含めて説明をさせていただきました。2月の大綱の段階では、私どもは成果報告書が上がった段階で必要なものについてはご提示をさせていただきますということの確約の上に資料については、これと同じものですが、各委員のほうにお配りをさせていただいたところでもあります。

今回、実施設計で上がった内容等で予算のほうを計上させていただいておりますので、計上につきましては、このまま進めていきたいと思っております。ただ、ご指摘があります建築工事費、または躯体にかかわらない中で附属する設備等については、まだまだ見直す部分があるかなというふうに思っております。先ほどの防犯カメラの関係もそうですが、そういう部分、今後、工事を発注する段階までに私どものほうで精査できるような部分については、設計の中で精査をした上で発注をし、さらに金額等を絞れる部分については絞っていききたいというふうには考えております。

もう1点、今回お示しをさせていただきましたが、外構工事につきましては、見積りの金額は出ておりますが、実施は平成31年度になります。建物の周辺の外構以外の部分ですけども、その部分については、平成31年度、明年度の実施になっております。イメージパースで外構の部分も含めて、絵としてはでき上がっておりますが、内容については、こちらについても正直申し上げて来年の部分でありますので、具体的に私のほうでもまだ原課からの詳細な説明を受けておりませんので、平成31年度の予算に計上すべく外構の部分については、これから議員または町民の皆様ともご意見をいろいろ伺いしながら進めていければなという思いでおりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

やっぱり何回も言うようですけども、建物構造上、中学校の体育館みたいにならないことをもう祈るしかないのですね。なってしまったらどうするということなのです。中学校の体育館よりもっと複雑なつくりですよ。それで大丈夫なのかということですよ。

次に行きます。

維持管理費の関係ですけれど、前回、9月一般質問の中で、私の提示した数字と、それは委員が提示した数字で、おおむね基本設計で出された数字が600万円という説明を受けました。提示は後日ということで答弁いただいたのですけれども、その後、維持管理運営費についてどのぐらい積算されるのか、お聞きしたいです。

○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

○村田学童保育所長

委員の前回質問ございましたときにお答えさせていただいております管理費につきましては、年間340日という形で、電気、灯油、上下水道ということで大体600万円ということで、当初の部分からは変わってはいないということでご理解いただければと思います。

○高橋予算審査特別委員長

齊藤委員。

○齊藤徹委員

600万円変わらないというのでしょうか。おかしいですよ。

今回の学童運営費の、説明したのではないですか。例えば燃料費52万5,000円新規で見ました。これは新しい保育所の1カ月分の経費と言いましたよね。それと光熱費25万円、それを1カ月分、それに機械警備1万1,000円、電気保安業務1万2,000円、これは1カ月分という説明を昨日受けました。単純に12カ月掛けると、これでもう957万円になってしまうのですよ。そうしたら、600万円という数字は全然当てはまらないのですけれども、それでもやっぱり600万円ですか。

○高橋予算審査特別委員長

村田学童保育所所長。

○村田学童保育所長

前回、一般質問でお答えしたときは、まずちょっと違う部分につきましては、光熱水費ということでの管理費ということで試算しております、委員がおっしゃったような警備とかそういう部分は入っておりませんので、その部分という意味での管理費では、ちょっと数字の積算は違うということになるということでご理解をいただきたいのと、あと、今回出してもらったのは3月分ということと、3月分ということの一カ月分ということでの日数で掛けて積算をさせていただいております。

この積算が12カ月掛けたものところが違う部分になるということでのご質問でございましたけれども、その部分につきましては、前回のときは大体このくらいで600万円という大まかなつかみであったということと、その機械警備等が入っていないということで、今回はその部分も3月実際解消するということもありましたので積算させていただいたところでもございます。その部分につきましては、再度きちんと精査した形で来年度の4月以降ということになると思うのですけれども、形で精査をしていきたいということでご理



解いただきたいと思います。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

だから、一番最初に質問したときに、私が一般質問の中でしたら、それは基本設計でやるときに出された数字が600万円です。それは主にライフラインですよ。そういう説明をしたのですよね。今もしましたね、600万円程度と。でも、実際に足していったら957万6,000円になってしまうのですよ。単純に足してしまうと。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

私どもで今説明をしておりますのは、先般、一般質問でご質問をいただいたときの維持管理費と、今もくろんでいる維持管理費については、基本的にはそんなに大きな差はございませんという答弁をさせていただいております。ただ、来年平成30年度中にお認めいただければ、平成30年度中に施設が完成するというのもあって、来年の3月、一カ月分の施設に係る維持管理費については、平成30年度の予算で計上させていただいたところであります。それはもう3月分ということでありまして、例えば中身については、一カ月分であってもある程度の1回必要な部分等々もありますので、それを1.2倍すれば九百ウン十万円という金額になるかと思いますが、具体的には平成31年度の予算の計上に当たって、かかる経費を1年間分計上するというものでありますので、今現在についてもくろみとしては、前回一般質問にご質問いただいたご答弁で差し上げた内容ともくろみの金額は変わりませんが、正式なものについては、あくまでも積算をした上で、平成31年度の予算に計上させていただくということでご理解をいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

そうしたらね、今回出された1カ月分の燃料費25万5,000円、光熱費25万円というのは、適正ではないのか。これで積算しているから、これが正しいのでしょうか。平成30年度分、1カ月分出しているのでしょうか、これで。平成31年度、12カ月だから単純に計算したら950万円になりますよねと。ではないのですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田学童保育所所長。

**○村田学童保育所所長**

すみません。説明が不足しておりました。申しわけありません。

今回、計上させていただきましたのは3月分ということですので、例えば灯油代は夏の間

はかかりませんので、そういった部分での差異は出てくると思います。今回、例えば前回ご説明させていただいたときは燃料費として3月分灯油代が幾らとか電気代が幾らという形で細かくお話をさせていただいたと思います。

今、町長からもご説明があったように、年間通してということであると、大体もくろみとして600万円程度ということですが、光熱費なんかは特に変動がある部分もございますので、例えば最初に述べたように、灯油代は夏のほうは金額が低くなるということもございますので、その部分も含めてきちんとした形での精査した形で平成31年度につきましてはまた年間の分ということで数字のほうを出させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

これ以上やってもお互い平行線なのでどうもならないと思うのですけれども、ということは、単純に今回の1カ月を足して計算すると957万円なのでは、当初言っていた600万円という数字には近いということですね。それは間違いないですね。

全体の職員の給与、共済費、全部入れると今回学童費だけで三千六十何万円なのでも、新しくなるとどれぐらいの経費がかかるのか、もうそろそろ見積もっていると思うのですね。私、9月に聞いているのですから、いまだにまだ出ないというのはちょっと納得できないのですけれども、その辺ちょっと数字お願いします。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

委員、昨年一般質問でご質問いただいたということはわかっておりますし、その部分でかかる経費についても維持管理、光熱水費を中心にですが、かかる部分についてはご説明をさせていただいております。

ただ、今現在やっていないのかということをおっしゃられると詳細には今現在は担当のほうでも積算はしてございません。これから平成31年度の予算に向けて、平成30年度中の夏以降、早い段階で平成31年度にかかる経費については積算をしていくということになるかと思っております。今現在、詳細に平成31年度からの施設に係る人件費も含めた維持管理費等については積算をしていないということでご理解をいただければと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

一般質問の中でも、最後に町長は、必要であれば示したいと言っているのですよ。9月で、まだ数字が出ていないので、これ以上聞いてもどうもならないのでやめますけれども。

もう一つ、二つでやめます。

平成29年の4月に出されました第5期の総合計画、執行計画の中で、学童保育所の積算ですけれども、全体で4億9,750万円から6億250万円の範囲で事業費が出ているのですけれども、この数字というのは、積算根拠はどこから引っ張っているのか。まず、そこを聞きます。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

こちらは、平成28年7月20日付の資料の中から数字が4億9,750万円から6億250万円という数字のことを言われているのかと思っておりますけれども、この内容につきましては、この学童を実施していくという町の方針がある程度定まった中で、皆様、委員方におおむねこのぐらいになるだろうという数字を出すために、他町村の近年の類似施設の平米単価を勘案しながら、当然、他町村はうちと規模は違いますので、その単価を参考としながら、うちではこのぐらいの遊技場が必要だろう、例えば職員室が必要だろうということの大まかな数字の積み上げ等の中で積算して、あくまで参考として、このぐらいの6億250万円というような数字をお示しさせていただいた内容でございます。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

ということは、そのときの近隣町村の価格を参考にしたということですよ。我々にこの学童の一番最初に説明をする段階でも、多分、平成28年10月ごろですが、そのときに単価根拠を聞いたときも、それも近隣町村の参考価格にしたと。価格にしたら、ちょうど建設費だけで5億2,500万円、総合計画にも書いてあるのですよね。ぴったりなのです。多分、近隣町村を見積もった価格で参考にしてやったのですけれども、その後、設計に入ってから、いきなり2億円も増えて7億何千万円にもなりましたよね。ということは、この公共施設をつくるのに、どうして道の基準単価を使わないのか。くどいようですけれども、どうして近隣町村の価格を参考にしなければならないのか。でも、設計したときは設計者が設計する人が道の積算単価で見積もっているのか、それとも設計事務所の数字で丸々いつているのか。それについて聞きたいのですけれども。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

一番当初の建築で5億2,500万円、こちらの数字は、うちの大樹町で施工しようとする学童の施設というものの基本がまだ定まっていない中で、おおむねの本当の概算という形でお示した内容でございますので、そこでやはり参考にするのは他町村の実績をもとに参

考にさせていただいて数字をお示しさせていただきました。

その次の段階の基本設計につきましては、建築主体、電気、外構含めて7億6,600万円という数字でお示したのですが、ここは基本設計の段階でございますので、この段階から道の単価を使ってきちっと積算してございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

わかりました。

では、最後にします。最後に、先ほどの労務単価も含めて、資材高騰も含めて、例えば本体工事で実際の価格から予算額の開きが1.05%で、先ほど言いましたように、労務単価価格分しかないのですよね。資材高騰分は見えていない。そういった中で、本当に入札は大丈夫なのか。不調ということも考えられますよね。万が一、不調になったときに町長としてはどうしたいのか。それを最後に聞きます。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今回、実施設計で上がった成果品に対して新年度の予算の部分で道単価が上がるというふうなこともあって、それぞれの単価については、5から7%の上昇分を見込んだ数字であります。その範囲内で新たな平成30年度の道単価が定められていけば、ほぼこれと同様な設計金額で工事については発注できるかなというふうに考えています。

今、東京オリンピックの関係も含めて、資材、または人員等の過不足が生じているというのは、全国的な動向であります。その中で、今回新たに大樹町がこの学童保育施設を発注するというのでありますので、入札をいただけるかどうかというのは、相手方の考え方、または都合があるというふうに思っておりますが、私といたしましては、予算がお認めいただければ、北海道または国の補助金の決定等も受けた後に入札行為を行いたいというふうに思っておりますが、その段階で落札いただけるべく努力はしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、いかんせん、相手があおりのことですので、入札が無事終われることを、今の段階では落札されるように、入札が無事に終わるように努力していきたいということで答弁とさせていただきます。

**○高橋予算審査特別委員長**

齊藤委員。

**○齊藤徹委員**

労務単価、今回は平均で5.3%上昇ですけれども、幅を5%から7%見ているのであれば、満度で見たらいいのではないですか。7%見て。万が一不調になったときに、過去に

隣の幼稚園ですか、幼稚園も一回不調になっているのですよ。うちの病院も不調になっているのですよ。そういうことを考えたとき、ある程度の幅を持っていかないと大変危険なことだというのですね。

最後に、そこだけ聞きたいです。本当に大丈夫なのかと。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

答弁、繰り返しになって申しわけありません。

実施設計の成果金額に対して想定されております建設単価の上昇分については、上乘せしたものを予算で計上させていただいております。確かに、委員がおっしゃるとおりの心配は私もありますが、今回予算で計上させていただいたということで、必要な分は予算で計上させていただいておりますので、お認めいただければ、この予算の範囲内で、なお、中身を精査した上で工事については発注の手続きをとっていきたいと考えております。

◎延会の議決

○高橋予算審査特別委員長

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ、これにて延会とし、15日は議事日程の都合により午後1時から再開したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本日は、これにて延会とし、15日午後1時から予算審査特別委員会を再開します。

◎延会の宣告

○高橋予算審査特別委員長

本日は、これで延会します。

延会 午後 4時50分

# 平成30年度予算審査特別委員会会議録（第3号）

平成30年3月15日（木曜日）午後1時開議

## ○議事日程

- 第 1 委員会記録署名委員指名
- 第 2 議案第 27号 平成30年度大樹町一般会計予算について
- 第 3 議案第 28号 平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）  
予算について
- 第 4 議案第 29号 平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議案第 30号 平成30年度大樹町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議案第 31号 平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算について
- 第 7 議案第 32号 平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 33号 平成30年度大樹町水道事業会計予算について
- 第 9 議案第 34号 平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算について

## ○出席委員（11名）

- |          |          |         |
|----------|----------|---------|
| 1番 船戸健二  | 2番 齊藤徹   | 3番 杉森俊行 |
| 4番 松本敏光  | 5番 西田輝樹  | 6番 菅敏範  |
| 7番 高橋英昭  | 8番 安田清之  | 9番 志民和義 |
| 10番 福岡孝道 | 11番 柚原千秋 |         |

## ○欠席委員（0名）

## ○地方自治法第121条により出席した者の職氏名

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| 町長                         | 酒森正人 |
| 副町長                        | 布目幹雄 |
| 総務課長                       | 松木義行 |
| 総務課参事                      | 大林一博 |
| 企画商工課長兼地場産品研究センター所長        | 黒川豊  |
| 住民課長                       | 林英也  |
| 保健福祉課長兼南十勝こども発達支援センター所長兼町立 |      |
| 尾田認定こども園長兼学童保育所長           | 村田修  |
| 農林水産課長兼町営牧場長               | 瀬尾裕信 |
| 建設水道課長兼下水終末処理場長            | 鈴木敏明 |

会計管理者兼出納課長	高 橋 教 一
町立病院事務長	伊 勢 巖 則
特別養護老人ホーム所長兼老人デイサービスセンター所長	瀬 尾 さとみ

<教育委員会>

教 育 長	板 谷 裕 康
学校教育課長兼学校給食センター所長	角 倉 和 博
社会教育課長兼図書館長	井 上 博 樹

<農業委員会>

農業委員会会長	鈴 木 正 喜
農業委員会事務局長	水 津 孝 一

<監査委員>

代表監査委員	澤 尾 廣 美
--------	---------

○本会議の書記は次のとおりである。

議会事務局長	小 森 力
主 査	真 鍋 智 光

◎開議の宣告

○高橋予算審査特別委員長

ただいまの出席委員は11名であります。

定足数に達しておりますので、本日の委員会を開きます。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 委員会記録署名委員指名

○高橋予算審査特別委員長

日程第1 委員会記録の署名委員の指名を行います。

委員会記録の署名委員は、規定により、委員長において、

6番 菅 敏 範 委員

8番 安 田 清 之 委員

を指名いたします。

◎日程第2 議案第27号から日程第9 議案第34号まで

○高橋予算審査特別委員長

日程第2 議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についてから、議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についてまで、以上8件を一括議題とします。

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算の歳入までの質疑が終了しておりますので、本日は、議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算の歳入歳出について、引き続き、総括質疑から始めます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

これより、歳入歳出の総括質疑を引き続き行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

○志民和義委員

教育の関係で、先生方の勤務内容が大変詰まっているというか、厳しい状況にあると聞いているのですが、それは一般的な話なのか。大樹町内はそういうことが、あまりせつぱ詰まった状況にはないというふうに理解しているのか。その点について教育長にお伺いいたします。



○高橋予算審査特別委員長

板谷教育長。

○板谷教育長

教員の世界は、無定量でございます。そして、一番エネルギーを使うのは子どもの事件、事故でございます。事件、事故がないように日常的に危機管理、それから一生懸命やって子どもが伸びたとかよくなったとか、そういうことになるとうごく疲れがとれます。一番疲れるのが、一生懸命やったのに全然改善されないという部分です。そんな部分で、働き改革においても、保護者、地域の理解を得ながら、よりよい教育ができるよう、笑顔で子どもに立てるように頑張っていきたいと思いますので、地域のバックアップをよろしくお願いいたします。

○高橋予算審査特別委員長

志民委員。

○志民和義委員

教育長におかれては、かつての教員経験をもとに全く、私も、見ても地域活動に対して協力していただいたり、協力というか一緒になってやってきた経験ですね、たまたま私の地域に学校はなくなりましたが、本当に疲れているという感じはない。

おそらくこういう仕事は、先生方の、生徒と、そして地域の気持ちが一一致すれば、多少それは人間ですから24時間なんてそんなことないですけども、そういうような意思疎通がきちんとなっていれば、そんなに、むしろ疲れが飛んでしまうのかな。むしろ、そして生きがいを持てるし、最高に生きがいの持てる職業だなというふうに私は思っているのですね。

あるお年寄りが、教育はなくなることはない仕事だと。確かに、そう言われれば、どの仕事もそうかもしれないけれども、教育というのは、そういうことになっていくのではないかなというふうに思います。

さらに引き続き、実際問題としてたくさん拘束時間が長くなるような、そういう事態は教育長のほうでも的確につかんで、意見をぜひ上げていっていただくようによろしく願いをして、質問を終わります。

○高橋予算審査特別委員長

答弁いいですか。

○志民和義委員

答弁いいです。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

齊藤委員。

○齊藤徹委員

歳入の関係で、町債、過疎債についてお聞きします。

質疑では、学童保育所の児童館整備事業の事業債6億7,320万円の償還の方法、償還利率を聞いたのですけれども、将来的に、今回、学童保育所建設の場合と、今予定されている平成32年度着工の庁舎を含めていった中で、庁舎も多分十数億円かかるのですけれども、例えば庁舎の償還方法とか利率だとか、多分25年ぐらいのスパンで支払が生じると思うのですけれども、そうなったときに、今回の学童保育所、庁舎の償還が重なっていくと思うのですよね。そうすると、財政指標だとか基金残高というのはどうなっていくのか。その辺ちょっとシミュレーションがもしわかれば、教えていただきたいのですけれども。

○高橋予算審査特別委員長

松木総務課長。

○松木総務課長。

ただいま学童保育所並びに庁舎の改築を進めた場合の将来的な町の財政見込みという形でご質問をいただきました。

学童保育所につきましては、昨日申し上げましたとおり、約7億円弱の起債になりまして、ピーク時七千数百万円という毎年の償還がございます。起債額に対して70%は基準財政需要額に算入されますので、真水で負担していくのは元利償還金30%ということでございます。

また、庁舎につきましては、今現在12億2,600万円という、改築のみですけれども、庁舎設計ではその数字でいただいております。それにつきましては、その90%が起債対象経費となりまして、交付税措置率は30%という形になります。実質は、22.5%が交付税措置、残りの77.5%が真水という形になります。例えば12億円のうち、9割の起債を起こした場合に、毎年の償還額というのは6,000万円ぐらい、25年償還を想定していますけれども、そういった形になります。それについては、実際6,000万円といたしましても、5,000万円程度は自腹を切るという形になります。

ただ実際、今現在の起債の中で、交付税で措置される部分というのは60%以上ございます。例えば臨時財政対策債が今一番残高多いのですけれども、これは100%基準財政需要額に算入されるという形で、真水で起債を償還していくという部分については、減りつつございます。ただ、将来負担比率とかの算定のときにも若干ご説明申し上げましたけれども、今現在大きなものは、公営企業の起債の償還のために繰り出しているもの、例えば下水道事業債、それから病院、これから出てくるのですけれども、そういったものもございます。

今現在の基金の総残高、北海道市町村備荒資金組合の償還の部分を含めまして43億円程度ございます。ただ、それがいつまでもその数字が当然保全されるわけではなく、今現在やりたいとか、総合計画に一応やらねばならぬと書いてある事業を全部執行すれば、多分当然のごとく基金については枯渇するものと考えます。

また、基金の枯渇のタイミングがどの時期になるかということなのですが、実は今まで以上に想定できないのが、地方交付税、収入の多くを占める、一般財源の多くを占める普

通交付税がここ数年で数億円という単位で減額されてございます。こちらの部分は一番見込みがつかないところでございます、そこが例えば昨年度、一昨年度並みの規模を維持できるという保証があればよろしいのですけれども、地方一般財源の水準は平成28年度から平成30年度、一定レベルを確保すると。その後については、多分平成30年度にまた政府与党並びに自民党が骨太の方針というのをつくると思います。そこで地方対策を講じるものと考えてございます。

いずれにいたしましても、基金残高は一定程度持っていなければ、災害であるとかそういったものの対応ができませんので、例えば公共事業を執行する中でも不要不急、当然必要なものはやらなければなりませんけれども、我慢できるところは当然我慢いたしますし、早期に取り組むべきこと、そこは、今までも住民の皆さんと相談しながら進めているところでございますので、そういったものについては、経常経費の節減なんかも含めながらやっていくことになるのだろうと考えるものでございます。

財政シミュレーションにつきましては、今回、学童保育所並びに役場庁舎の概算数値というのがまた新たに出ましたので、今現在見直しをかけるところでございまして、早々にお示しはしたいとは考えてございますけれども、いずれにいたしましても、歳出については、要望額というのは出てくるのですが、歳入が見込めないという形になります。ですから、よくありますように「入りをもって出れを制す」という言葉がございまして。要は、歳入を見越しながら、歳出の規模というのを決めていくという形の進め方になるのだろうと思いますけれども、その辺につきましては総合計画の執行計画プロジェクトチーム並びに行革大綱をつくる場合、そういった部分を含めて財政シミュレーションを示しながら、ご相談をさせていただくこととなるかと考えてございます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

修繕の関係で、町営住宅の修繕について、営繕作業員ということで148万8,000円、一般管理費と、これは管理の中にいろいろ入っているのだろうというふうに理解をするところでございますが、僕がちょっと聞きたいのは、現実的に公営住宅に入っていて、自然に壊れてくるものがありますよね、使わなければ壊れない。これについては、使っている人が持つのか、町が持つのか。備品だよね。

早く言えば、壁紙が破れてきました。それから畳が破れてきました。これというのは使わなければ壊れないのですよね。汚れないのだけよね。こういう場合についての一定的なルールがあるのかないのかをお聞かせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長。**

公住の入居につきましては、入居の段階で入居者に負担していただくものだとか、それから町が負担すべきものだとか、一定のルールがありますよということで入居者には周知してございます。

あと、修繕におきましては、民間の住宅等も同じなのですけれども、経年変化によって消耗していくものだとか、今、委員がおっしゃられたクロスなんかも、入居して短いのに傷みが激しければ当然入居者ということになりますけれども、長く入居されている方においてクロスが傷んでいたからといって、それは入居者に求めるものではないということで、一定の基準がございまして。

ただ、申しわけないのですが、ここに手持ちの資料がございませんので、詳しくは説明できませんけれども、そういった入居年数に応じた一定の基準はございましてということで、説明させていただければと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

一定のルールはあるのですよということですが、やはり入居者が入っていてガラスが割れるとか、ありますよね。これあたりも直していますよね。これはどういう理由でどうなのかわからない。これはね、やはりもう少し厳格にルール決めをしていただかないと、いけないのではないかなという感じがいたします。

言えば直してくれるのだという入居者がたくさんおられます。金網が破れました。虫入るから直してと言ったら直すという、こういうルールでは、町の財政が何ぼ、先ほど総務課長が、基金も底をつく可能性もあるというような、一般財源の補助金が来なければできない状態、これはルールを厳格にしましょう、少し。そうでないと、現実的には公営住宅に入ったほうがいいよねと、ただで直してもらうのだし、土地も売って、公営住宅へ入ったほうがいいのだと、こういうお考えになる方がたくさんいるわけですよ。

ですから、公営住宅へ入る上で所得でしょう。申しわけないけれども。所得で入れるのですよね。ですから、総収入も見て入れますというふうにしたらいかがですか。少なくとも、お金を、預金をたくさん持っている方もいるかもしれない。総収入なのですよ。だから、賃金がなかったらゼロになるから入りやすいから安い賃金になるわけですよ。だけれども、総収入はごっそり持っている方もいる可能性はありますよね。調べたこと僕もありませんから。町では、その権限も必要になるのではないかと。そうすると、公営住宅をたくさん建てる必要もないのではないかと思うのですが、いかがですか。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

公営住宅の修繕の関係は、先ほど担当の課長から説明をさせていただきましたが、入

居の際に定められているルールを説明して、退去の段階で確認をさせていただいております。長く入られて、古くなった壁紙とか畳とかというのはこちらで持ちますし、入居されている方の何らかの理由で破損したり壊れたものについては、ご負担をいただいて修繕をしているということをご理解をいただきたいと思います。

ガラスの破損等で私どもが直したという実態は、ちょっと私も把握しておりませんが、ルールはそういうことでありますので、今後、入居されていた方の退去に際しての負担のあり方については、厳格に対応していきたいと思います。

公営住宅の入居に関しては、所得証明をいただいております。総収入、総資産ということではありませんが、家賃を決める段階で所得を確認させていただくという制度になっておりますので、今後も所得に応じた入居、または家賃のあり方については現行のままやっぺいこうかなというふうに思っております。

私どもも、公営住宅の計画は持っております、今現在それに伴って日方団地の改築、または新通の解体等も行っているところです。計画は、設立当時で10年間、平成33年か34年までの10年間の計画だったと思いますが、計画をもって進めているところでもあります。

ただ、計画段階よりも人口等の減少が進んでいること、または民間での住宅の供給が進んでいること等も考えて、計画の戸数については、私は変更もあるかなというふうに思っておりますし、民間の方に高齢者住宅等々の建設をやっていただけるという部分があれば、その部分の公営住宅のうちが改築していく戸数というのは、今後、検討が必要だなというふうに思っておりますので、公営住宅の戸数の改築等についてもそういう動向を見ながら、また、その地域の皆様、そして議会の皆様ともご相談をしながら進めていければなと思っております。

#### ○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

#### ○安田清之委員

町長、今ご丁寧に説明をいただきました。

ただ、私いつも疑問に感じるのは、所得なものですから、総資産を相当持っている方も入られているという感じがするのですよ。だから、そういうものも含めて検討をお出しいただいて、強いていえば、土地も何もありません、預金もありませんでは、これ調べよう、役場はできるのかできないのか、僕、定かではないけれども。生活保護もらうときはそうですね。多分、預金残も全部調べますよね。できるのですよね。だから、条例改正等をして、今後は何千万円も持っている方は入居できませんよとか、こういうルールはつくらないと、おんぶに抱っこになってしまう可能性があると思うのですよ。

ですから、生活保護は、早く言えば、きちとしたルールがあるわけですから、衣食住ですから、だけど、早く言えば、住の部分の預金をずらして、ナンバー制もあるのだからわかるのだと思うのだけれども、そこら辺を含めて検討する時期に来ていると。

町長は、民間も含めて公営住宅は少なくするのか多くするのか、需要の問題もあるの  
で、町の財政が大変な時期が来ているという解釈をすると、こういう大樹独自の条例も  
必要にはなってくるのかなと思いますので、町長もう一度そういう部分を含めてご検討  
いただけるかどうかだけ、お聞かせください。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

今現在、入居の際に求めている資料としては、所得証明をいただいているというこ  
とであります。

ただ、現状そういう部分ではどういう経済状態にあるかというのは、それだけでは一  
概につかみ切れないところもあるかなというふうに思いますので、今後、入居の際に求  
めている資料で、どういうものを求めているのかということも含めて、ちょっと私ど  
ものほうで調査をしてみたいなと思います。

先進的な取り組み等が行われている事例があれば、参考にさせていただくなり、手続  
を変更するなり、進めていきたいなということで検討してまいりたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

6 款の農林水産業費であります、有害鳥獣の駆除についてであります。

質疑でも申し上げましたが、平成30年度の駆除計画は、平成29年度とほぼ同一予  
定であります。しかしながら、予定したパトロール隊は20名が確保できなくて、18  
名で実施をしなければならないと。7カ月であります。そうすると、ここはどうしても  
20名から18名ですから、願望はあっても厳しいのではないかと。

状況としては、13日付の新聞記事がありましたが、十勝管内の農林業被害が4年連  
続減少傾向にあって、生息数も道東域で19万頭、ピーク時より減少していると。しか  
しながら、十勝管内の被害状況によると、足寄、広尾に次いで大樹が3番目で、足寄1  
億100万円かな、広尾6,900万円、大樹4,600万円という数字がありました。  
こういう被害がありますから、農業者が精魂込めて育てたものがエゾシカの食害に遭う  
というような、有害鳥獣の食害に遭うということは、深刻な状態でありますし、駆除体  
制を確保することは重要な課題だというふうに思います。

ハンターの高齢化、減少で、これは毎年待ってくれないので、今年1歳年をとって来  
年もう1歳年とるという状況が続いていくとじり貧状態になりますので、何とか若い人  
たちの育成が地域では急務でないかと思っておりますので、これに対する考え方をぜひ伺いた  
いと思います。

協議会の中で議論されていると思いますが、やはり僕は、農業者を管理しているとは

言いませんが、農協ももっと前面に出て、お金の面、人の面というか、地域農業を守るために、もうちょっと一歩前に出て取り組んでもらえるような方法がとれないのかどうかということ。

それから、有害鳥獣駆除の問題には、どうしてもとった残渣の処理の問題がありますので、それを地域できちっと確立をするということも大事な課題でないかというふうに思います。

それと、説明の中で、報償費の扱いについて、今までは捕獲をして尾っぽを出せば報償費がもらえたけれども、不正があるということで、カメラで写真を撮ってということなのですが、尾っぽの不正とカメラで写真を撮ると不正がないのかどうかという、そのところがちょっと理解しづらいのですよ。それと、ハンターの人にカメラを預けて対応しなければならないということ、そのことは尾っぽの不正と、カメラでやればこうしてなくなるということをお聞かせいただきたいと思います。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

ただいま菅委員から有害鳥獣の関係のご質疑をいただいております。

有害鳥獣、やはりハンターの皆さんや自治体に駆除をお願いしなければならないということです。委員もご承知のとおり、高齢化が進んでいるということで、自治体の人員も20名から減少せざるを得ないという形になっております。ハンターの皆さんはもともと有害鳥獣の駆除をするために狩猟の免許をお取りではありませんので、そういう方々に有害鳥獣の担い手として対応していただかなければならないという実態そのものが、やはり今現在の状況にあるかなというふうに思っております。

過去に、町といたしましても農協と協議を進めた中で、多くの被害が農業者にあるということも踏まえて、農業者自らが有害鳥獣を駆除する立場を構築してほしいという思いも含めて、くくりわなの免許を取ってくださいというような形で誘導した経緯があります。その段階では、農業者の方々は、くくりわなの実際に免許を取られて、くくりわなを設置して効果を上げたという事例があります。また、猟友会のほうにも最近若い方の加入があります。そういう意味では、後継者が育っていってくれればなというふうに思っております。

今後どういう形で、さらに駆除を担っていただける方々を増やすかということは、猟友会、または農協等、海の関係もありますので、今、漁業協同組合も有害鳥獣協議会に加盟をいただいておりますが、そういう組織を通じて、担い手の確保をどういう方法があるかは検討していきたいというふうに思っております。

質疑の中で、今年度から狩猟の確認のために、しっぽから、写真を撮るというようなことで、カメラについての購入も予算を計上させていただいているところであります。カメラになったから不正がということは、不正というのはやる気になればどんな形で

もできますので、そこら辺は猟友会の皆様にも良識を持ってやっていただけるというふうに思っております。ただ、駆除後にそういう手続が加わったということで、ハンターの皆さんは正直少し煩わしい思いをするかなというふうにも思っているところでもあります。

また、駆除したものについては、その活用も今後検討していかなければならないというふうに思っておりますが、今、それをジビエとしてハムなどに加工していきたいという計画をお持ちの方がいらっやいまして、一度私もお会いをさせていただきました。そういう形で活用が図られれば、さらに駆除の頭数が増加するということも期待できるかなというふうに思っておりますので、そういう面も含めて、今後対応していきたいと思っております。

1点、農協ももう少し前面に出てというご意見をいただきました。

農協も、実は熊よけのおりについては数基、もう何年かに分けて、熊の捕獲のおりを作製して提供いただいているということで、1基当たり相当な金額にもなるということでもありますので、そういう部分では農協も被害の減少に向けて取り組みをしていただいております。

今後、さらに関係機関とも連携を深めながら、少しでも有害鳥獣の被害が減るような対策については講じていければなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

#### ○高橋予算審査特別委員長

菅委員。

#### ○菅敏範委員

今、お答えいただいた分については、それを積極的に進めていただきたいということで、ぜひお願いしたいと思います。

不正の話をしたのですが、大樹の不正でこうなったのではありませんが、上のほうに何かがあって、こういうことでやろうということですけども、僕は逆に言うと今、写真の技術が進んでいるから、合成写真でも、そちらのほうが、不正があるのではないかなというような気がしないわけではありませんけれども、尾っぽ1本ですからね。尾っぽ一つですから増えないのですけれども、写真は、向こうで写真を写して、こっちで写したら2枚になるからというようなことも頭の中に出るのですが、その辺がちょっと納得できない部分はありますけれども、もう決まったことはしようがないというふうに思いますが。

町長にお願いしておきたいのは、今制限があって、地元の人で地元の管内しか無理だという有害駆除、その壁を少し全道的にも破れないかという問題、他町村との連携や都会にいる狩猟者を、例えば雇用するとか依頼をして対応するような方法がとれるかどうか、地域が抱えている深刻な課題をやっぱり地域だけではなくて、もっと広い視野でもって対応できるような方法を模索するような検討をしていくことも一つの方法だと思



いますので、その辺の一步踏み込んだような対応についての検討はいかがですか。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

今現在、大樹で有害鳥獣を駆除する場合、例えば隣町で熊などがいて、確認されてハンターが出たのだけれども、道路1本挟んで大樹町に入ってしまうとかということも当然あり得ます。そういう部分では、近隣全ての、大樹町と町界が接している自治体とは申し上げませんが、猟友会のほうでお互いに紳士協定のようなものを結んでお互いに認め合っているというようなことはあります。

また、全く別な許可をとって有害鳥獣の駆除ができるような形にはなっているはずで。ただ、そういう形で、大樹町で許可をとって、そういうところが入ってくるという事例は、今のところまだ大樹町ではないということでありますので、今後、そういう形が進めば、大樹町で有害鳥獣駆除のために別な町外からの組織が入ってくるという可能性も、今後はあるかなというふうには思っております。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

杉森委員。

○杉森俊行委員

観光費で見るのか消防費で見るのか、ちょっとわからないのですが、一昨日の消防団の総会で団長が、晩成温泉の火災は町の施設の火災なので、焼失などについて詳しく教えていただくことができないのかと。

それで、これは今日でなくてもいいのですが、いつ、その場面で説明できるのかということを知りたいのですが。

○高橋予算審査特別委員長

杉森委員、直接これは予算には、別な件なのですよ。

○杉森俊行委員

そうですね。だから、今日でなくてもいいからと言っているでしょう。それで、いつ教えてくれるのかいと。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時34分

再開 午後 1時36分

○高橋予算審査特別委員長

再開いたします。

酒森町長。

**○酒森町長**

1月に発生しました晩成温泉の火災につきましては、さきの臨時会において、行政報告で火災の内容等については、また出火の原因等についても説明をさせていただきました。その後の部分については、もし必要な部分があれば、担当のほうから後ほど説明をさせていただきたいと思いますのでご了解をいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

福岡委員。

**○福岡孝道委員**

近いうちに十勝沖の地震がまた発生する可能性が高いというような公表もされておりますけれども、避難路の設置だけで、その後は何ももう考えないのか。

津波に対して、あそこは大体10メートルくらいでぎりぎりというか、それ以上来たら、もう避難路では駄目というか、そういうときに、例えば高台の構築とかタワーを設置するだとか、または何人か乗れる避難艇を備えるとか、そういう考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

十勝沖で想定されている地震に対して、今現在、浜大樹、または旭に避難路の設置をいたしました。今のところ想定されている津波の高さもハザードマップで示されておりますし、地震が起きてから津波が到達するまで、両浜とも30分ぐらいの時間が想定されているというところであります。その期間、避難をするということでの対応を最優先に考えておりますので、両浜、または海岸、美成、晩成地区もそうですが、の方々については、その時間を活用して適切な避難所まで避難をしていただくという対応が大樹町の場合は優先すべき対応だなというふうに思っているところであります。

そういう意味からいっても、避難所の整備、または避難路の整備を行いましたので、今、委員がご指摘のとおり、タワーであるとか、そういう部分については、今のところ設置については考えておりません。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

最後に、もうないのだろうとっておりますから、最後をお願いをしておきます。

今般、大樹町で学童保育等の建築をするわけでありましたが、町民の声含めて、いろいろな論議をされております。議会としても、説明を受けたり論議をしたりして、今回、一般会計に入っております。現実的に、町民の声もいろいろな、早くつくってほしいという方もいれ

ば、何でという方もおられると。これは議会の責任でもあります。

町長並びに担当課の皆さんにお願いをしたいのは、過大な設備、過大なものはしないでいただきたいと私は思います。

現実的に、太陽光など三百数十万円、これも計上されているという中で、6キロで、単純に計算して、もとは30年ぐらいかかるのかなと。僕、パネル、でかいやつかと思っていたのですよ、工業用みたい。そうしたら、何か小さいものですものね。道路についているような、そんなパネルだということで、これであれば、削除したほうがいいよねと。現実的に、三百何ぼで出て、6キロワット。これでは、大体3時から4時ぐらいですよ、学童というのはね。そうしたら、もう日没になるときに稼働しないわけですから、太陽が出ているとき。こういうものも含めて、同僚議員が、かご、何かわかりませんが1万6,000円とか何とかという答弁もありました。こういう過大な、予算はとって後で減額すればいいではなくて、少なくともこれで買えるのですと。これが最善ですというものをお出しいただいて、計画を練っていただきたいと。

これから、発注するわけですから、まだ練れる。町長は現実的に入札する前にいろいろ省けるものは省いて出したいという答弁だったと私は認識しております。ですから、町長、しっかり。これは町長の思いもあるのでしょうか。立派なものを建てるのでしょうか。そうであれば、少なくとも100年まで持つような管理をしなければいけません。早く言えば、国宝級の指定されるようなものまで考えて、私から言うと町長は耳が痛いかもしれないけれども、過大な設備だと思っておりますから、ですから、その思いで建てるというような気持ちをお持ちいただいて、職員の皆さんに汗をかいていただかないと、町長も含めて、我々も来年3月、4月には選挙になるわけですよ。町民に説明ができる体制をつくっていただきたいと。

特に町長、お願いをしておきますので、過大な設備をしないように少しでも安く、これは税金で建てるのだと、お金を借りるということは払わなければいけないのですし、末代の子供たちに払わせるわけにいきません。ですから、職員の皆さん含めて我々含めて、心引き締めて、町の財政がしっかりやっけていけるようお願いをしておきますとともに、町長に一言、この思いをお聞かせいただければありがたいかなと思いますので、一言だけで結構ですからお願いをいたします。

#### ○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

#### ○酒森町長

今、安田委員から学童児童館の建設に当たっての町の立ち位置のお話をいただきました。私も全くそのとおりだというふうに思っておりますし、私も常々決して華美なもの過大なものを建てるつもりはないということはお伝えをしてきたところであります。

役場庁舎内のプロジェクトチームで、何を優先すべきかということも含めて、学童の施設が必要だという結論に至ってから今まで基本設計、実施設計、そして今回の予算でも建設に係る予算の計上をさせていただいたところであります。この間、議会または町民の方からも

多くのご意見をいただいているということも私も承知しているところでもあります。ただ、町といたしましては、子供たちのために、今通うためにバスで送迎しているというようなこと、または仮の体育館、武道館等を使っているというようなことも含めて、しっかりとした施設をつくっていくことが子供たちのためになるという思いで進めてまいりました。

予算をお認めいただいた際には、発注までもう少し時間がありますので、その間、躯体に係る設備については見直せるべきものは見直していきたいなというふうに思っております。また、700万円程度の金額を計上しております備品等についても一応目録といたしましうか、リストは上がっておりますが、内容についてはまだまだ精査が必要だというふうに思っておりますし、机等の備品についてもあるものを使うという形を進めたいなというふうに思っております。予算をお認めいただいた中で、さらにもう一汗、二汗かいた中で、発注、または建築を進めていければなというふうに思っております。

完成の暁には、皆様とともに、つくってよかったなと思えるような施設運営を心がけてまいりますので、予算につきましてはご理解をいただくよう、私から改めてお願いを申し上げます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

杉森委員。

**○杉森俊行委員**

学童の保育所なのですけれども、この前の説明で、中島と歴舟と同じ屋根のものを使うのだということの説明があったのですけれども、中島はわからないですけれども、歴舟で雨漏りがないという話なのですけれども、歴舟では雨漏りがあるのですね。私たちがいたときには。そういうことがあるので、ちょっと撤回してもらえませんか。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

学童の施設の屋根の関係で、それを使用する部材で、歴舟と中島の体育館、コミセンのですね、体育館と同じ部材を使って屋根を張るということで説明を申し上げました。

両コミセンにつきましては、もとの小学校を改築したものでありますが、コミセンに改築するにあわせて、両コミセンの体育館についても屋根を張り直したということでもあります。それと同様のものを使うということでの説明でありましたので、ご理解をいただければなと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

杉森委員。

**○杉森俊行委員**

パネルの問題ですけれども、6キロの64枚と書いてありますね。三百何十枚あるから。それはうちの委員が言ったとおり、これは、昼間は使わないですね。ダクトは使うという

ことになっているのですけれども。それとも、電気も使うということなのですか。午前中はほとんど使わないで午後からなののですけれども。

それと、屋根の形状についてなののですけれども、中学校の体育館のときに、2年か3年でもう雨漏りというか何かしたのですね。そういう関係上そういう形状のものは使わないほうがいいのではないかという話があったのですね。こういうふうに三角屋根にしたほうがいいのではないかと。そういうことがあるのに、また同じような形状の屋根をつくるということは、私にはちょっと考えられないのですけれどもね。

それと、築山というのはないですね。グラウンドというか、ここにはないのですね。築山がないということは、どういうふうな考えでないのですかね。築山というの、子供たちが坂を上ったり下がったりする、体力をつけるためにあるのですよ。小学校の場合もないのですけれども、中学校の場合もないですね。だけれども歴舟の場合はあるのですね。校長先生に聞いたら、築山は上がったり下がったりして体力をつけるためにあるというのですよ。よその更別とかは、あるのですね、築山は。そういうものをもう少し、金がかかるのは関係ありませんけれども、子供たちがもう少しこういうふうにするためのものを考えてもらいたいと。

そして、乳剤アスファルトとあるのですね。真ん中に。乳剤アスファルトあるのですけれども、何でアスファルト敷くのですかね。芝生だけでいいのではないですか。何で乳剤アスファルト一々敷かなければならないのですか。このところ何のために、雪はねでもするのですか。雪はねしないのだったら、何も側溝だから、何かかぶせて、乳剤アスファルトなんか要らないですね。この赤い部分ですね。

そういうことをもう少し考えてもらいたいし、これだけ平成31年にやるということなののですけれども、今のうちにこういうものを決めておかないと、やり放題でやって、やられるという感じがあるので、物すごく不安ですね。その築山をつけないのかと、乳剤アスファルトが要るのかということ。

そして植栽ですね。駐車場の中に植栽があるのですね。この植栽というのは普通要らなのではないですか。雪かきのとき、みんな壊れるのですよ。壊れるのですよ。ふるさと大橋だってそうでしょう。木を植えたけれどもすぐ潰れてしまう。みんな壊れているのですよ。そういうことがあるので。

そして、ベンチも要らないのではないかと。何でベンチ要るのかと。2年か3年たったらベンチぐらい壊れてしまう……。

#### ○高橋予算審査特別委員長

杉森委員、その外構は平成31年度の……。

#### ○杉森俊行委員

わかっています。平成31年。31年だけれども、外構の値段が入ってくるとだんだんあれでしょうと。今から決めておかなかつたら、ばんばん増えていくということでしょう。

○高橋予算審査特別委員長

今後またそういったことで。

○杉森俊行委員

わかっています。では、何ですか。まあ、いいです。

○高橋予算審査特別委員長

布目副町長。

○布目副町長

今、学童保育所に関する建物本体の形状についてご質疑をいただいております。

町長のほうからも、それから同僚委員のほうからも太陽光に関してはさまざま容量が少ないにもかかわらず効果が云々という、こういうご指摘も出ておりますので、ここは町長のほうも設備に関しても十分検討させてもらおうと、こういうご答弁もさせていただいておりますので、ここはもう少し時間がありますので、ご指摘のようにしっかり検討してまいるというふうに思っています。

それから、屋根の形状でございますけれども、今こういうフラットな形状で、あるいはボックスが出た形状で今おさまっておりますが、この形で雨漏りのご指摘ですけれども、そのような過去のそういう教訓も踏まえて、今のこの工法が雨漏りはしないという建築家の判断のもとこういう形状にしたというふうに私ども聞いておりますので、そのようなことがないように、本当に最善を尽くした形で設計、あるいは施工をしていくということでご理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、外構の部分でございます。築山の部分、それからセンターの中央の舗装といたしますか、オレンジの木質系のところでございますけれども、あるいは遊具、これらにつきましては四千数百万円ということで来年度かかると、こういうことをご提示もしておりますけれども、ここはしっかりと大幅な見直しをするということで既に私ども内部では検討しております。ですから、ここはまた検討内容については、後日ご相談をさせていただくということで、先ほど町長も答弁した、今年の備品もそうですけれども、そこも含めてしっかりと再検討した中で内容をご提示して、理解を得た中で進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに考えるものであります。

以上です。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

休憩します。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 2時10分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

先ほど、総括質疑が終了しておりますので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

ただいま提案されております平成30年度大樹町一般会計予算に反対の討論を行います。

総務費、徴税費、賦課徴税費、十勝圏複合事務組合負担金、滞納整理機構への支出です。日ごろから滞納整理に町長初め、職員ともども力を合わせ、しかも時間外窓口、収納窓口を開設するなど行って収納率向上に努めていることを理解しております。

私は、この滞納を初めとして、町政の問題は整理機構に送ることなく、町内で解決したほうがよいと考えております。また、職員の皆さんにそのような力があると考えております。

よって、本予算案に反対をいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

次に、賛成討論の発言を許します。

賛成討論はありますか。

松本委員。

**○松本敏光委員**

議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算案について、賛成の立場で意見を申し上げます。

本予算は、地方創生の取り組みや子ども・子育て支援、公共施設の適正管理など、諸課題への対応が求められる中、子供の健やかな成長を支援する学童保育所・児童館建設工事のほか、町道改良舗装工事や町営住宅の建設、学校教育の推進に大樹中学校のタブレット機器の整備、そして大樹高校の台湾見学旅行費の助成など、活力と安らぎあふれるまちづくりを推進するための予算が計上されております。

一方、財政の健全化においては、地方交付税の減収や経常経費及び投資的事業における一般財源の増加などに対応するため、財政調整基金の繰り入れが増加するものの、昨年引き続き、地方債償還額が減少していることや交付税措置のある地方債の借り入れに努めていることなどから、持続的な財政運営に配慮した姿勢が認められ、十分に評価されるものと考えられます。

以上のことから、平成30年度大樹町一般会計予算は、住民要望に十分応えられる内容であると考えますので、本予算に賛成をいたします。

## ○高橋予算審査特別委員長

次に、反対討論の発言を許します。

齋藤委員。

## ○齋藤徹委員

平成30年度一般会計予算について、歳入歳出総額68億5,700万円、前年度比7億5,500万円の増となり、地方交付税前年度予算対比94.9%、経常経費に対する一般財源の不足等に対応するため、基金繰入金、平成29年度予算案3億3,315万9,000円でしたが、本年度の基金繰入金が6億16万5,000円、歳入の予算額の8.8%に当たります。

3款民生費の11節需用費から18節備品購入費の学童保育所・児童館建設事業の7億3,172万1,000円についてですが、当初、平成28年度10月の説明において、建設費本体5億2,500万円を含む総事業費6億2,400万円、平成29年度4月に提出された第5期大樹町総合計画執行結果からも基本設計、実施設計等3,650万円、建設費、建物4億2,000万円から5億2,500万円、総事業費が4億9,750万円から6億250万円の執行計画となり、延べ床面積1,540平米、概算金額で建物費は同額の5,250万円でした。総事業費が6億240万円の説明で、第5期の総合計画に基づいて事業費と一致、双方とも説明においては近隣町村の建設を参考にしての説明。その後、実施設計予算について、延べ床面積成8%減の1,417.5平米、建設費、建物約38%増の設計事務所による道単価の積算単価で7億2,672万8,000円、総事業費で工事監理費、備品を除き約35.6%増の8億335万6,000円でありました。

当初からの道の積算単価を使用していなかったといった面から積算根拠に不透明な点があること。

2番目ですけれども、建築構造上、北国の気候風土からも積雪、凍結から見ても北国に適した建物ではなく、維持経費の増額とその2の工事費が心配される。

③ですけれども、建設費、実施設計費、成果金額6億7,311万7,000円、予算額7億969万1,000円の平均5.43%増で、労務単価上昇分、資材高騰分と説明されましたが、過去の入札状況、近隣町村の入札状況から消費税相当分から約10%程度の加算をしていかなないと入札に影響が懸念されること。

④年間の職員給与、共済費、需用費、役務費等含めた、この総維持管理運営費が明らかにされていないこと。また、算出されない中での予算計上となっていること。

⑤遊具、備品購入費718万1,000円、見積額の購入費の内訳の精査と図書費も教育委員会と連携しながら再度の精査が必要。

6番目ですけれども、認証材において、FM認証の森林を原料に素材生産1次加工、2次加工と製造していく過程では、ブランド化がされます。そういった製材単価と規格に合格した一般社会に流通している製材との価格差が明確ではない。

以上のことから、平成30年度の歳入臨時対策債を含めた実施設計地方交付税が前年度対



比1億8,700万円の減が見込まれ、平成31年度以降も地方交付税減が懸念される中、21款町債1節過疎債6億7,320万円の3年据え置き9年償還が始まります。

また、平成32年度着工予定の庁舎本工事、外構、備品、解体工事を含めると十数億円を超えることが予想され、これも3年据え置きの22年償還、国からの補助金、過疎債を含め約22.5%、残りの額は町が負担額となること。

今後、人口減による地方交付税の減少、基金残高の減、長期的な財政指標への影響が懸念されます。

また、義務教育では特に小学校では平成30年から道徳教科の必須科目、平成32年度から英語の必須化により小学校3年生から中学校3年生まで週30単位となり、それに少年団活動も加わり、1日平均の利用時間が限られること。

限られた児童数の利用者、総事業費、外構工事を含めた8億1,162万5,000円の建設費は、町民一人一人の負担が多く、国も政策の柱として次世代育成、子育て支援事業は理解、認めるどころですが、今後のことを考えると、やはり身の丈に合った改築工事費を見直すべきである。

学童保育所・児童館建設工事費、負担工事請負費7億3,172万1,000円を含めた平成30年度の一般会計予算は、改築に向けての考え方は同意しますが、現段階では工事費、請負費を含めることは認めることはできない。

以上のことから、工事請負費を含めた一括平成30年度一般会計予算案の議案提出なので、これに反対をいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第27号平成30年度大樹町一般会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○高橋予算審査特別委員長**

着席してください。

起立6人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時25分

**○高橋予算審査特別委員長**

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

日程第3 議案第28号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算  
についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第28号平成30年度大樹町国民健康保険事業特別会計(事業勘定)予算に  
ついての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件  
を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

総括でやります。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

この会計について、基本的に健康保険会計、これはやっぱり私は年齢で区別するのではなくて、一本化してやるべきだと。そしてまた、あえて別の会計まで設けてということになっているわけですね。そういうことから考えて、何のために分離したのか、私には全く理解できないところですが、その点についてお伺いいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

後期高齢者医療特別会計の中身についてのご質疑をいただいております。

この制度が発足して以来、高齢者の医療の関係、私は充実したのではないかなというふうに思っております。今後もこの制度を維持しながら、高齢者の皆様の医療についてはこの事業をもとに進めていくことが肝要だなというふうに思っておりますので、引き続き、この会計を維持しながら高齢者の皆様の医療の充実が図れるよう体制を堅持していきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

4ページの上から2番目。保険基盤安定繰入金、これ一般財源から繰り入れですよ。というふうに聞いたのだけれども、間違っていないかどうかだけお願いをします。間違ってい

たら言ってください。

一般財源から出しているということは、町民がその分助かっているというふうに解釈をいたします。ただ、これは国で決められたことなので、少なくとも一般財源から繰り入れないと、1人頭どのぐらい保険が上がってくるのかどうか、そこら辺というのは計算されていないだろうと思います。

もう一つは、もしあれであれば後で教えていただくということで、後期高齢者医療保険ですから医療費は相当上がってきているのかどうか、どうなのでしょう。やっぱり年をとってくる、高齢者になってくるわけですから、医療代というのは相当上がってきているのかどうか、お教えてください。

**○高橋予算審査特別委員長**

林住民課長。

**○林住民課長**

まず1点目の歳入、4ページ、保険基盤安定繰入金ということで、ご指摘ありましたように、一般会計からの繰り入れという形になっています。委員のほうからもお話しありましたように、制度に基づく繰り入れという形になっておりまして、ここの繰入金につきましては、基準によるまず保険料が決められます。決められた後に所得などの要件によりまして、そのうちの減免の適用になる方がいらっしゃると。その減免になった減額した額を一般会計から繰り入れるという制度になっておりまして、この中に繰り入れられるものとしては、そのうちの額の4分の3は道から、4分の1が町からという形で、一般会計のほうに入ったものを一般会計から後期の会計のほうに移すというような制度になってございます。

それから、2点目の医療費についてどういう状況かということでお尋ねがございました。

全体的な傾向として、やはり後期の保険者の方の医療費については少しずつ上がっているというような傾向になってございます。本町の場合の一応集計について手元にありますのでちょっとご報告をさせていただきますと、1人当たりの医療費ということでお話しさせていただきますが、平成27年度は1人当たり84万6,738円、平成28年度は1人当たり86万5,148円ということで統計が発表となってございます。当町の場合、医療費につきましては全道でも1人当たりの医療費が少ないほうという形ですので、全道とかでなされますと、さらに1人当たりの医療費は高く推移しているものというふうに思われます。

以上です。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

志民委員。

**○志民和義委員**

ただいま提案されております平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論を行います。

この制度は、発足当初から高齢者を区別することになる、こういう批判が多く、かつての老人保険制度でよかったというふうに考えております。また、別に会計を設けるなど、分ける意味があるのか、こういうふうに私が思います。

よって、本予算案に反対をいたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

次に、賛成討論の発言を許します。

船戸委員。

**○船戸健二委員**

ただいま議題となっております議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度につきましては、急速に少子高齢化が進む中で、国民の医療費が増加する状況にあり、特に増え続ける老人医療費を安定的に賄うための医療制度として、高齢者の皆さんが安心して医療を受けられるよう構築されたものです。

北海道では、道内の全市町村が加入する北海道後期高齢者医療広域連合がこの制度の運営主体を担っており、10年を経過し、安定した事業運営が行われています。

後期高齢者医療特別会計における町の事務としては、保険料の徴収、対象者の加入・脱会の届け出、保険証の引き渡しなど、被保険者の身近な窓口業務を遂行しているところです。

本会計においては、事業を円滑に進めるための適正な予算編成がされているところでありますので、本予算に賛成いたします。

**○高橋予算審査特別委員長**

次に、反対討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第29号平成30年度大樹町後期高齢者医療特別会計予算についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

**○高橋予算審査特別委員長**

着席してください。

起立9人。

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西田委員。

**○西田輝樹委員**

2ページの総括の歳出でお伺いしたいと思います。

介護保険については、例えば人件費なんかの介護される方の給与改善だとか、それから消費税なんかの改定なんかのことが想定されていると思うのですが、総括表の2款でいう保険給付費なんかは、そのまま前年度と同じような予算組みがされているのですが、そういうふうなことで費用が不足するとか、そういうふうな心配はないのでしょうか。

**○高橋予算審査特別委員長**

村田保健福祉課長。

**○村田保健福祉課長**

2款の保険給付費でございますけれども、ここ数年、過去の統計で見ますと、多いときで大体6億円近くということなのですけれども、若干ここ数年は全体的に減って来ている傾向がございます、平成29年度もまだ最終的な数字にはなっておりませんが、6億円を若干切るような数字になろうかということで予測をしております。

そういったことを見込みまして、平成30年度につきましても予算組みをさせていただいておりますので、現時点においては、国のほうで特別な制度改正等がなければ、この予算で足りるというふうに考えております。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第30号平成30年度大樹町介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第31号平成30年度大樹町介護サービス事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第32号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第32号平成30年度大樹町公共下水道事業特別会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

ご異議なしと認めます。



よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第33号平成30年度大樹町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

4ページ、建設機械借上料145万4,000円、これはどんな機械をお借りするのか。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

こちらにつきましては、坂下、住吉ともに除排雪の機械の借上料がまず1点入っております。もう1点につきましては、坂下取水場の土砂の土砂上げですね。近年、台風とかの影響によって上流から土砂が入ってきて、取水のところに溜まってしまうということで、溜まってしまつとやっぱり水の取り入れができなくなってしまうものですから、そちらの頻度が高くなるということで、平成29年度とほぼ同じ金額ではありますけれども、平成29年度から実は多少上げておまして、土砂の溜まる頻度が高くなっているということで、皆様に迷惑かけないように機械を借り上げて土砂を除去して、安定した水を供給したいと考えているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

大体わかったのですが、これは職員が上げているのか。そこら辺ちょっと。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

建設業者の機械を借り上げということで、業者をお願いしてやっていただくということで、職員が直接やっているということではございません。

以上でございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

そうしたら借上料ではなくて、結局来てもらってやっているのだつたら、借り上げではないのかなと、いう名目にならないかな。その都度頼むわけでしょう。除雪車はそのまま置いてあるのだから。それとも、除雪車は来てもらって投げているということなのか、除雪車はそこに置いてあつて投げているのか、によって大分違うのかなという気がするのです

が、ちょっとお聞かせください。

○高橋予算審査特別委員長

鈴木建設水道課長。

○鈴木建設水道課長

除雪につきましても、それぞれ近くの業者をお願いして、その除雪もいつ雪降るかわかりませんので、降ったその都度お願いしてというか、来ていただけるような形をとって、そのそれぞれの浄水場なりに機械を置いてあるということの内容ではございません。そういったことで、業者の借り上げも含めて必要に応じて発注をお願いしているという内容になってございます。

○高橋予算審査特別委員長

安田委員。

○安田清之委員

そうであれば、借上料ではなくて委託料なのか、科目がちょっと違うような気がしますので、内部でよく協議をしていただきたいなというふうに思います。

次、もう1点あるのですが、いいですか委員長。

○高橋予算審査特別委員長

どうぞ。

○安田清之委員

現実的に水道という部分で、毎度お聞きしていますので、経営状態からいくと、毎年赤字で一般財源から繰り入れをしているわけですが、科目で総括になってしまうのでやめます。総括でいきます。

○高橋予算審査特別委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

○安田清之委員

毎年お聞きしておりますので、鈴木課長ももう耳にたこができていかなというふうに思いますし、答弁もすらすらと出るだろうというふうに思っております。

現実的に水道会計を適正に行う上で、本当にいつかは料金の改定をしなければ困る時代が必ず来るのではないかと。町の財政も現実的に基金も崩している状態が続く上では、やっぱり農業用水、工業用水、一般用水、料金が今まで、ずっと聞かせていただいている中で、農

業用水から始まっているから農家だと、第1産業だから農家は大事にしているのだと。これもよくわかります。ただ、それであっても、赤字になって停止になってしまえば、みんなが困るわけですよ。利益者負担という観点からいって、いつまで、これは町長だと思うので、いつまで改正もせず、町の一般財源から繰り入れをしながら見ていくのかと。これは町民に知らしめるべきだと思うのですよ。こうなのですよと。知らしめて、料金体系は見せている部分は僕も知っておりますので。だけれども、町の水道会計は毎年こうですよと。こうですから、いつかは見直しをしなければいけませんよと。今からやっぱり投げかけて、町長ね、やっていかないと、水道関係、本当に大変になる時期が、これから何十年もたった管の取り換えをどんどん始まるわけですよ。そうしたら、それはやはり町の負担でやらなければならないということは、やっぱり我々は安全な水を飲ませていただいていたら、ペットボトル100円かい、500ミリリットルでね、うちは何ぼになるのという計算なのですよ。あんだけおいしい水を供給してもらって、多分10円にもなっていないのかなと思うのですよ。要は、お水。ペットボトル1本が。そこら辺もよく理解をして、町民に今からいただいて、料金の改定をしていかないと、水道が我々一番安全に飲めない時期も来てしまう。それから町の財政も苦しくなるという部分がありますので、町長ね、これは今から町民にもいつかは上がりますよと。上がるというか、改正しますぐらいのことはちょっと言っておいたほうがいいのではないかなという気がしますので、どうですか。

○高橋予算審査特別委員長

酒森町長。

○酒森町長

水道事業会計で、料金の関係も含めて会計のあり方のご指摘をいただきました。

水道料金については、それぞれの用途別の区分けで料金設定をさせていただいておりますが、その部分については、平成30年度改定の予定なく、予算を計上させていただいております。

水というのは、生活の根幹にかかわる重要なものだということは2年前の断水を契機としましても町民お一人お一人がもう本当に肌で感じたのではないかというふうに思っているところであります。そういうライフラインの重要な部分だということも含めて、料金を改定せずに平成30年度も予算の計上をさせていただいているところであります。

委員ご指摘のとおり、水道施設を設置してからも長年が経過しておりまして、特に老朽化した水道管の更新も含めて高額な事業費が伴うような時代が来るといふふうに思っております。そういう部分も含めて、今現在の水道会計のあり方については、しっかりと住民の皆様、町民の皆様へ広報していくというのも大切なことかなというふうに思っておりますので、今現在の水道の状況、お水をつくっている単価がこのぐらいかかっているのだけれども、実際に売っているのはこのぐらいなのですみたいなところも含めて、住民の皆様へ水道会計のみならず、ほかの会計もそうですけれども、町の財政のあり方等々については広報紙等、またあらゆる機会を通じて周知できればなというふうに思っております。

しかるべく段階が来まして、水道会計の料金の関係についても見直す時期がそろそろしなければならぬなという段階にあっては、また料金の見直し等については、ご協議をさせていただきたいとは考えております。

平成30年度は、現行の料金設定で臨みたいなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**○高橋予算審査特別委員長**

安田委員。

**○安田清之委員**

この原案について反対するつもりはございません。

現実的に、今、町長言ったとおり、早い段階から計画を練って町民に周知をすると。水が、先ほど町長言ったように、ペットボトルにすると幾らなのだよと。源水何ぼだったか、聞いたことある。20円ぐらいでできているのではないかと。現実的にそこら辺を見ると、まるっきりただ同然の値段で売っている状態が続いていますので、水道会計を健全にするためにも、早く町民の皆さんに水はこのぐらいでつくっているのですと。いずれは水道管も穴があくのですよね。黙っていればね。どこかは水道管破裂して大変な工事、道路が陥没というような事態も起きる可能性もなきにしもあらずということですから、今年度の会計は反対もしませんし、よく努力しているなという認識も持っていますが、やっぱり改定する時期は近い時期にあるのだろうというふうに思いますので、町民に十分通知をして料金の改定をお願いしておきますので、答弁は要りませんから、担当課の方も苦勞しているでしょうけれども、一生懸命町民に水を送っていただいている感謝はしていますが、いつか壊れてしまうと大変なことが起きますので、早く手を打っていただくというお願いをして終わります。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありますか。

菅委員。

**○菅敏範委員**

坂下取水場に関連して、近年、周辺状況の変化などで頻繁に濁るという状況が続いているということは承知をしています。現地も見させてもらいました。そういう中で、濁り対策について、原因究明含めてどこまで検討が進んでいるか、お聞かせいただきたいと思います。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

坂下浄水場、最近の大雨にかかわらず多少の降雨があっても濁度が上がるという状況が続いているところであります。また、2年前の大雨台風災害の際には、それが非常に顕著になって、濁度が高過ぎて水をつくることができないという時期があったということで、町民の皆様にもご迷惑をかけたところであります。

あの上は国有林というようなこともありまして、実は私、国有林の会議の際に、道東の会

議だったのですが、その場で実は大樹町の水道がこういう状況にあるのだということの話題提供をさせていただいた経緯があります。全てが全て国有林のせいだということは申し上げませんが、川道が変わったということ、または流木の関係も含めて国有林の荒廃の部分も少なからず影響があるのではないかというお話をさせていただいたところでもあります。

それから、帯広の森林管理署のほうでは、雨が合った場合、濁度がとれるまで毎日定点で写真を撮るようなことを取り組んでいただいています。また、上流でどこの部分の土が流れ出ているかというところも、国有林なりに調査をしてくれているということで、そういう部分については非常にありがたいなというふうに思っているところです。

今現在の状況、または原因究明の関係等々については、担当の課長のほうから詳細の説明をさせていただきます。

**○高橋予算審査特別委員長**

鈴木建設水道課長。

**○鈴木建設水道課長**

坂下の水の濁りの対策ということで、今年度委託料を組ませていただきまして、そちらの対策、今の施設を使いながらどうしていったら断水にならないような水のつくりができるかということで委託をさせていただいているところでございます。

その中で、今、最終的な結論は出ていないですけれども、高濁度の水をサンプル採取しながら、テストケースをつくりながら、ケース5パターンぐらいの施設の改修などのことの検討の案が出てきている内容ではございますけれども、費用的なことも含めて、今後、最終的な委託の成果品を見ながら、水道事業としてどういったふうな対応をしていけばいいのかということを今後検討していかないとならない、その成果品を見ながら検討して、その後は議会のほうとも相談しながら進めていければなど考えているところでございます。

**○高橋予算審査特別委員長**

ほかに質疑ありますか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第33号平成30年度大樹町水道事業会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を議題といたします。

予算の歳入歳出全般について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

**○高橋予算審査特別委員長**

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

これより、歳入歳出の総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

安田委員。

**○安田清之委員**

一言だけ、お願いをしておきます。

病院の事務長が今日おられております。大樹町の病院の先生含めて、日夜住民のためにご協力を最善の方法で診ていただいているものだというふうに思いますが、ここで一言だけ苦言を、もう少し笑顔でやっていただくようお願いをしておきますので、これ以上は言いませんので、大体意味はわかっているかなというふうに思いますが、具合の悪い人が行っているわけですから、にこやかに接していただくようお願いをしておきますので、事務長いかがですか。看護婦さん含めて、事務長のほうがいいのではないかと。町長は現場にいないから、事務長一言職員に対して。

**○高橋予算審査特別委員長**

酒森町長。

**○酒森町長**

にこやかに話をしたいなと思います。

町立病院、現体制になって非常に先生方に頑張ってもらっていただいております。4名体制になったということで、週1回の夜間診療も行っていただいております。町民の方からも仕事終わった後、病院にかかれる、薬をもらいに行けるとということで、ありがたいのだという話もいただいているところであります。

町立病院も含めて、私どもは全ての職場がサービス業だという認識でおりますので、そのサービスの一環として、町民の方に優しく接するというのも私どもの役割でありますので、町立病院に限らず、私ども町の職員全体で町民に親しまれるような、そういう対応を心

がけていきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○高橋予算審査特別委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

これより、議案第34号平成30年度大樹町立国民健康保険病院事業会計予算についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

本委員会の審査報告書は、正副委員長に一任願いたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、審査報告書は、正副委員長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

○高橋予算審査特別委員長

これをもって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○高橋予算審査特別委員長

ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会は、本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○高橋予算審査特別委員長

これで、特別委員会を閉じます。

閉会 午後 3時03分